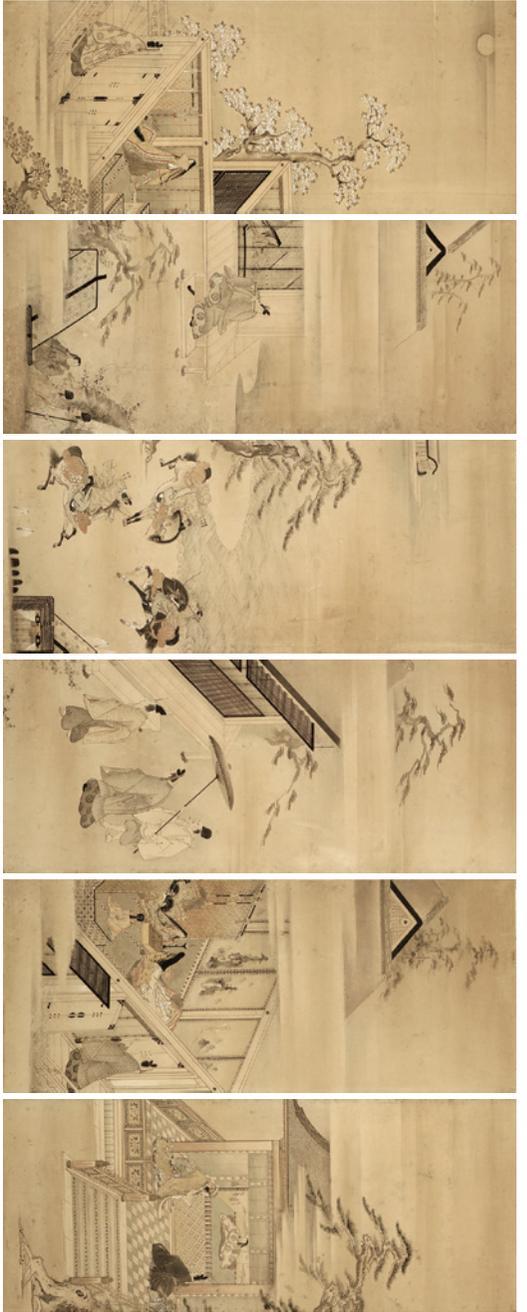
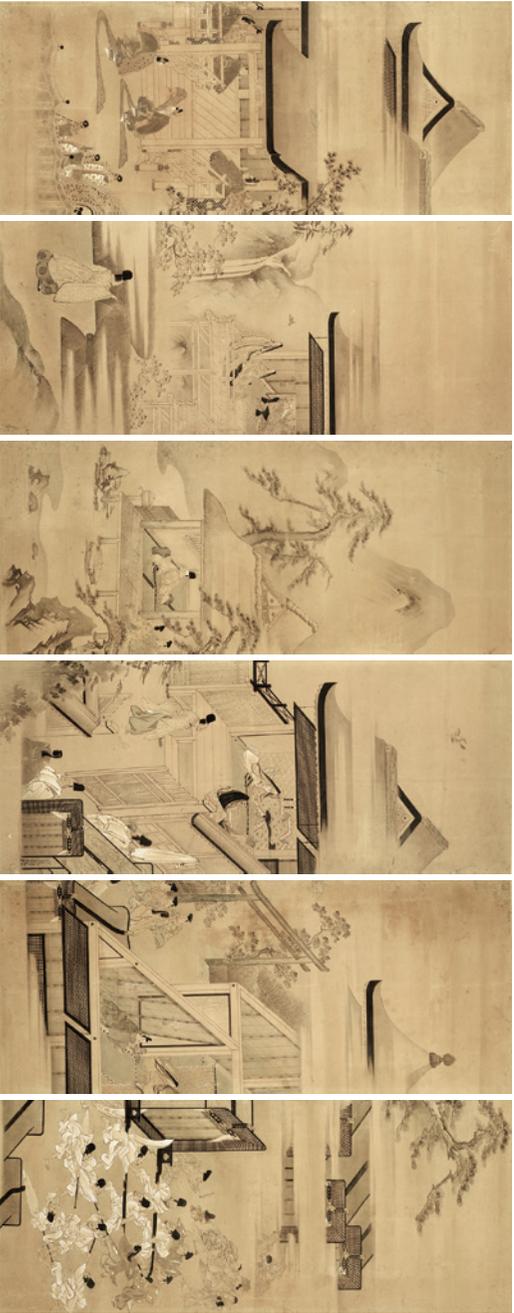


徳
川
美
術
館



(右隻)



(左隻)

図1 「源氏物語押絵貼屏風」
(徳川美術館蔵)



図2 初音書棚A 棚板の亀裂 修理後



図1 初音書棚A 棚板の亀裂 修理前

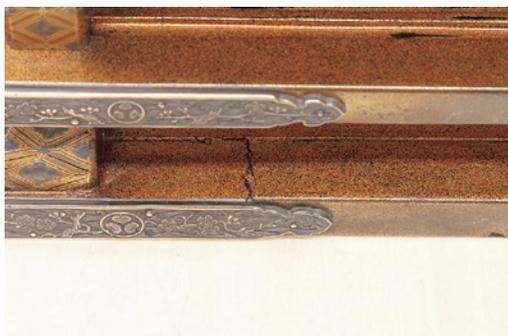


図4 初音書棚A 木地構造の亀裂 修理後



図3 初音書棚A 木地構造の亀裂 修理前

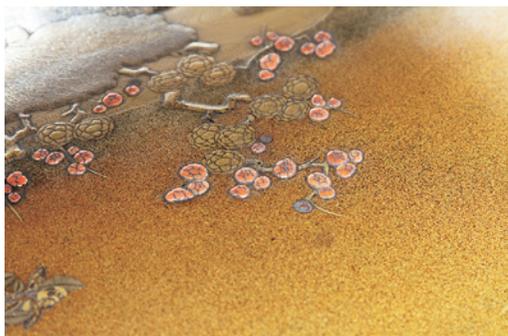


図6 初音書棚B 高蒔絵周囲の汚れ 修理後



図5 初音書棚B 高蒔絵周囲の汚れ 修理前



図8 初音書棚B 左二段目の棚板の亀裂 修理後



図7 初音書棚B 左二段目の棚板の亀裂 修理前



図10 初音書棚B 木地構造の亀裂と隅金具の浮き
修理後



図9 初音書棚B 木地構造の亀裂と隅金具の浮き
修理前



図12 胡蝶書棚 右一段目の棚板
亀裂と塗膜剥離 修理後



図11 胡蝶書棚 右一段目の棚板
亀裂と塗膜剥離 修理前



図14 胡蝶書棚 右一段目の棚板裏
亀裂と塗膜剥離 修理後



図13 胡蝶書棚 右一段目の棚板裏
亀裂と塗膜剥離 修理前



図16 胡蝶書棚 地袋天板 正面左接合部の亀裂
修理後



図15 胡蝶書棚 地袋天板 正面左接合部の亀裂
修理前



図18 胡蝶書棚 木地構造の亀裂と隅金具の浮き
修理後



図17 胡蝶書棚 木地構造の亀裂と隅金具の浮き
修理前



図20 胡蝶書棚 天板と支柱の接合部 修理後



図19 胡蝶書棚 天板と支柱の接合部 修理前



図23 塗膜片 表 部分拡大①



図22 初音書棚B 塗膜片 裏



図21 初音書棚B 塗膜片 表



図26 塗膜片 裏 部分拡大④
布貼りが見える



図25 塗膜片 裏 部分拡大③
黒色の塊が見える



図24 塗膜片 裏 刻苧彫り部分
拡大② 繊維が見える



図27 初音書棚 A 底裏
修理前



図28 初音書棚 B 底裏
修理前



図29 胡蝶書棚 底裏
修理前



図32 左二段目棚板



図31 左一段目棚板
端喰の補修箇所



図30 天板中央手前
銀の桜花がとれた箇所

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

安藤 香織

はじめに

- 一 先行研究にみる由緒伝来
- 二 家康から義直へ―駿府御分物再考―
- 三 秀忠と義直の贈答
- 四 延享年間の尾張家の刀剣管理と「南泉一文字」
- 五 「南泉一文字記」にみる「南泉一文字」の役割
おわりに

はじめに

「刀 無銘 一文字 名物 南泉一文字」⁽¹⁾(重要文化財、徳川美術館蔵。以下、「南泉一文字」と略称)は、鎌倉時代の備前国・一文字派により製作された刀剣で、江戸時代初期から尾張徳川家(以下、「尾張家」と略称)に伝来した。大磨上げにより無銘であるが、華やかな大房の丁子乱れの刃文に一文字派の特徴が良く示された名品として知られている。また尾張家伝来刀剣の中でも附

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

属品の多さは特記すべきで、「梨子地刻小サ刀拵」・「蠟色金轂小サ刀拵」・「金襴包刀拵」の拵三件や、尾張家で「名物」とされた「盲亀浮木凶小柄」・「雪輪・四方剣鉄鐔 銘 残雪」などの刀装具、さらに収納のための二重箱や刀袋なども保存されている。

本稿では「南泉一文字」が尾張家においてどのような位置付け・評価にあったのか、特に江戸時代中期の八代宗勝(一七〇五―一六二)の時代に焦点を絞って考察する。この時代に注目するのは、宗勝が、二代光友以来、歴代当主の権威・権力の象徴とみなされ尊崇されていた「脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗」(重要文化財、徳川美術館蔵。以下、「物吉貞宗」と略称)⁽²⁾に加え、「南泉一文字」を家宝として推したためである。その理由を検討することで、「南泉一文字」に託されていた役割、ひいては大名家において刀に求められていた役割の側面に迫ることができる。

以上の課題を検討するにあたり、前提として「南泉一文字」の由緒伝来・管理方法などを江戸時代以前から宗勝の時代に至るまで確認する。その際、やや煩雑になるが、副次的な課題にも言及しながら進めたい。従来

説を検証する内容にはなるが、それらの課題について「南泉一文字」を主軸に考察することにより、家康遺産「駿府御分物」の刀剣や、江戸時代中期の大名家における刀剣をとりまく環境の変化といった論点に、いま一歩踏み込むことができるのではないかと思うからである。⁽³⁾

一 先行研究にみる由緒伝来

「南泉一文字」の伝来については、これまで様々な論文・書籍で紹介されているが、中でも昭和三十五年（一九六〇）の近藤周平・吉川賢太郎両氏による『黎明会名刀図録』⁽⁴⁾に記された作品解説は早期の著述であろう。『享保名物帳』・「光徳刀絵図（光徳押形）」⁽⁵⁾などの本阿弥家関係の史料や、「南泉一文字記」（徳川美術館蔵）などの尾張家の記録から、足利將軍家が所持していた時期に猫を斬ったこと⁽⁶⁾があり、径山寺僧・南泉普願（七四八〜八三五）の故事に因んで「南泉」と名物名がついたこと、豊臣秀頼の秘藏刀であったが、慶長十六年（一六一一）に二条城へ出向いた秀頼から徳川家康へ贈られたこと、尾張家初代義直（一六〇〇〜五〇）に伝わった後に二代將軍秀忠へ献上され、再び秀忠から義直へ贈られたことを紹介している。さらに、同家四代吉通に仕えた近松茂矩が故事旧聞を書き記した随筆『昔咄（元文三年（一七三三）序）の中から、義直が「南泉一文字」にて試し切りをさせたエピソードを紹介し、同家二代光友・三代綱誠と継承されたこと、後に「南泉一文字記」が撰文され、十六代義直も指料としたことが述べられている。⁽⁷⁾

平成五年（一九九三）の福永醉剣氏による『日本刀大百科事典』⁽⁷⁾の解説では、近藤・吉川著書と概ね同様の内容が述べられているが、新たに豊臣家

所蔵刀剣の記録「豊臣家御腰物帳」を根拠に豊臣秀吉の所持刀であったことが指摘された。また「銘鏡」（東京・刀剣博物館蔵）の記事をもとに「延享三年⁽¹⁷⁴⁶⁾には、城下の研師・竹屋九右衛門にこれを研がせた」と付け加えられている。

現在、「南泉一文字」の由緒・伝来はこの二稿の内容を踏まえて著述されることが多く、各史料の内容からしても妥当な解釈と判断される事項がほとんどである。しかしながら、「南泉一文字」が家康から義直へ至るまでの経緯には、検討するべき点も残されている。改めてこの部分を詳しく見ていきたい。

二 家康から義直へ——駿府御分物再考——

先行研究で述べられた「南泉一文字」が家康の所持刀であり、その後、義直の所持となったことは、次の二つの記録から証される。

・「駿府御分物刀剣元帳」⁽⁸⁾（茨城・徳川ミュージアム蔵。以下、「刀剣元帳」と略称）
「刀剣元帳」は家康の遺産を記した水戸徳川家（以下、「水戸家」と略称）本「駿府御分物御道具帳」の一部として伝来した。家康歿後間もない元和二年（一六一六）十一月二十六日の奥付があり、駿府勘定奉行・松平正綱が府城に所在した刀剣を検分し、御三家への分与予定を記して、駿府在住の水戸家附家老・中山信吉へ引き渡した際の帳とみなされている。⁽⁹⁾この帳のうち、最上級に格付けられた「上々御腰物」に、「一、なんせん一文字秀頼分」と記録されている。

・「御腰物御脇指帳 元 慶安四卯三月」(徳川美術館蔵(武器古帳14))。以下、「慶安四年御腰物帳」と略称)

義直の歿後、翌慶安四年(一六五二)三月二十六日に、二代光友へ遺産である刀剣が引き渡された際の目録である。義直の指料が含まれていること、そして名古屋城天守所在の刀剣の引き渡し目録「御殿守ニ有之 御腰物御脇指帳 元 慶安四卯三月廿六日」(徳川美術館蔵(武器古帳19))が「慶安四年御腰物帳」と同時に作られていることから、¹⁰⁾「慶安四年御腰物帳」には当主の指料や贈答などに供するための刀剣、または尾張家の重要刀剣など、いずれかの用途にて、利用中ないし利用の可能性がある品々が記されていると推定される。「南泉一文字」は「御腰物」部に「一、同断^(御指料) 南泉一文字 御少刀拵(後略)」とある。

以上二つの史料から、「南泉一文字」は家康が所持した最上級の品であったこと、そして義直の指料として用いられており、光友へ継承されたことがわかる。しかし、これだけをもって「南泉一文字」が家康の遺産として直接義直へ譲られたと即断できるわけではない。というのは、「刀剣元帳」には分与予定先として御三家(尾張・駿府・水戸)のいずれかが示されるが、「南泉一文字」を含む「上々御腰物」や、それに続く「上々御脇指」にはその表示がない。奥付に「三所之書付無御座候分者、長持壹つ三人、御天主三預ヶ置申候」とあるように、これらは御三家に分与される品とは別に、駿府城の天守に預け置かれる予定であったことがわかる。

徳川義宣氏は、この駿府城に預け置かれた刀剣は超一級品として二代將軍徳川秀忠に受け継がれたと解釈しており、この説に従えば、「南泉一文字」は家康から少なくとも秀忠を経由して義直へ伝来していることにな

る。しかし、「刀剣元帳」が水戸家附家老に宛てて記されていることや、家康歿後の駿府城は当時の駿府城主・徳川頼宣(後の紀伊徳川家初代)により管理されていたと推察されること、さらに遺産は悉く御三家に分けよと秀忠が林羅山に命じたこと¹²⁾を考え合わせると、駿府城に預け置かれたということが即ち秀忠に受け継がれたことを意味するとは考え難い。むしろ、家康遺産の刀剣であり、かつ最も格式高い品々であるからこそ、何らかの判断が待たれ、まずは天守に預け置かれたのではないだろうか。ここで思い起こされるのは、駿河文庫の膨大な書籍を分割するために江戸から羅山が遣わされ、元和二年十一月までの間に実際に御三家へ分与を行ったことである。刀剣の場合にも、刀剣に精通した人材による適切な判断が待たれた可能性が挙げられる。

では、駿府城預け置きとされた刀剣は、いつ御三家に分与されたのだろうか。これらの刀剣のうち、最も早く贈答の記録が確認できるのは「太鼓鐘貞宗」重要文化財、東京・刀剣博物館蔵である。本阿弥家の鑑定記録「本阿弥家留帳」¹³⁾によると、元和三年四月四日に遠江宰相こと徳川頼宣から將軍家へ献上されている。従って「太鼓鐘貞宗」は、駿府城預け置きとされた元和二年十一月二十六日からさほど時期を隔てずに、頼宣の元へ渡ったことになる。従って他の預け置きとされた刀剣についても、この時期までには尾張・駿府・水戸のいずれかに分けられたと考えるのが妥当だろう。ただし、実際の受け取り時期については異同があった可能性もある。尾張家の駿府御分物の受け取り時期について確認すると、元和二年十一月二十三日から複数回にわたって受け取られ、大半が同四年十一月一日に受領されている¹⁴⁾。駿府在住の頼房が、水戸家分の大半を元和二年十一月二十五日に受け取っていることからすれば、名古屋への移動を伴うために

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

段階的な対処がとられたことは疑いない。従って、「南泉一文字」を含む駿府城預け置ききの刀剣については、秀忠に渡ることなく元和二年十一月二十六日から翌年四月四日までの間に分与先の決定がなされ、その後、実際に義直の手元に渡ったのは元和四年十一月一日を下限とする、いずれかの時期と絞り込める。

三 秀忠と義直の贈答

前章にて、家康所持となった「南泉一文字」が駿府御分物として義直へ分与されたことを述べた。その後、近藤・吉川両氏の紹介したとおり、「南泉一文字」は義直から秀忠へ献上され、再び義直へ下賜されたことが、『享保名物帳』に記載されている。このことについても触れておきたい。

『享保名物帳』は、八代将軍徳川吉宗の命により、享保年間（一七一六～三六）に本阿弥家が家蔵の史料をもとに製作したとされており、多数の写本が現存している。¹⁶ このうち江戸時代中期頃までの成立とみられる諸本では、「南泉一文字」について、昔この刀で猫を斬ったことがあり「南泉」と名付けられたという命名に関わる由緒のみが語られる。¹⁷ これに対し、義直・秀忠間の贈答について記されるのが、江戸時代末期成立の諸本である。そこには命名の由緒に加え、慶長十六年（一六一一）三月二十八日に二条城を訪問した秀頼から家康に贈られ、その後義直へ伝えられ、義直から秀忠に献上され、さらに義直が拝領したことが記されている。¹⁸ この江戸時代末期成立の諸本は、本阿弥光山系の人物周辺において、名物帳の内容が再検証され成立したと考えられており、¹⁹ 従って義直・秀忠間の贈答の情報が、本阿弥家内に伝わっていたことになる。実際、本阿弥家の史料のうち、こ

れを示す内容が含まれる「本阿弥光瑳名物刀記」²⁰ を次に紹介したい。

「本阿弥光瑳名物刀記」は、将軍家・御三家をはじめとする所有者ごとの名物刀剣を列記した冊子で、宝永二年（一七〇五）の奥書により、加賀前田家三代利常（一五九四～一六五八）の命によって本阿弥光瑳（一五七八～一六三七）が提出した記録の写しとわかる。所蔵者の官位表記が特定の時期に統一されていないことから、元和九年（一六三三）に本阿弥光悦の跡を継いだ光瑳が、家伝書や自らの見聞により把握していた元和・寛永期の名物刀剣の所在を集成して記した史料と推定できる。この史料中、将軍家の「御物」として、「南泉一文字」が挙げられている。本史料の性質から時期の特定は難しいものの、光瑳の歿年である寛永十四年（一六三七）を下限として、「南泉一文字」が将軍家に所有されていた時期があったと解釈できる。すなわち「南泉一文字」は義直から秀忠、もしくは三代将軍家光へ渡ったことになり、『享保名物帳』の記事そのままではないにせよ贈答に用いられたことの傍証となるのである。

尾張家の記録によってこの贈答の虚実を実証することはできないが、²¹ 先に見た「太鼓鐘貞宗」のみならず、駿府城に預け置かれた刀剣のうち「御賀丸久国」・「会津正宗」（御物）・「大左文字」（徳川美術館蔵）・「金森正宗」（個人蔵）・「清水藤四郎」・「浮田志津」（皇居三の丸尚蔵館蔵）といった名物刀剣は義直の手に渡り、元和九年から寛永初年にかけて義直から秀忠・家光への献上に用いられている。当時の武家社会において、名物刀剣が高い価値を有する財産であり、権力の象徴でもあったことからすれば、²² 家康の遺産刀剣のうち最上級に位置付けられた「南泉一文字」についても、²³ 将軍家・尾張家間での献上・下賜に相応しい刀剣として贈答に用いられた可能性が十分に考えられる。今後、更なる史料発見が俟たれる。

四 延享年間の尾張家の刀剣管理と「南泉一文字」

これまでに見たとおり、「南泉一文字」は義直の所有となり、その歿後、光友へ遺産として譲られた。その後、尾張家で受け継がれていく過程は近藤・吉川両氏が述べられたとおりである。またその論拠となる史料として、「南泉一文字」の記載された尾張家の道具帳「御腰物御脇指帳 元帳 中将様御道具 慶安五年辰八月日」(徳川美術館蔵〈武器古帳13〉)・「御腰物元帳」(徳川美術館蔵〈武器旧原簿1〉)。文政七年(一八二四)頃成立。以下、「文政元帳」と呼称)・「御腰物元帳」(徳川美術館蔵〈武器原簿1〉)。明治五年(一八七二)成立の翻刻も、佐藤豊三氏により紹介されている。⁽²⁴⁾ こうした諸道具を管理するための道具帳は、尾張家中における道具の利用や取り扱いに関わる最も重要な史料となる。しかし、現存する尾張家の刀剣管理の基本的な道具帳のうち、本稿の主眼である、江戸時代中期における唯一の大部の道具帳「御腰物御脇指帳」(徳川美術館蔵〈武器古帳22〉。以下、「延享元帳」と呼称)に、「南泉一文字」の記録が見当たらないことは疑問である。この点を次に検討していきたい。

「延享元帳」二冊は、元文四年(一七三九)に八代宗勝が尾張家を相続して数年のうちに成立した道具帳で、追記のある延享二年(一七四五)まで使用されたと考えられる。刀剣を由緒ごとに分類する点に特徴があり、將軍からの拝領刀や駿府御分物など由緒ある刀剣から大多数の由緒不明の品々に至るまで記載されている。⁽²⁵⁾ この記載方法や、「延享元帳」が後の「文政元帳」の前身にあたることなどから、筆者はこれまで「延享元帳」は尾張家の刀剣を網羅的に掲載していると捉えていた。しかし子細に確認すると、

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

尾張家の所蔵刀剣全てが記載された「文政元帳」六冊と比べて掲載刀剣数が少なく、個を識別しやすい名物刀剣に注目しても、「南泉一文字」のほか、当時尾張家に所在したはずの「吉見左文字」・「鳥養国俊」(重要美術品)・「松浦信国」、また大坂落城の際に火を被った「大坂焼物」と呼ばれる「海老名小鍛冶」・「若江十河正宗」・「大坂長銘正宗」(いずれも徳川美術館蔵)が掲載されていない。つまり、「延享元帳」は尾張家が所持していた刀剣のうち、特定の部分のみを記載した帳面であると推察できるのである。

この掲載部分の性質を絞り込むため、刀剣管理法の詳細がわかる江戸時代後期の状況に視点を移したい。「文政元帳」と同時期の刀剣管理法を記した「御腰物御小道具根極」(徳川美術館蔵〈武器古帳35〉。文政五年成立)によると、刀剣は基本的に名古屋の御腰物方が管理し、当主の指料になる場合には当主の側へ取り寄せられて御用人の管轄になり、不要となった場合には名古屋の御腰物方の管理に戻すとある。ただし江戸で不要になった場合には、家宝である「御大切御道具」を除き、江戸で管理されることになっていた。つまりこの時期の尾張家では、名古屋・江戸・当主御側という三ヶ所で刀剣を管理していたことがわかる。この管理体制がいつ頃成立したか明確にはわからないが、「文政元帳」の「仁」(御大切)・「義」・「礼」・「智」・「信」による用途別の分類法は、「延享元帳」にまで遡る。⁽²⁶⁾ 「延享元帳」冒頭には、延享二年十二月に新たな分類による仕分けをしたという書付があり、これに対応して、各刀剣の項目には「御大切」・「義」・「礼」・「智」・「信」のいずれかが示されている。分類方法と管理体制が表裏の関係にあることからすれば、この新分類の成立した延享年間頃には、システム化の精度はともかく、三ヶ所での刀剣管理の体制が整備されていた可能性は高いだろう。

再び「延享元帳」に戻り、名古屋・江戸・当主御側のうちいずれで管理されていた刀剣が記されているのか、冒頭の書付の筆者から紐解いていきたい。書付の筆者は、大道寺新右衛門(重石、生年未詳一七五五)・小尾善左衛門(正要、一六九九一七六一)の二名である。尾張藩士の系譜をまとめた『士林沂洄』・『稿本藩士名寄』(名古屋市蓬左文庫蔵)によれば、この時期、新右衛門は呉服方御納戸、善左衛門は呉服細物方御納戸に任じられている。特に善左衛門は寛保四年(一七四四)に御腰物御用を兼ねるよう申し渡されており、延享三年二月二十八日には「去秋分御腰物調相勤、御腰物ハ勿論御小道具ニ至迄細ニ心付帳面等委仕立、至極出精相勤候付為御褒美銀式枚被下置」とあるように、延享二年秋から刀剣類の取り調べを行い、帳面も詳しく仕立てたことにより褒美を頂戴している。これはまさに「延享元帳」に記された新分類の仕分けと、それに基づく新分類の道具帳(現存せず。この後継が「文政元帳」編纂のことと推定できる。この一連の刀剣管理法の刷新は、宗勝が延享二年四月から翌年三月まで尾張に帰国していたことからして、名古屋で行われたと判断できる。よって、「延享元帳」には名古屋の保管品が記録されたと考えられる。

一方、「延享元帳」に記されない大坂焼物の三振については、「延享元帳」と同じ装丁・紙質で同時代に編纂されたとみられる道具帳「御天守御腰物元帳」(徳川美術館蔵(武器旧原簿2))に、該当する記載がある。記録された刀剣の半数ほどは「疵物」と記されることから、大坂焼物を含めて指料や贈答に適さない品々、つまり使用する見通しのない品が名古屋城天守で保管されていたと考えられる。翻って、「延享元帳」には名古屋の保管品の中でも使用可能な刀剣が記載されていると結論付けられる。

以上の名古屋保管の品々に対し、「南泉一文字」・「吉見左文字」・「鳥養

国俊」・「松浦信国」については、先に確認した江戸時代後期の管理法に照らし合わせれば、当主の指料やその控えとして当主御側で管理されていた品々であったと推察される。そうであれば「延享元帳」に記載されなかった理由についても、名古屋の刀剣管理部署では関知し難かったためと説明が付く。⁽²⁸⁾ 当主御側の刀剣についての具体的な取り扱い実態は、史料に乏しく明確になっていないが、ここでは「南泉一文字」の研ぎについて記された「銘鏡」が手掛かりになる。「銘鏡」には、名古屋の研師・竹屋家六代九右衛門道由と子である七代九右衛門道寿の二人が、延享三年正月に「南泉一文字」を研いだとある。⁽²⁹⁾ 先に述べたように、この時期は宗勝が尾張に帰国していた。従って、宗勝は延享二年の帰国の折に御側で管理されていた「南泉一文字」を携えて国許に入り、尾張在住の研師に手入れを命じた⁽³⁰⁾と理解できる。

これまでみてきたように、宗勝は延享二年秋から年末にかけて、新分類による道具帳再編を命じた。この新分類が門外不出の重要刀剣や、贈答に使用可能な刀剣、指料に適切な刀剣など利用目的に即した分類方法であることからすれば、再編の目的は、尾張家の権威・由緒を示す重要刀剣は保存しながら、その他の刀剣を効率的に贈答や指料に「活用」することにあると考えられる。時を同じくして「南泉一文字」を研がせたことについても、明確な目的は未詳であるものの、同じく宗勝の抱く「活用」の意識が働いていることは想像に難くない。この後、宗勝が「南泉一文字」を「物吉貞宗」と並ぶ重宝に位置付けようとしたことからすれば、それを見越した手入れと捉えるのが妥当であろう。⁽³⁰⁾

五 「南泉一文字記」にみる「南泉一文字」の役割

宗勝は、「南泉一文字」を延享三年（一七四六）に手入れし、その後、由緒書「南泉一文字記」を編纂させた。この章では「南泉一文字記」を紐解き、尾張家の中で「南泉一文字」に求められていた役割を検討したい。

「南泉一文字記」の成立過程については、「物吉貞宗」・「南泉一文字」二振の記判明している。⁽³⁾ 附属文書によれば、「物吉貞宗」・「南泉一文字」二振の記録「記文」を各刀剣に添え置くという宗勝の命を受け、御小納戸頭取・関又右衛門（生年未詳一七二五一五八一歿年未詳）が主導して進めていたようである。しかし、又右衛門が病となり記文編纂は遅滞したとみえ、宝暦七年（一七五六）に代わって御小納戸頭取となった吉田主水（嘉亨、一七二一―八二）に宛てて、記文の書の手本を任じられた久野彦八郎（後明、一六九三―一七六五）から、その状況を弁明する書状が記文案とともに送られている。この書状が送られたのは宝暦七年からそう遠くない時期と思われる、遅くともそれ以前に記文案は完成していたことになる。しかしその後、予定されていた宗勝自身による清書はされなかったのか現存しておらず、彦八郎の送った記文案、すなわち「物吉記」・「南泉一文字記」のみが関連文書とともに遺され、現在に至っている。

「南泉一文字記」の内容は次のとおりである。

南泉一文字記

研上無銘刺刀長式尺參分餘号南泉一

文字刀相伝室町家在軍府之日命工礪之

挂壁之際有一猫兒跳而觸刃斷為兩段驚

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

異以為神物乃号南泉蓋取之普願禪師斬
猫之話云一文字者後鳥羽朝刀工之称也

嚮慶長辛亥春故内府豊臣公会

東照宮于洛来献物刀亦在献中

命藏諸駿州秘府

台廟纂統秘府之藏尺頒錫於 宗室以故刀

又歸於我

高祖敬侯伝至于予

内容を詳しく見ていくと、はじめに「南泉一文字」の刀剣としての特徴が述べられている。続いて名物名の解説として、足利將軍家が代々伝えており、手入れの際に壁に立てかけたところ子猫が跳んで刃に触れた途端体が真二つに切断されてしまったため神妙不可思議な物として「南泉」と号されたこと、それは中国唐時代の禪僧・南泉普願が猫を斬ったという故事を採用したのだからと述べられる。そして「一文字」とは後鳥羽天皇時代の刀工の通称であることが解説される。次の段落からは由緒伝来が語られており、慶長十六年（一六一一）春、秀頼が家康と京都に会した際、秀頼が献上した品の中にこの刀も含まれていたこと、家康の命により駿府の蔵に収められ、秀忠が跡を継ぐと、蔵に収めてあるものは悉く將軍家から御三家へ分配されたこと、それゆえこの刀も先祖義直の所有に帰し、伝来して宗勝へ至ったことが記される。

後半の伝来に関わる内容は、第一章で確認・検討した南泉一文字の伝来経緯をなぞるものである。一方、前半の名物名の解説部分に関して、『享保名物帳』や『昔咄』では、内容に異同があるものの猫を斬ったことや僧・南泉について述べられるが、足利將軍家の所蔵刀であったことは記さ

れていない。この足利將軍家に関わる伝承について、「物吉貞宗」附属文書のうち「玉置卜之書状」から検討したい。

「玉置卜之書状」は、幼い頃から光友の側近くに仕え、光友隠居後は家老も務めた側近・玉置市正(卜之、一六六八歿年未詳)が彦八郎に宛てた書状である。先に紹介した彦八郎から主水への弁明の書状には、記文の編纂過程で、宗勝より、市正に内容を問い合わせるよう指示があったことが示されている。「玉置卜之書状」はその際の彦八郎の問い合わせに答える内容で、「南泉一文字」の由緒については、いつのことかはわからないが、身を鞘から抜いて取り扱っていた時、やって来た猫が不思議なことに自ずと切れたことから、南泉普願が猫を切った故事に因んで命名されたこと、名刀であることは承知しているが、それ以上はわからないことを述べている⁽³²⁾。この内容は概ね「南泉一文字記」と同一であるが、足利將軍家のことは記されていない。重要な由緒にもかかわらず、市正が全く触れていないのは大いに疑問である。

この状況と類似するのが「物吉記」の記述である。拙稿において、「物吉貞宗」は家康が三河で戦闘が起こった時に必ず携帯して常に勝利を得たことから「物吉」と名物名が付けられたといい、また、家康側室で義直の実母である亀から義直へ伝えられたという「物吉記」の記述に対しては、「玉置卜之書状」にはそうした記載がないことをすでに指摘した⁽³³⁾。改めて検証すると、「物吉貞宗」は秀吉の所持刀で慶長六年に秀頼から家康へ進上された貞宗刀と同一である可能性が高く、三河での戦闘に携帯したという部分については「物吉記」独自の解釈と捉えるべきと考える。亀からもたらされたという部分については否定できないが、現段階では他の史料にて確認できず、より慎重に検討を進めるべき点と考える。以上の「物吉記」

の状況に鑑みれば、「南泉一文字記」に記される足利將軍家の由緒についても、否定はできないものの、記文編纂時に独自に付された可能性が高い。

事実か否かに限らず、尾張家公式の記文に掲げられたこれらの由緒には、宗勝の意向が少なからず反映されているはずである。その意図は何だったのか考えてみたい。両記文の結びに注目すると、義直に伝えられ、そこから「予」すなわち宗勝にまで伝わったとそれぞれ記されている。そこから遡る部分として、「物吉貞宗」については義直の母・亀を経由して父・家康に至る、東照神君からの血筋、すなわち徳川一門としての正統性が語られる。一方、「南泉一文字」は義直の兄・秀忠から父・家康に至り、さらに豊臣家を経由して足利將軍家にまで遡っており、為政者としての正統性が語られる。尾張家の家宝として光友以来、着実に権威が高められ、宗勝が家督相続をした際には既に家宝の筆頭であった「物吉貞宗」に加え、もう一つの家宝として「南泉一文字」が選ばれた理由は、足利將軍家を引き継ぐ為政者としての系譜を語ることが必要だったからではないだろうか。宗勝は「物吉貞宗」および「南泉一文字」を自らと結びつけることで、徳川一門であり、なお且つ天下人に連なる系譜にあるという為政者としての正統性を堅固にし、尾張家当主としての権威を高めようとしていたと考えられる。

こう考えた場合、足利將軍家や、秀頼・秀吉、そして家康所持の由緒を持つ刀剣は他にも存在し、「南泉一文字」が選ばれた必然性が問われるかもしれない。「海老名小鍛冶」については、近藤・吉川両氏により足利將軍家伝来品と推定されているが、『享保名物帳』⁽³⁵⁾や尾張家の記録に足利將軍家の由緒は記載されておらず、江戸時代においてはそのように認識されていなかったと考えられる。そもそも「海老名小鍛冶」は大坂焼物であ

り、江戸時代中期の尾張家では使用の見通しが無い品として天守に保管されていたのは先に述べたとおりである。家宝に推されることはまずないだろう。また、先述のとおり「物吉貞宗」も秀吉所持刀であるが、尾張家では江戸時代を通じて豊臣家伝来の品であることは語られておらず、「海老名小鍛冶」と同様、江戸時代にはそのように認識されていなかったと考えられる。これらに対し、「南泉一文字」は豊臣家が蔵した頃から一貫して「南泉」の名で呼ばれており、秀頼が家康に進上した品と容易に同定が可能であったろう。尊崇すべき家康が所持した最上級の刀剣であることが明らかで、かつ天下の名刀を多数所持した豊臣家伝来品である「南泉一文字」は、正統な為政者である足利將軍家を無理なく結びつけることができ無二の品として、家宝に推されたと考えられるのである。

おわりに

「南泉一文字」について、その伝来と尾張家における位置付けを関連史料から確認・検討し、江戸時代中期に宗勝が「物吉貞宗」と並ぶ家宝に推した意図を考察してきた。

はじめに「南泉一文字」は秀吉が所蔵し、秀頼から家康へ贈られ、家康歿後は駿府城に預け置かれ、その後、義直の遺物として光友へ譲られたことを確認した。そして家康から義直までの「南泉一文字」伝来経緯について、駿府城預け置きとなった刀剣が秀忠に譲られたとする解釈の再検討を試み、駿府城預け置きの日が秀忠に継承されることなく、元和二年十一月二十六日から翌年四月四日までの間に分与先の決定がなされ、その後、「南泉一文字」を含む尾張家分については元和四年十一月一日を下限とす

るいずれかの時期に実際に義直の手元に渡ったと推定した。

「南泉一文字」は光友以降も尾張家にて継承されるが、本稿の主題となる江戸時代中期における大部の道具帳「延享元帳」に記載はない。このことを起点として、江戸時代後期の道具帳と管理法を参照して検討した結果、「延享元帳」には名古屋保管の利用可能な刀剣が記載されており、そこに記されない「南泉一文字」は当主の指料やその控えとして当主御側で管理されていたと推定でき、延享二年の宗勝帰国に伴い名古屋にもたらされ、宗勝在国中に名古屋の研師・竹屋によって手入れがなされたことを述べた。

宗勝が編纂させた「南泉一文字記」については、足利將軍家蔵の伝承が記文編纂時に意図的に付加された可能性があった上で、徳川一門としての正統性が語られる「物吉記」に対し、「南泉一文字記」では足利將軍家に連なる為政者としての正統性が語られることを指摘した。すなわち、「南泉一文字」は東照神君が所持した最上級の刀剣であり、かつ天下の名刀を多数所持した豊臣家から譲られた品であることが明確であるために数ある刀剣の中から選ばれ、足利將軍家の由緒を結びつけられて、家宝に推されたことを述べた。「南泉一文字」には宗勝と足利將軍家を繋ぐ役割が求められていたのであり、宗勝は名刀を利用し、家康や足利將軍家の威を借りて自らの権威や求心力を高めようとしていたと結論付けた。

宗勝による記文編纂は案の撰文までに留まり、「南泉一文字」はこの段階では当主御側で管理されていたと考えられるものの、その後は「文政元帳」の「仁(御大切)」部に記録されるように尾張家の多数の重要刀剣のうちの一振とされ、幕末まで大きな変化はなかった。しかしこの記文は、尾張家当主が主導したはじめての公式な由緒であり、写本が「物吉貞宗」と

共に保管されるなど、後世に至るまで重視されたことは拙稿にてすでに指摘したとおりである。⁽³⁶⁾ そのことは、「南泉一文字」の附属品として現存する多数の品々にも示されている。⁽³⁷⁾ はじめに示した拵三点のうち、「梨子地刻小サ刀拵」は義直所持、「蠟色金霰小サ刀拵」は光友所持の品と推定されてお⁽³⁸⁾り、江戸時代においては必要に応じて分解・再利用されることが多かった拵が、一式に組まれた状態で保存されていることは珍しい。また、刀装具のうち、「盲亀浮木図小柄」は記文編纂の時期に「南泉一文字」の附属品とみなされていた品で、「雪輪・四方劍鉄鐔 銘 残雪」は『享保名物帳』の異本で本阿弥光蘇（生年未詳）一八〇三が成立に関わったとされる「刀劍名物記」(愛知・西尾市岩瀬文庫蔵)に「南泉一文字」の拵から外された鐔として記載される品であり、⁽⁴⁰⁾ いずれも尾張家の明治時代の道具帳に「名物」と記される。このように刀劍の附属品が後に「名物」とされることも尾張家では希少な例で、単に「南泉一文字」が義直以来、当主・嫡子の指料となったことだけでは説明がつかない。より詳細な検証が必要となるが、「南泉一文字」がもとより有していた由緒に加え、江戸時代中期に足利將軍家とも結びつけられて家宝に推されたことが、江戸時代はもとより幕末・明治期の藏品整理も経てなお多数の附属品を遺す結果を生んだと考えられる。

「南泉一文字」に関わる論点は多く、本稿では推察に留まった点や課題も残している。これらについては、引き続き大名家と刀劍の関わりについて考察するなかで、稿を改めて論じたい。

註

- (1) 刀劍そのものの特徴や付属品については、以下を参照のこと。
・徳川美術館編『新版徳川美術館蔵品抄』③ 刀劍・刀装具(徳川美術館、一九九八年)。
- ・徳川美術館編『徳川美術館所蔵 刀劍・刀装具』(徳川美術館、二〇一八年)。
・徳川美術館編『名物―由緒正しき宝物―』(徳川美術館、二〇二二年)。
- (2) 拙稿「物吉貞宗」の継承と権威化(『金鯨叢書』四九、徳川黎明会、二〇二一年)。
- (3) 以下、本稿では煩雑に陥ることを避けるため、名物刀劍など固有の名がある刀劍の場合には、初出から名物名のみを記載し、所蔵者のわかる場合には附記する。また、史料を翻刻して引用する場合、適宜、筆者が読点を入れる。
- (4) 近藤周平・吉川賢太郎編『黎明会名刀図録』(日本刀劍保存会本部、一九六〇年)。
- (5) 「光徳刀絵図」は、秀吉歿後に豊臣家の刀劍を管理していたとみられる本阿弥家九代光徳(一五五四―一六一九)が、豊臣家所蔵刀を中核に作成した図巻とされ、複数の伝本がある。このうち埋忠本は毛利輝元の所持した刀絵図を元和元年(一六一五)に埋忠寿斎が転写した写本であるが、原本成立は慶長五年(一六〇〇)頃とされている。この埋忠本の中に、「南泉一文字」と特徴の合致する図があり、「御物 ないせん 長サ二尺二分 一もんし」と墨書が添えられている。「ないせん」については、近藤・吉川両氏をはじめとする諸先学の指摘のとおり、「なんせん」の誤記とするのが妥当と考える。
- (6) 名物としての固有の名について、史料・論文などにより「異名」・「号」などと称されることがあるが、本稿では便宜上、統一して「名物名」と記載する。
- (7) 福永酔剣『日本刀大百科事典』四(雄山閣出版、一九九三年)。
- (8) 徳川美術館編『駿府御分物刀劍と戦国武将画像』(徳川美術館、一九七四年)に影印が収録されている。
- (9) 徳川義宣「水戸家本「駿府御分物刀劍元帳」について」(前掲註(8)所収)。
- (10) 両帳面とも、刀劍を管理していた御腰物奉行らに刀劍を預ける旨の奥書がある。なお、御腰物奉行は享保年間まで任命が確認できるが、その後、刀劍管理

は御納戸役へ統合された〔名古屋市史 政治編第二〕名古屋役所、一九六八年。初版一九一五年。

(11) 前掲註(9) 徳川論文。

(12) 「羅山外集」一六(国立公文書館内閣文庫蔵。東京大学史料編纂所『大日本史料』二二―二四所収)による。

(13) 本阿弥琳雅「本阿弥家留帳(其の一)」(『刀の研究』八一八、南人社、一九二二年)に翻刻が掲載されている。

(14) 尾張家本「駿府御分物御道具帳」(徳川美術館蔵〔記録・古文書1〕)の奥付による。徳川義宣「徳川家康の遺産」(徳川美術館編『家康の遺産―駿府御分物―』、徳川美術館、一九九二年)参照。

(15) 水戸家本「駿府御分物御道具帳」の奥書による(前掲註(9) 徳川論文参照)。この受け取りの後、頼房は元和三年四月に駿府から江戸へ居を移している。

なお、頼宣分の駿府御分物の受け取り時期は現段階では未詳だが、駿府在住であった頼房が元和二年中に受領していることからすれば、駿府城主の頼宣も同時期と考えるのが自然である。

(16) 辻本直男「図説 刀剣名物帳」(雄山閣出版、一九七〇年)にて正本・副本の二系統に言及されており、福永酔剣「本阿弥家の人々」(中原信夫、二〇〇九年)、川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査(『黒川古文化研究所紀要 古文化研究』一五、二〇一六年)、酒井元樹「いわゆる『享保名物帳』に関する一考察 島根・和鋼博物館保管『名物扣』影印・翻刻」(『東京国立博物館紀要』五六、二〇二一年)などにおいても系統や成立背景が論じられている。

(17) 例えば「名物扣」(島根・和鋼博物館保管)や「名物帳」(愛知・西尾市岩瀬文庫蔵)などが挙げられる。

(18) 例えば「名物集」、『名物帳』(いずれも東京国立博物館蔵)などが挙げられる。ただし、命名については諸本で異同があり、前者は南泉という僧がこの刀で猫を斬ったとする。後者はこの刀で猫を斬ったことがあるとし、僧・南泉の猫を斬った故事を併記している。

(19) 前掲註(16) 福永著書、同川見論文、同酒井論文参照。

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

(20) 本間薫山「本阿弥光瑳名物刀記」(『刀剣美術』三三六、日本美術刀剣保存協会、一九七六年)に翻刻が掲載されている。

(21) 現存するこの時期の尾張家の道具帳とは、具体的には「元和七年西七月八日御腰物御脇指請取払方帳」、「寛永十八年の慶安四卯年迄 御道具払帳」(いずれも徳川美術館蔵〔武器古帳21、26〕)を指す。前者は元和七年七月八日から寛永十五年(一六三八)六月二十八日まで使用された帳面で、刀剣の受け入れ(「請取」部)と、献上などによる外部への払い出し(「払方」部)の記録からなる。後者は、寛永十八年九月二日から義直の遺産分け後にあたる慶安四年(一六五二)三月二十七日までの、外部への払い出し記録で、三年分間が開くが前者の「払方」部の後継にあたる。「南泉一文字」はいずれにも記録されていない。

(22) 「元和七年西七月八日御腰物御脇指請取払方帳」の「払方」部に次のとおり記事がある。

御賀丸久国

「御分物之内」(元和九年)「是ハ、亥 二月十三日、御成之時御進上被成候」

・会津正宗

「大御所様へ御進上被成候」(元和九年)「是ハ、閏八月二十四日、なこやにて御上ヶ被成候」

・大左文字

「同 日」(寛永元年二月廿六日)「右 断」(将軍様家光へ御成之時、御上ヶ被成候)

・金森正宗

「同 日」(寛永元年三月廿六日)「右 断」(将軍様家光へ御成之時、御上ヶ被成候)

・清水藤四郎

「御分物之内」(寛永八年三月八日)「右 断」(御成之時、御上ヶ被成候)

・浮田志津

「相国様 刀」(秀忠、寛永二年)十月九日御下向之時、(名古屋)なこやにて御進上被成候

(23) 佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣―宝物の日本刀―』(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。

(24) 佐藤豊三「小サ刀考」(『金鏡叢書』三五、徳川黎明会、二〇〇九年)。

- (25) 拙稿「文政年間における刀剣蔵帳の分類・編成について」(前掲註(1))『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』・同「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」(石川県立歴史博物館編『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』、『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』金沢展実行委員会、二〇二一年)にて詳述した。

- (26) 前掲註(25)拙稿「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」参照。
(27) 書付の翻刻を左に記す。

此帳面之御腰物并御小道具ニ墨点掛
藍色ニ而其詔書記候分者、石三郎左、松東五、

岩左門方見分之上、夫々ニ仕分ケ申候、尤年月

其詔等一々其所ニ記候而ハ還而難見分候付、

右藍色ニ而書付候分此般仕分ケ之印也、

延享二年丑十二月 大道寺新右衛門

小尾善左衛門

- (28) ただし、「南泉一文字」と同様、この時期の記録は他になく詳細は不明である。

なお各種道具帳により、「吉見左文字」は光友及び十四代慶勝の指料とわかる。

「鳥養国俊」については、代付から同一とみられる二字国俊が光友の指料として記録されている。「松浦信国」は明治三年に義宜の指料になっている。

- (29) 「銘鏡」は、刀の目利きに必要な刀工名の目録や作風の解説に加え、尾張で活躍した刀剣研師・竹屋家歴代の略歴が記された史料で、この竹屋家略歴部分に、「南泉一文字」を延享三年に研いだことが記されている。

(六代竹屋九右衛門条)

(前略)延享三丙寅年、南泉一文字御脇指御研相勤、御褒美金式百疋頂戴、

御鍔御さひ取被仰付数多出精仕付、金三百疋為御褒美被下置、御腰物御調

有之、御用人衆石黒三郎左衛門様御取扱、金式百疋為御褒美被下置、

(七代竹屋九右衛門条)

(前略)延享三丙寅年正月、南泉一文字御用御研上、道由一所ニ罷出相勤申

候、

(後略)

- (30) 「銘鏡」には「南泉一文字」のほかに宗勝の時期の刀剣手入れの記録はないことから、この手入れには特別な理由があったと察せられる。しかしながら、具体的にどのような手入れが施されたのかはわからず、宗勝が「南泉一文字」を指料にしようとしたのか、儀式で用いようとしたのか、といった具体的な活用法を想定することは難しい。引き続き、今後の検討課題としたい。

- (31) 前掲註(2)拙稿参照。

- (32) 該当部分の翻刻を左に記す。

(前略)

一、南泉一文字御脇指之事

是も御由緒重ク御大切ニ

思召候御道具之由ニ候へ共、私

御側ニ居申候節ハ

泰心院様御部屋之内ハ

御指料ニ御譲、御少サ刀ニ

御用ヒ被成候由ハ承候得共、

御部屋と相停候事故、

終ニ手取致拜見候儀、後迄

無御座、御小道具如何様ニ

御座候歟も不存、下之中

伝も不承候、右御脇指ハ

いつの事ニ而候歟、身を抜き

取扱候節猫来リ候処、不思議ニ

自然と切レ候付、南泉和尚

猫を被切候依依故事ニ其名

附候、銘剣之由承候迄ニ而

委敷儀ハ曾不存候、

(後略)

- (33) 前掲註(2)拙稿参照。

- (34) 「光徳刀絵図(三矢本・埋忠本)」および「豊臣家御腰物帳」に「物吉貞宗」

とみなされる刀剣が記載されている。豊臣家伝来の品であることについては前掲註(1)『名物―由緒正しき宝物―』における筆者による作品解説にて述べられている。

(35) 前掲註(4)近藤・吉川著書参照。

(36) 前掲註(2)拙稿参照。

(37) 「南泉一文字」附属品については、前掲註(1)『名物―由緒正しき宝物―』における筆者による各作品解説にも述べている。

(38) 前掲註(24)佐藤氏論文参照。佐藤氏は、「慶安四年御腰物帳」の「南泉一文字」の項目にある「小刻鞘七所拵、御目貫筭無赤銅紋丸木橋作乘真ノ由、御小刀柄同拵作程乘」を「梨子地刻小サ刀拵」と同定するとともに、附属する三所物を尾張家で名物とされてきた「丸木橋図三所物」(徳川美術館蔵)と推定された。しかし「丸木橋図三所物」は、「石河家伝書」(名古屋市蓬左文庫複写本)「金工後藤家と尾張徳川家の名品」、Y七五六一―五(蓬左)では筭は拵乗作、小刀柄は宗乗作と記され、また現在では全て拵乗作とされているため、「南泉一文字」附属品とみなすには更なる検証が必要である。「石河家伝書」については徳川美術館学芸部学芸員・板谷寿美氏よりご教示いただいた。

なお、「金襴包刀拵」は「文政元帳」・「明治元帳」・「従三位様 御帯御腰物御拵判帳」より、義宜が慶應四年正月に「南泉一文字」を指料とした後、明治二年三月に「短刀 朱銘 左安吉」(徳川美術館蔵)を指料とした前後の時期に、大小一對の拵として製作されたと推定される。

(39) 「玉置卜之書状」よれば、市正は「盲亀浮木図小柄」についても問い合わせを受けていたようで、次のようにある。

(前略)

一、右一文字之御拵尤透と不存候内、

瑞竜院様御指料御脇指

御小柄之内、拵乗作と哉覧旨

亀ノ浮木之彫リ殊之外古ク、素人

目ニハ見事ニも不見、色絵之

様子も委敷覚不申候得共、

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

御由緒之御道具之由、御大切ニ

御用ヒ被成候御小柄有之候、右

一文字ニ附候御由緒之御道具ニ

候ハ、一文字と一所ニ可被進所、

御小柄計有之儀、別之離レ物ニ

候哉難計御座候、御書付之

趣ニ合イ候様成御小柄を覚

候ニ付、私共不存、已前

瑞竜院様御脇指ニ而御指

被遊其節ハ盲亀浮木之

御小柄を被附候得共、

泰心院様御少サ刀ニ御譲之

御様子ニ候故、其節三所物等ニ

御改被進御小柄離レ物ニ成候故

残り候儀ニも候哉、右一文字

瑞竜院様御指被遊候節

御脇指ニ候哉、御少サ刀ニ候哉、

夫迄ハ不承置、最初ノ

泰心院様御少サ刀と計覚

居申候事御座候、御書付之面

御小柄之模様右残り候御小柄と

合イ候様ニ被存候故、同様ニ聞へ候

名物ニツ可有之儀も不審ニ

被存、若御吟味之為ニ茂と

存候ニ付、乍無覚東記之候、

(後略)

市正は、「南泉一文字」は市正が光友に仕えていた頃には既に綱誠へ譲られており、小サ刀として用いられていたことは承知しているが、管轄外なので手に取ることは終になく、刀装具については知らず、下々の言い伝えも承知して

いないと述べている。また、光友指料の脇指の小柄のうちに「盲亀浮木図小柄」らしき品があり、殊のほか古く、由緒ある道具として光友が大切に用いていたことを記している。そして、光友がどのように用いていたかは承知していないと念を押した上で、「盲亀浮木図小柄」は光友の「南泉一文字」の脇指に附属していたが、綱誠へ小サ刀として譲った際に三所物に付け替えられて不要となり、光友の手元に残されたのだろうか」と推察している。

「盲亀浮木図小柄」に関する市正の推察について、「南泉一文字」が綱誠に譲られた際の記録「御腰物御脇指帳 元帳 中将様御道具 慶安五辰八月日」を確認してみよう。

磨上無銘

一、南泉一文字御少サ刀 代不知 御拵有 大殿様合

御少サ刀拵二通、御目貫筭御小刀柄赤銅、紋金俱利伽羅龍

御目貫筭御小刀柄惣赤銅、紋銅

御脇指拵一通、御目貫赤銅色絵、雨籠

是ハ寛文十二年子ノ三月廿五日被為進候

この時、「南泉一文字」には小サ刀拵二腰と、脇指拵一腰が附属していた。

小サ刀にはいずれも通例どおり三所物が附属しているが、脇指には目貫のみが附属しており小柄の記載はない。市正の指摘は概ね的を射ているとみられ、脇

指の小柄は外された状態で継承された可能性が高い。

(40) 「刀剣名物記(西尾市岩瀬文庫本)」は通常の名物帳と異なり、尾張家所縁の品については、当時既に他家に所在した品であっても、尾張家の過去の道具帳なども踏まえた情報が書き込まれている(前掲註(16)酒井論文参照)。「南泉一文字」の注記には「此鏢ニカ、ル御鏢、鉄ハツレ、雪ニ釵形御腕貫穴アリ、世ニ謂名物残雪ト云御鏢、名物三枚ノ鏢ハ残雪曙八橋ナリ」とある。「南泉一文字」の拵から取り外された鏢として記される「雪輪・四方剣鉄鏢 銘 残雪」はもろろん、「無地鉄鏢 号 あげほの」(徳川美術館蔵)も江戸時代の尾張家中で名物鏢三枚の一枚とみなされていたことが窺える。ただし後者については、これまで「南泉一文字」附属品とされてきたものの一概にそのようには読み取れず、附属品とみなせるか否かについては更なる検討を要する。

〔附記〕

本稿執筆にあたり、刀剣博物館学芸部長・石井彰氏、同学芸部博物館事業課主任・荒川史人氏、西尾市岩瀬文庫・青木真美氏、同・鈴木都氏には、史料調査にご協力賜りました。また、玉章文化財研究所代表・村瀬貴則氏には「南泉一文字記」の翻刻・解釈にご協力賜りました。ここに記して感謝申し上げます。本稿は、メトロポリタン東洋美術研究センター研究助成の成果の一部です。

(徳川美術館 学芸員)

徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」について

長谷川 円

はじめに

一 作品概要と問題の所在

二 様式分析

三 画像分析

四 源氏絵の押絵貼屏風製作の背景

おわりに

はじめに

十七世紀前半、写本に代わって版本の出版が活発化するのに伴い、古典文学や故事説話などの本文に挿絵を添えた絵入版本が世に登場する⁽¹⁾。日本最古の長編小説である『源氏物語』は、慶安三年（一六五〇）に出版された『絵入源氏物語』が嚆矢となり、絵入の梗概書や註釈書が相次いで生み出された。絵入版本は挿絵によって物語の内容がよく理解でき、商業出版の発展によっても広く普及したため、限られた層にのみ受容されていた『源

氏物語』は、近世において格段に享受の幅を広げた。この動向は源氏絵の製作にも大きく影響し、中世までの源氏絵製作を牽引してきた土佐派や狩野派の絵師だけでなく、他の流派や町絵師による源氏絵が生み出される契機となった。

近世初頭の画壇では、絵師たちによる様式の混交が活発に行われており⁽²⁾、源氏絵においては、特定の流派の図様や技法に囚われない多様な作例が数多く製作された。なかでも、一隻の大画面に物語の一場面を配するという屏風の大大画面化の影響を受けた源氏絵が多く製作されたが、その一方で、掛幅ほどの縦長の源氏絵を一扇ごとに貼り込む「押絵貼屏風」の作例も数点現存している。押絵貼屏風という形式へ焦点を当てた並未誠士氏は、「押絵貼形式の屏風は、屏風絵という画面形式の過程で必然的に生まれたのではなく、何らかの他の要因によって成立したと考えられる⁽³⁾」と述べており、近世源氏絵の押絵貼屏風には、源氏絵屏風の大大画面化の傾向とは異なる性質が現れていると考えられる。

本稿では、現在確認されている近世初期の数少ない押絵貼形式の源氏絵

である、徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」(以下、「徳川本」と称す。)を取り上げる。徳川本は従来、江戸初期に活動した岩佐又兵衛(勝以。一五七八〜一六五〇)の図様を継承した絵師の一派である岩佐派の影響を受けた絵師による作品として紹介されてきたものの、様式的な詳しい検討はなされてこなかった。以前、拙稿において、徳川本では岩佐派よりもむしろ京狩野派の狩野山楽(一五五九〜一六三五)周辺からの影響が見出せることを指摘したが⁴⁾、紙幅の都合上、具体的な考察ができなかった。本稿では、まず、徳川本の作品概要を整理した後、これまで指摘されてきた岩佐派との関係について具体的に様式分析を行いたい。これにより、徳川本には岩佐派とは異なる特徴が看取され、狩野山楽や山楽次世代の京狩野派の絵師の特徴が見られる点を明らかにしたい。また、十七世紀前半における源氏絵の享受層の拡大に目を向け、源氏絵の押絵貼屏風製作について考察を試みたい。

一 作品概要と問題の所在

徳川本は、平成十一年(一九九九)に名古屋の個人より徳川美術館へ寄贈された作品である(図1)。寄贈以前の伝来は不明で、作者の落款・印章等も残されていない。以下、基本情報を列挙しておく。

品質形状	六曲屏風 一双
表	金地押絵貼 紙本淡彩墨画
裏	紙本 薄茶地鳥襷文
法	本紙 各縦一二七・四糎 横五二・二糎
量	本紙 各縦一六八・五糎 横三六九・二糎
総寸	各縦一六八・五糎 横三六九・二糎

内 容

右隻第一扇より

第一帖「桐壺」 第三帖「空蟬」 第十五帖「蓬生」

第十四帖「濡標」 第二帖「帚木」 第八帖「花宴」

左隻第一扇より

第九帖「葵」 第十帖「賢木」 第十一帖「花散里」

第十二帖「須磨」 第五帖「若紫」 第七帖「紅葉賀」

大縁 金茶地中牡丹唐草文金襴

小縁 茶地菊唐草文金襴

縁木 黒塗

金具 紗綾形金銅縁金具

徳川本では、「源氏物語」の第一帖から第十五帖までのうち、「夕顔」・「末摘花」・「明石」を除く十二帖が選択されている。ただし、十二帖の貼り込み順は物語の順番とは一致しない。源氏絵の多くが物語順に場面を配置することを踏まえると、徳川本における不規則な構成からは、製作時に何らかの特別な状況があった、あるいは後世に仕立て変えられた可能性も想定される。各場面について、絵の内容とその描写は次の通りである。

右隻

「桐壺」 鴻臚館にて高麗の相人、源氏を見る。右大弁同伴する。

「空蟬」 室内で空蟬と軒端萩が碁を打ち、源氏がそれを垣間見る。

「蓬生」 源氏が末摘花邸に訪れ、惟光に露払いをさせながら歩む。

「濡標」 源氏の住吉詣。源氏の栄華を目の当たりにした明石の君の

舟はそのまま去る。

「帚木」 公達らの女性談義のうち、左馬頭の体験談を描く(木枯らしの女)。

「花宴」 源氏、弘徽殿の細殿で扇をかざして歩く朧月夜に出会う。

左隻

「葵」 齋院の御禊行列見物の葵の上、従者たちが六条御息所の車を押しつける(車争い)。

「賢木」 秋の野宮へ六条御息所を訪ねた源氏が、榊の枝を御簾の中に差し入れ、歌を交わす。

「花散里」 源氏、中川の女を訪ねる。時鳥が鳴き渡る。

「須磨」 源氏、須磨の秋の夜に琴を弾き謡う。目覚めた惟光ら、都を偲んですすり泣く。

「若紫」 源氏、北山の僧坊で、逃げた雀を追って縁先に出た少女(紫の上)を垣間見る。

「紅葉賀」 朱雀院行幸の日、源氏と頭中将が青海波を舞う。

六曲一双に貼り込まれた十二図はいずれも水墨を基調とし、淡彩や金泥を施す。淡彩は衣服の色彩や頬・唇の赤みなどに用いられ、金泥は衣文線や文様、また霞にも薄く刷られている。建物の屋根(檜皮葺きの屋根・入母屋屋根)や樹木、水平にたなびく霞によって物語場面の上部の余白が満たされ、縦長の画面を活かした上下に広がりのある構図となっている。構図や彩色が統一され、全体の調和がとれた作品であるが、様式や筆致は図によってばらつきが見られるため、詳しくは後述する。軽妙な筆使いで動きのある人物を表しており、例えば、「葵」では、葵の上の従者たちが六条

御息所の牛車を押しつける騒動(車争い)が、誇張された人物描写と水平方向の激しい動きによって表現されている。従者らの顔貌は切れ長の目に眉骨や頬骨が張った個性的な表情によって表される。また「賢木」の源氏は、物語の主人公でありながら目を細め目尻を下げた卑俗性の強い表情が看取される。

徳川本は押絵貼形式によることが特徴であり、各図は掛幅のように縦に長い画面の作品である。源氏絵は巻物・色紙・冊子・扇面・掛物など多様な形式の媒体に描かれ、中世末期から近世初頭にかけては屏風形式が大いに発展した⁽⁶⁾。しかし、管見の限り源氏絵の押絵貼屏風の現存作例は非常に少ない⁽⁶⁾。そうしたなかで徳川本は、数少ない源氏絵の押絵貼屏風の一作例として注目される。

従来、徳川本の筆者については、岩佐又兵衛の流れを汲む岩佐派の影響を受けた絵師と位置付けられ、その理由として、豊頬長頤の面貌や独特な人物の姿態、霞にかかる金泥の表現が挙げられている⁽⁷⁾。ただし、先行研究は徳川本の簡略な分析に留まり、徳川本に岩佐派からの影響が認められるかどうか、詳細に検討する必要がある。以上の点を踏まえ、次章では徳川本に見られるこうした様式的特徴について、他の源氏絵との比較分析を行う。

二 様式分析

徳川本の様式的特徴を明らかにする上で、まずはこれまでに指摘されてきた岩佐派との関係について、具体的に分析してみたい。はじめに、面貌表現について検討したい。又兵衛様式の代表的な特徴の一つである豊頬長

頤の表現は、又兵衛様式が継承されていく中でも強く影響が現れる要素であり、岩佐派作品を検討する上で一つの基準となる。「賢木」の場面を描いた又兵衛筆「源氏物語 野々宮図」〔出光美術館蔵。以下、「野々宮図」と称す。〕と、徳川本の「賢木」の場面を比較してみる(挿図1・2)。「野々宮図」における源氏は、楕円形のような輪郭の極端な面長顔で、釣りあがったシャープな目・細長い鼻・小さく控えめな口・小さな眉といった特徴があり、顔のパーツが中心に集まっているために、頤が非常に長く描かれている。一方、徳川本の源氏は、ぼつてりとした丸顔に目尻の垂れた目・短い鼻・ふっくらした口・円形の大きな眉によって表され、又兵衛様式とは異なる特徴が看取される。

次に、「桐壺」の場面を取り上げ、岩佐派の源氏絵と徳川本を比較してみる。岩佐派の絵師の作品の中で徳川本と製作年代が近く、比較に最もふさわしいと考えられるのは、岩佐勝友(生歿年未詳)筆「源氏物語図屏風」〔出光美術館蔵。以下、「出光本」と称す。〕であり、「源氏物語」五十四帖から一つずつ場面を選び出して配置した作品である。出光本の「桐壺」では、鴻臚館にて高麗の相人に面会する元服前の源氏の姿が描かれている(挿図

挿図1 野々宮図 源氏
出光美術館蔵



挿図2 徳川本「賢木」 源氏

挿図3 出光本「桐壺」 源氏
出光美術館蔵



挿図4 徳川本「桐壺」 源氏

3)。源氏の顔は元服前の幼く丸みをおびた輪郭ではあるが、やや面長でシャープな目が高い位置に描写されており、勝友に継承された面貌表現が確認できる。毛髪は頭頂部から真っ直ぐに垂れて顔にかかる。一方、徳川本の源氏は、顔は丸く、角の取れた四角形のような輪郭で、頭頂部は平らである。毛髪は後頭部で束ね、耳の横から一部を垂らした髪型である(挿図4)。徳川本の「賢木」と「桐壺」では、両者とも又兵衛や勝友の源氏的面貌とは異なる特徴が確認される。

ここで、狩野山楽筆「車争図」〔東京国立博物館蔵。以下、「山楽本車争図」と称す。〕に描かれる童子の面貌が、徳川本の「桐壺」における源氏的面貌に類似していることに注目したい(挿図5・1・5・2)。山楽本車争図では、丸顔で平らな頭頂部を持ち、毛髪を後頭部で束ねた姿の童子が複数描かれており、山楽のやまと絵における男児の典型的な姿を示すことがうかがわれる。徳川本は、山楽様式からの影響について検討すべきことが、この点から推定される。

もう少し、徳川本と山楽作品の比較を進めてみたい。徳川本の「葵」における切れ長の目に眉骨や頬骨が張った俗味の強い従者の面貌表現(挿図6)



挿図6 徳川本「葵」 従者

た箇所凹凸が強く表現されている。これらの点から、徳川本では山楽様式が形式化され、その特質が強調されるという傾向が認められる。以上のように、山楽周辺の絵師の関与がうかがえる徳川本であるが、ここで山楽以外の京狩野派の絵師との関連についても検討を加えておき

は、山楽筆「聖徳太子絵伝」(四天王寺蔵。以下、「山楽本聖徳太子絵伝」と称す。)第九面「新羅討伐」の場面に描かれる兵士達の中に類する表現が看取される(挿図7-1・7-2)。他にも、「花散里」に描かれる従者の面貌(挿図8)は、山楽本聖徳太子絵伝の第九面「山城楓野行幸」に描かれる、山楽特有の口をゆがませる従者の面貌表現と近似している(挿図9)。このように、徳川本には山楽のやまと絵作品の人物様式からの影響が見られるが、徳川本では、これらの個性がより強調されている。例えば、「桐壺」の源氏は、目の輪郭が描かれ、その中に瞳が点じられている。「葵」の人物では、骨張っ

徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」について

挿図5-1 「山楽本車争図」 童子
東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives

挿図5-2 「山楽本車争図」 童子
東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives



挿図8 徳川本「花散里」 従者



挿図9 「山楽本聖徳太子絵伝」
第九面「山城楓野行幸」 従者
四天王寺蔵



挿図7-1 「山楽本聖徳太子
絵伝」 第九面「新羅討伐」
兵士 四天王寺蔵



挿図7-2 「山楽本聖徳太子
絵伝」 第九面「新羅討伐」
兵士 四天王寺蔵

たい。徳川本「賢木」に描かれる源氏の特徴的な面貌表現は、狩野伊織(山益、三益。生歿年未詳)筆「蟻通・伊勢の海図屏風」(福岡市美術館蔵)に近しいことが注目に値する。伊織は山楽の次男として生まれた京狩野派の絵師である⁽¹²⁾。父・山楽より作画技術を学んだとされ、「蟻通・伊勢の海図屏風」では、力強さと繊細さを併せ持つ京狩野派らしい筆法と形態感覚が見出せる。右隻の「伊勢の海図」に描かれる在原業平の面貌表現(挿図11)は、徳川本(挿図10)に通じるものがある。具体的には、目の二重の線・首元のふくよかな皺・円形の大きな眉など、細部の特徴が徳川本に近似している。



挿図10 徳川本「賢木」源氏
(部分・反転)

挿図11 「蟻通・伊勢の海図屏風」
在原業平 福岡市美術館蔵

ただし、徳川本と伊織の様式が共通しているとまではいえず、徳川本の源氏は伊織の様式を誇張しており、目尻が下がり口角が上がった卑俗性の強い面貌に描かれている。このため、徳川本の様式は伊織本人の様式とは少し距離があると考えられるものの、徳川本の絵師が山楽だけでなく山楽次世代の京狩野派からも影響を受けていたことが推察される。

次に、霞に金泥を用いる手法について検討したい。徳川本では霞に薄く金泥を刷いており、「和漢故事説話図」(福井県立美術館蔵)や古浄瑠璃絵巻群など、又兵衛画や岩佐派作品に見られる霞の表現との近似が示されてきた。⁽¹⁴⁾しかし、これらの作品では金泥だけではなく銀泥も多用されている点、徳川本の場合は金泥のみが用いられる点に懸念が残る。また、又兵衛や岩佐派は刷毛目のような重層的な泥引が特徴であり、金泥を薄く刷き伸ばす徳川本とは異なる表現であるといえる。一方、山楽作品における霞の金泥引に目を向けると、「帝鑑図押絵貼屏風」(東京国立博物館蔵。以下、「山楽本帝鑑図」と称す)では、霞に薄く金泥を刷いており、その手法が徳川本に類似している(挿図12)。山楽本帝鑑図は押絵貼形式である点が徳川本と共通し、霞を用いて縦長の画面を活かす構図についても徳川本との関連が考えられ

るだろう。

樹木の表現にも検討を加えてみたい。又兵衛次世代の岩佐派では、又兵衛画を極度に誇張し、幹や枝を激しく捻れさせ、独特の隈取りを施すといった個性的な樹法が見られる。徳川本では、薄い墨や淡彩を用いて柔らかく簡素に樹木を描いており、岩佐派とは異なる表現である。徳川本と京狩野派における樹木を比較すると、京狩野派に見られる雄渾でバランスの良い樹法に対して、徳川本の樹法は力がなく形態が崩れており、徳川本は岩佐派とも京狩野派とも類似しないことが確認できる。徳川本には京狩野派の特徴が随所に看取されることを述べてきたが、樹法など細部の表現は精彩を欠いており、形式化が読み取れる。

ここで、徳川本の各図における様式や筆致の特徴を詳細に分析しておきたい。まず、「空蟬」・「花宴」・「賢木」・「紅葉賀」に注目する。この四場面は同一の絵師が手がけていると考えられる(表1)。「空蟬」と「花宴」に描かれる源氏の立ち姿に注目すると、「空蟬」では室内を垣間見る、「花宴」では細殿を歩く源氏の左向きの姿態が一致し、衣服の形状や衣文線・

挿図12 山楽本帝鑑図「不用利口」
(部分) 東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives

紅葉賀	賢木	花宴	空蟬	
				<p>① 源氏の立ち姿 左向きの姿態・衣服の形状・横顔の輪郭</p>
				<p>② 源氏の面貌 目尻の下がった表情・豊満な首回り</p>
 <p data-bbox="253 1222 294 1251">公達</p>	 <p data-bbox="491 1222 532 1251">従者</p>			<p>③ 従者・公達の面貌 口元や首回りの豊満さ</p>
	 <p data-bbox="463 1590 559 1619">六条御息所</p>	 <p data-bbox="717 1590 779 1619">朧月夜</p>	 <p data-bbox="902 1590 1067 1619">空蟬あるいは軒瑞荻</p>	<p>④ 女性の面貌 細長い顔・細く目尻の下がった目つき・毛髪の束感の表現</p>

横顔の輪郭など細部の類似が確認できる。次に、「賢木」と「紅葉賀」は複数の共通点が指摘できる。源氏の描写では、目尻の下がった表情や豊満に描かれた首周りがそれぞれ近い。また、「賢木」に描かれる源氏を待つ従者らと「紅葉賀」に描かれる朱雀院に集う公達らは、口周りや首元の豊満さが類似している。そして、「空蟬」・「花宴」・「賢木」に見られる女性たちの面貌は、細長い額・細く目尻が垂れ下がった目つき・毛髪の束感の表現などに共通点が見出せる。これらの図を描いた絵師をここでは仮にAと称すことにしたい。絵師Aの特徴として、貴族の男女を描く際、目尻の下がった目・豊満な首元によって表現する点が挙げられる。先述したように「賢木」には伊織作品との面貌の近似が確認され、絵師Aは伊織周辺において活動した絵師であることが、様式から想定されよう。

次に、「蓬生」・「帚木」の二場面に注目したい(表2)。両者に描かれる源氏の面貌を比較すると、額が長く全体に丸みを帯びた面長顔で、眠たげな顔のパーツに類似性が見出せる。従者の面貌を比較すると、菱形の目の表現やはっきりとした首筋の描き方などの特徴が共通している。樹木や草花などの自然表現においては、薄い墨を用いて淡く描いた松・墨の濃淡で変化をつけた草花の繊細な表現には同一の個性が見出せる。これらの図を描いた絵師をここではBと称する。絵師Bについては、京狩野派の様式と

は異なり、岩佐派の様式とも似ていないことから、流派の特定は難しい。絵師Aが描いたと考えられる四場面、絵師Bが描いたと考えられる二場面に注目し、それぞれの特徴を分析した。この他の六場面については、それぞれ様式や筆致が異なり、全て異なる絵師が描いたと考えられる。「桐壺」・「葵」・「花散里」については、京狩野派の影響が見られる点は先述した。残る「若紫」・「須磨」・「濔標」の三場面について順に検討したい。「若紫」は、ふつくらとした量感のある体型で描かれた源氏に対して、女性た

表2

帚木	蓬生	
		① 源氏的面貌 額が長い面長顔・眠たげな表情
		② 従者の面貌 菱形の目・はっきりとした首筋
		③ 樹木や草花 淡い墨で描いた松・墨の濃淡をつけた草花
		

ちは細く華奢な姿が特徴的である。他の場面に比べて描線の使い分けの巧みに劣り、衣文線の処理や調度品の描写などに稚拙な箇所が散見される。「須磨」は、人物表現が絵師Aの様式に近似するが、描き込みに乏しく単調な表現である。「落標」は、海辺に三体の暴れ馬とそれを御する隨身が描かれ、暴れ馬を御す隨身の面貌は鼻を立体的に描くなど特徴的な面貌表現が見出される。「若紫」・「須磨」・「落標」の三場面は他の場面に比べて技術的に劣る部分が多い。

以上、徳川本には「空蟬」・「花宴」・「賢木」・「紅葉賀」を手がけた絵師A、「蓬生」・「帚木」を手がけた絵師Bの様式が確認され、絵師Aは山楽周辺の様式、絵師Bは伊織周辺の様式が見られる。その他の場面では、様式から絵師の流派の特定を行うのは困難であった。徳川本に複数人の絵師の様式が見出せることから、徳川本の工房において分担製作が行われていることが確認される。ただし、徳川本では、構図・色彩・金泥引などの表現が統一され、工房製作として調和の取れた作品に仕上がっている。次章では、岩佐派作品や京狩野派作品との比較をまじえて、徳川本の画像の淵源について考察したい。

三 画像分析

続いて、徳川本の画像の典拠を探るため、具体的な場面をとりあげて検討を行う。「紅葉賀」では、向かい合って青海波を舞う光源氏と頭中将が描かれている。二人の人物の画像を岩佐派の源氏絵のうち「源氏物語図屏風」(京都国立博物館蔵。以下、「京博本」と称す。)・「源氏物語図屏風」(泉屋博古館蔵。以下、「泉屋本」と称す。)と比較すると、一見して相対する舞人の図

像と類似が認められる。先学によって指摘されているように、この画像は舟木本「洛中洛外図屏風」(東京国立博物館蔵)や「豊国祭礼図屏風」(徳川美術館蔵)から始まり、泉屋本などでは「胡蝶」の女童にも応用される、岩佐派において継承された人物画像である。¹⁵⁾しかし、徳川本で青海波を舞う源氏は前屈みならず、背筋を伸ばした姿勢で描かれ、岩佐派の源氏絵の舞人とは異なる特徴が看取される。

そこで、徳川本の画像を山楽作品と比較すると、山楽本聖徳太子絵伝の中に近い画像が見出されることに気付く。第十三面「味摩之、伎楽を伝う」に描かれる舞人のうち、徳川本の二人の人物を反転した画像を比較すると、相対する二人の人物の画像が共通している(挿図13・14)。細部では、正面を向く人物の片腕と片足を上げる体勢、相対する人物の背筋を伸ばした姿態などが一致していることが確認できる。また、徳川本の楽人の一人は、第十六面「惜別の宴を催す」の中に描かれる横笛を演奏する楽人の画像と共通している(挿図15・16)。これらの画像の近似により、徳川本「紅葉賀」は、山楽本聖徳太子絵伝の画像を応用した可能性が考えられる。



挿図13 徳川本「紅葉賀」 青海波
(部分・反転)



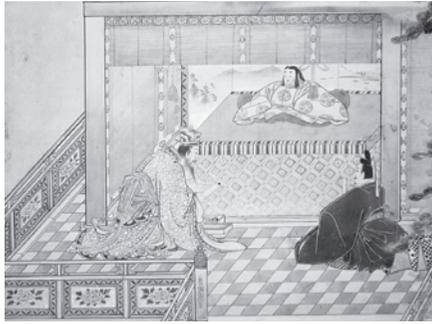
挿図14 「山楽本聖徳太子絵伝」第十三面「味摩之、伎楽を伝う」
伎楽を披露する舞人
四天王寺蔵



挿図15 徳川本「紅葉賀」楽人



挿図16 「山楽本聖徳太子絵伝」第十六面「惜別の宴を催す」楽人
四天王寺蔵



挿図17 徳川本「桐壺」(部分)

次に、徳川本の「桐壺」では、鴻臚館が正面に近い向きに描かれている点が特徴的である。縹縷縁の畳の上に源氏が坐し、背後には山水風の屏風が置かれる(挿図17)。源氏の人相見の場面は、土佐光吉・長次郎筆「源氏物語画帖」(京都国立博物館蔵)や狩野探幽筆「源氏物語図屏風」(皇居三の丸尚蔵館蔵)など同時代の作例にも描かれるが、建物の向きやモチーフが徳川本の特徴とは異なる。岩佐派の源氏絵では、出光本のみが正面向きの鴻臚館や縹縷縁の畳に坐す源氏を描き、徳川本と共通する部分が見出せるものの、高麗の相人や右大弁が源氏とは離れた場所に描かれ、物語には登場しない多数の人物が周囲に配されているため、徳川本の図像の典拠になったとは想定しがたい。この特徴的な図像は何を参照して描かれているのであろうか。

ここで注目したいのは、野々口立圃編『十帖源氏』の挿絵である。『十帖源氏』は俳諧師で雛人形屋でもあった



挿図18 『十帖源氏』「桐壺」挿絵
早稲田大学図書館蔵

立圃の編集した『源氏物語』の梗概書である。¹⁶⁾五十四巻を約六分の一のダイジェスト版にしたもので、本文を簡略化しながら物語中の和歌をすべて掲載し、一三一図の挿絵を刻している。『十帖源氏』は立圃の還暦にあたる承応三年(一六五四)頃に成立したとされる。本稿では、初刷系の善本であると位置付けられている立圃自跋無刊記本(早稲田大学図書館蔵)を比較対象として用いる。『十帖源氏』の「桐壺」挿絵には、徳川本と同様に正面向きの鴻臚館が描かれ、縹縷縁の畳に坐す源氏、背後の屏風といった特徴が一致する(挿図18)。また、高麗の相人の右向きの姿勢は徳川本と近似している。この図像について、これ以前に遡る例は管見の限り見出されず、この頃に新たに用いられた図像である可能性が高い。

徳川本と『十帖源氏』の関係について、さらに別の場面でも検討を加えたい。徳川本の「葵」では、葵の上の従者たち数名が六条御息所の牛車の周囲に集まり、牛車の轆を引いて押し退けようとする様子(車争い)が描かれている。同場面を描いた京博本や泉屋本と比較すると、牛車が真横かつ右向きに置かれる点が共通し、牛車に群がる従者の様子や配置が近似する

挿図20 京博本「葵」(部分)
京都国立博物館蔵



挿図22 徳川本「葵」
手を振り上げる人物



挿図19 徳川本「葵」(部分)

挿図21 泉屋本「葵」(部分) 泉屋博古館蔵

挿図24 泉屋本「葵」(部分)
泉屋博古館蔵



挿図26 『十帖源氏』「葵」挿絵
手を振り上げる人物
早稲田大学図書館蔵

挿図23 京博本「葵」(部分)
京都国立博物館蔵



挿図25 『十帖源氏』「葵」挿絵
早稲田大学図書館蔵

(挿図19・20・21)。ただし、徳川本では轆に手をかける従者たちの後ろから、扇動するように腕を振って声を上げる人物(挿図22)が描かれているが、京博本・泉屋本でこの位置にいる人物は、轆を両手でしっかりと握った姿で描かれる(挿図23・24)。『十帖源氏』「葵」では、右向きに置かれた牛車に従者が集まり(挿図25)、轆に手をかける従者らの後ろに、手を振り上げる人物が見出される(挿図26)。徳川本と『十帖源氏』の手を振り上げ

る人物の図像はかなり近似しているといえる。また、両作品とも牛車の前半のみが描かれる構図であり、従者らが牛車を動かそうとする様子を心に構成されている点も共通する。十七世紀の源氏絵製作において、版本の図像を写したり、応用したりすることはしばしば行われており、¹⁷⁾『十帖源氏』から徳川本への影響があったことが推察される。『十帖源氏』が版本という形態によって広く普及していたことは、多様な図像を取り込んだ

徳川本の特徴を鑑みると、その影響を受けたとしても不思議ではない。

ただし、『十帖源氏』のみに注目するだけでは、徳川本の「葵」は読み解けない。徳川本「葵」には、喧騒から遠ざかる市井の人々が当世風俗で描き込まれているが、この人物図像は、山楽本車争図に描かれる町人らの図像と非常に近似している(挿図27・28)⁽¹⁸⁾。具体的には、頭に布包みを乗せる女性、手を引かれる女兒、幼子を背負う女性などの図像が共通していることが確認できる。さらに、牛車の前方で従者らが長柄傘の柄で突き合っ(19)て小競り合いをする図像について、近世初期の風俗画に散見される(かぶ(19)き者の喧嘩)に類似しているが、その着想源はむしろ山楽本車争図の中の乱闘を起こす白丁の図像にあると考えられ、その淵源を辿れば古絵巻からの引用である可能性も想定される。⁽²⁰⁾このように、徳川本「葵」では、山楽本車争図の図像を部分的に取り入れ、土台としては『十帖源氏』の図像を用いているといえる。

徳川本の十二図は、ほぼ全て先例のある図像を用いていると考えられる



挿図27 徳川本「葵」町人

挿図28 「山楽本車争図」町人
東京国立博物館蔵

Image: TNM Image Archives

が、「濡標」のみ定型の図像ではない個性的な場面を選択する点は看過できない。徳川本には遠景に舟が描かれており、これを明石の君の舟と捉えることで、源氏の一行が住吉大社へ詣でる場面であると推定されている(挿図29)。しかし、肝心の源氏の姿は描かれず、右下に牛車の一部と従者の烏帽子が覗くのみである。前景の海浜に描かれるのは、暴れる馬が三体とそれを御する隨身三人であり、源氏絵では類例がない独自性の強い図像となっている。ここではなぜ暴れ馬の図像が選択されたのだろうか。金子岳史氏によると、古代・中世において暴れ馬(はね馬)を御す隨身の図像は理想的な従者の姿として障屏画の画題になっており、近世には調馬図や厩図といった画馬において、武士の理想とする駿馬と馬芸の美技として受容されていった。⁽²¹⁾金子氏の説を踏まえると、平安時代を舞台とした源氏絵において暴れ馬を御す隨身の図像を選択することは、理想的な隨身の姿を描くことを意図していたと解釈できよう。しかし、徳川本で「濡標」を描いた絵師が、物語内容を正確に理解した上で、あえてこの図像を用いたと考えられることは疑問が残る。これはね馬の図像は同時代の行列図などにも見られ、図像のみを引用した可能性も想定される。徳川本の「濡標」における



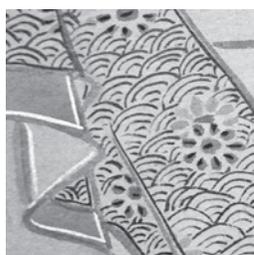
挿図29 徳川本「濡標」(部分)

はね馬の描写についてはより詳細な検討が必要だが、徳川本では多様な図像を用いていたことがわかり、近世源氏絵の多様化を示す一例といえるだろう。

徳川本の多様な図像選択の結果、源氏絵の原典である物語内容は絵の描写にどのような影響を与えたのだろうか。一例に「紅葉賀」を取り上げてみよう。『源氏物語』「紅葉賀」本文には次のような一文がある。²²⁾

かざしの紅葉、いたう散りすぎて、顔のほひにけおされたる心地すれば、御前なる菊を折て、左大将さしかへ給

徳川本では青海波を舞う源氏と頭中将が描かれる。同画題を描く土佐光吉・長次郎筆「源氏物語画帖」や狩野探幽筆「源氏物語図屏風」では、源



装束の文様



挿図30 徳川本「紅葉賀」

氏と頭中将がそれぞれ菊と紅葉の挿頭をして描かれる。しかし、徳川本では両者とも挿頭が描かれず、菊と紅葉という区別は装束の文様のみ表されている(挿図30)。徳川本「紅葉賀」では、本文内容を忠実に参照する意識は低下し、他画題の粉本から図像の引用を行っている、源氏絵として再構成している様子が見出される。他の場面についても、従来よりも本文に忠実に絵画化した場面は見出されず、身近な粉本や絵入版本の挿絵などから様々な図像が引用されている。徳川本では、物語を忠実に絵画化するよりも新たな図像を取り入れ

ることが重視されていたと推察される。

ここまで、徳川本の「紅葉賀」・「桐壺」・「葵」・「濡標」の場面を取り上げて、図像分析を行ってきた。この他の場面については、土佐派・京狩野派・江戸狩野派・岩佐派の源氏絵などから多様な図像を取り交えて再構成しており、直接的な図像の典拠を辿ることは難しい。絵師Aや絵師Bの様式的特徴を踏まえた上で、両者の手がけた図に共通する図像の典拠を検討したが、それはやはり多種多様であり、一貫した性質を見出すことは困難であった。

以下では、徳川本において多様な図像が用いられることについて、その意味を検討してみたい。「紅葉賀」では、山楽周辺の様式が見出せないのにもかかわらず、山楽本聖徳太子絵伝の図像が引用されていた。「桐壺」・「葵」では、「十帖源氏」の図像を土台として用い、特に「葵」では、山楽本車争図の図像を部分的に組み合わせていた。「濡標」では、源氏絵の定型的な図像にはない、はね馬の図像を選択していた。徳川本に山楽作品と類似する図像が見出される点について、山楽次世代の絵師の様式も見出せることを勘案すると、徳川本の工房に山楽作品の粉本があり、図像の着想を得ることができたと推察される。さらに、多種多様な図像が用いられることから、山楽作品だけではなく京狩野派や他の流派の粉本・「十帖源氏」の絵入版本なども存在し、徳川本の図像の典拠として用いられたことが想像される。

このように、複数の絵師によって多様な図像を用いた分担製作がなされていた徳川本だが、各図の彩色や構図には統一感があり、工房製作として全体のバランスが取れた作品であるため、徳川本の絵師らが工房において組織的に統率され、押絵貼屏風製作を行っていたことが推察される。

四 源氏絵の押絵貼屏風製作の背景

それではなぜ徳川本の工房において押絵貼屏風が作られたのか、そこにはどのような時代背景があるのか。本章では、源氏絵の押絵貼屏風製作についての検討を行い、徳川本の製作背景を考察する。まずは、近世にどのような形式の源氏絵が主流であったか確認したい。近世の源氏絵では、扇面か色紙のセット（それを屏風に貼り交ぜたもの）・屏風が多く作られたことが先学によって述べられているが、画帖や絵巻の作例も中世に引き続いて多数生み出された。屏風は五十四帖形式・金雲で画面を分割し、数場面から数十場面を適宜配する形式・大画面形式に分類されることが多い。⁽²⁴⁾特に、中世から近世にかけて登場する大画面形式の作例は、源氏絵の形式の変遷の中で注目されてきたが、その流れに属さない押絵貼屏風は大きく取り上げられてこなかったようである。又兵衛筆の旧金谷屏風（諸家蔵）のように源氏絵が含まれる押絵貼屏風も確認されるが、多種の画題を取り交ぜた和漢混淆の屏風として位置付けられることが多く、源氏絵のみが描かれる押絵貼屏風とはまた異なる画題の作品と考えられる。管見の限りにおいて、源氏絵の押絵貼屏風の遺品は十七世紀に初めて登場しており、⁽²⁵⁾『十帖源氏』の影響を受けたと見られる徳川本も、十七世紀半ばの作品と推定される。徳川本の史的な位置付けを探る上で、複数の作例が残る押絵貼屏風について検討を加える必要があるだろう。

なぜ徳川本のような源氏絵の押絵貼屏風が製作されたのか、はじめに形式に焦点を当てて検討する。押絵貼屏風という形式そのものに着眼点を置いた研究は、並木氏による論文が唯一といえる。並木氏はその成立と展開

について、文献と遺例の相互から検討した。⁽²⁶⁾並木氏によると、押絵貼屏風の成立は十四世紀に遡る可能性があり、成立の背景には十四世紀から十五世紀にかけての禅林社会が関係すると述べる。禅林では禅僧の賛詩の対象となりうる画題が好まれており、押絵貼屏風は禅林的な場の設定に役立ったと推察している。近世に入ると、禅林との結びつきが希薄になり、近世初期には帝鑑図や二十四孝図といった画題が押絵貼屏風に描かれるようになるという。その理由として、それらが複数の故事の集合体であること、押絵貼形式が「相互に等価な多数事象の集合体」であるという性格の画題を表現するのに適しており、画題と形態が合致したからであると考察する。

並木氏の研究は、押絵貼屏風の成立を明快に論じているが、近世に入ってから展開には詳しく触れていない。ここで、近世の押絵貼屏風の作例を見渡すと、屏風絵の多岐にわたる画題に幅広く採用されるようになったことがわかる。例えば、各地の名所景物を一図ずつ描いた名所景物画・十二ヶ月の風俗を描くことに適した月次風俗図・合戦の主要な場面を描き出した合戦図などが挙げられ、実に様々な画題が押絵貼屏風に描かれている。並木氏の説を踏まえると、これらは「相互に等価な多数事象の集合体」であり、押絵貼にふさわしい画題であったと捉えられる。このように、近世には押絵貼屏風自体の製作が増え、描かれる画題が多様化したことも、源氏絵の押絵貼屏風が作られた理由の一つと考えられる。

次に、源氏絵の押絵貼屏風の発注者・享受者について考察を加える。その背景として、先にも触れた絵入版本『十帖源氏』の影響に着目したい。十七世紀前半に初期絵入版本が登場し、『源氏物語』では慶安〜万治年間（二六四八〜二六六二）に絵入版本の出版ブームが起こった。慶安三年には山

本春正(二六二〇)一六八二編『絵入源氏物語』が出版され、次いで承応三年頃に『十帖源氏』が出された。ただし近年、『十帖源氏』の出版が承応三年以前に遡る可能性も指摘されている。⁽²⁷⁾ いずれにせよ、『十帖源氏』は初期の『源氏物語』絵入版本であると位置付けられる。⁽²⁸⁾ 『十帖源氏』の享受層について、立圃が松永貞徳の門人であることや岩佐派の図像を用いていることから、俳諧師に向けて作られたことが指摘されている。⁽²⁹⁾ しかし、『十帖源氏』は俳諧師のような知識人だけに限らず、幅広く受容されたようである。『十帖源氏』を本物の『源氏物語』だと思っただけでそらんじる女房がいたため、立圃はそれを恥じて書き改め、婦女子のための書物として寛文元年(二六六一)の『おさな源氏』を出版する。『おさな源氏』は『十帖源氏』を簡略化した姉妹版であり、後に上方版から江戸版が作られ、大衆へ波及していく。その人気ぶりから、『十帖源氏』がわかりやすい読み物として普及していた様子がうかがえる。他方、小城鍋島文庫蔵の『十帖源氏』には立圃自筆の書き入れがあり、立圃から小城鍋島家二代直能へのプライベートな献呈であったと指摘されている。⁽³⁰⁾ 『十帖源氏』は絵入版本であることから大衆向けの書物と捉えられがちだが、和歌に親しむ大名にも読まれる梗概書としての側面もあった。

このように幅広い層へ享受されていた『十帖源氏』の図像が徳川本に取り入れられた理由は、徳川本の享受層と密接に関連していると考えられる。しばしば版本からの図像利用は、定型化した手の劣る作品の特徴と見做されることがある。しかし、初期の『源氏物語』絵入版本である『十帖源氏』の図像を引用する徳川本は、絵入版本の定型化した図像を用いるという消極的な位置付けではなく、発注者に合わせて源氏絵の最新の図像を積極的に取り入れたと評価できるのでないだろうか。すなわち、近世にお

ける源氏絵の新しい享受層に向けて、最新かつわかりやすい図像を用いたと推察される。

それでは、近世における源氏絵の享受層の多様化に対して、製作者が押絵貼屏風を作るようになった理由を分析したい。中世までの源氏絵製作は、貴族・上流の武家・僧侶といった一部の特権的な上流階級の発注により行われた。⁽³¹⁾ 一方で近世には享受層が広がり、一部の特権階級のものであった源氏絵は、徐々に中流の武家や豪商などからも求められるようになった。そこで、近世源氏絵の遺例の多さからも推察されるように、新たな享受層による発注が増加し、源氏絵の大量生産が必要になったと考えられる。⁽³²⁾ その際、押絵貼屏風は仕込み絵として事前に絵を準備することが可能であり、仕込み絵を豊富に用意すれば作品の大量生産も可能であった。

このことから、押絵貼屏風は近世の源氏絵需要の増加に併せて、効率よく大量生産に応えられる形式であったと考えられる。

徳川本においても複数の絵師が各図を分担して手がけていることから、発注を受ける前に仕込み絵として描かれていた蓋然性が高い。さらに、場面の貼り込み順が物語順ではなく、選択場面も断続的である。これが当初からの形態であったとすれば、発注を受ける前に五十四帖すべての仕込み絵が用意され、発注者の指示によって押絵貼屏風に仕立てられた可能性もある。これらの点から、徳川本が源氏絵の押絵貼屏風の典型的な例である可能性も想定される。いずれにせよ、徳川本は新たに源氏絵の享受層となった富裕層の需要に応えようとする時代性を強く反映した作例ではないだろうか。

おわりに

本稿では、徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」を取り上げ、岩佐派とは異なる様式的特徴が見られるという問題を出発点に、近世源氏絵の押絵貼屏風としての位置付けを探るべく考察を展開した。

徳川本は数少ない源氏絵の押絵貼屏風の作例として重視すべきであり、様式分析では岩佐派とは異なり、むしろ山楽や山楽次世代の京狩野派による様式に近似することを明らかにした。なかでも複数図を手がけている二人の絵師に注目し、それぞれ山楽周辺の絵師・山楽の次男である伊織周辺の絵師の様式的特徴が見られることを述べた。図像分析では、徳川本には山楽作品のみならず承応三年頃に出版された『十帖源氏』の挿絵からも図像が用いられていることを指摘し、定型とは異なる独自の強い図像も見られることに言及した。さらに、徳川本では本文を忠実に絵画化するよりも、新たな図像を取り入れることが重視されていたと考察した。

十七世紀に押絵貼屏風自体の製作が増加し、描かれる画題が多様化したことは、源氏絵の押絵貼屏風製作が行われるようになった要因の一つと考えられる。徳川本の典拠となった『十帖源氏』が幅広く受容されたことから、徳川本は近世における『源氏物語』享受層の拡大を受けて製作されたと推察される。そして、徳川本で『十帖源氏』を取り入れた意図は、発注者に合わせて源氏絵の最新かつわかりやすい図像を積極的に引用することであったと考察した。押絵貼屏風は仕込み絵として事前に絵を準備することが可能であり、仕込み絵を豊富に用意すれば作品の大量生産も可能な形式であるため、近世における源氏絵の発注の増加に対応し、効率よく大量

生産に比べられる形式であったことにも言及した。以上の考察を踏まえると、徳川本は十七世紀において新たに『源氏物語』の享受層となった富裕層の需要に応えようとする、時代性を強く反映した作例であるといえよう。それこそが、徳川本に多様な表現が貪欲に取り込まれた特徴として、表れていると考えられる。

近世源氏絵研究は着実に進展してきたものの、注目されるのは主要な絵師の作例に集中している。押絵貼形式の源氏絵については個別研究が進んでおらず、形式や図様など多面的な視点から、今後も検討を重ねていくことが必要であろう。徳川本においては、より多くの源氏絵との比較、押絵貼屏風が流行した背景の考察、類似する作品との比較検討など課題が残るが、これらの点については、今後も検討を進めていきたい。

註

- (1) 田辺昌子「江戸の源氏絵 初期絵入版本から浮世絵へ」(吉井美弥子編『みやび』異説『源氏物語』という文化』森話社、一九九七年)、橋口侯之介『和本の招待』(角川学芸出版、二〇一一年)。
- (2) 小林忠「近世初期遊楽風俗画の変質―妓楼遊楽図を中心として―」(『日本屏風絵集成 一四 風俗画―遊楽 誰カ袖』講談社、一九七七年)。
- (3) 並木誠士「押絵貼屏風試論」(『金鱗叢書』一〇、徳川黎明会、一九八三年)。
- (4) 拙稿「徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」について」(『葵』一二八、徳川美術館、二〇二三年)。
- (5) 源氏絵の形式については、主に以下の文献を参照。田口榮一「源氏絵屏風―中世・近世初期における源氏絵の系譜―(山根有三ほか『日本屏風絵集成 五 人物画―大和絵系人物』講談社、一九七九年)、田口榮一「源氏絵の系譜―主題と変奏―」(『秋山虔・田口榮一監修『豪華「源氏絵」の世界 源氏物語』学習研究社、一九八八年)、龍澤彩「源氏絵の製作と受容」(徳川美術館編『絵画で

- つづる源氏物語―描き継がれた源氏絵の系譜―(徳川美術館、二〇〇五年)。
- (6) 筆者が展示や図版掲載で確認した源氏絵の押絵貼屏風作例を以下に挙げる。
・岩佐派「源氏物語押絵貼屏風」(個人蔵)
・狩野山楽筆とされる「源氏物語図押絵貼屏風」(福田美術館蔵)
・作者未詳「源氏物語図押絵貼屏風」(東京富士美術館蔵)
・土佐派「源氏物語図屏風」(思文閣編『古今屏風特選図録』(思文閣、一九八一年)掲載)
- (7) 吉川美穂 作品解説(徳川美術館編『絵画でつづる源氏物語―描き継がれた源氏絵の系譜―』(徳川美術館、二〇〇五年))。
- (8) 岩佐派の源氏絵については、主に以下の文献を参照。雨宮六途子「源氏物語屏風と岩佐派―躍動する絵師たち」(高橋亨編『平安文学と隣接諸学』一〇 王朝文学と物語絵) 竹林舎、二〇一〇年)、廣海伸彦「又兵衛風源氏絵諸作品の検討」(『國華』一四七五、國華社、二〇一八年)。
- (9) 廣海伸彦 作品解説(出光美術館編『岩佐又兵衛と源氏絵―(古典)への挑戦―』出光美術館、二〇一七年)。岩佐勝友は岩佐又兵衛の勝以の名から「勝」の一字を引くため、又兵衛の親類かそれに準ずる立場であったと想定されている。
- (10) 山楽本車争図については、主に以下の文献を参照。川本桂子「九条家伝来の車争い図をめぐる―その制作事情と解釈を中心に―」(山根有三先生古稀記念会編『日本絵画史の研究』吉川弘文館、一九八九年)、野田麻美「狩野山楽筆「車争図屏風」(東京都国立博物館)に関する一考察―「年中行事絵巻」との関係を中心に」(『美術史』一六七、二〇〇九年)。
- (11) 山楽本聖徳太子絵伝については、主に以下の文献を参照。土居次義「狩野山楽の聖徳太子絵伝板絵」(『佛教藝術』五六、一九六五年)、菊竹淳一編『日本の美術九一 聖徳太子絵伝』(至文堂、一九七三年)、川本桂子「新編名宝日本の美術二一 友松/山楽」(小学館、一九九一年)。
- (12) 五十嵐公二「『裁かれた絵師たち 近世初期京都画壇の裏事情』吉川弘文館、二〇二一年)。
- (13) この点について、野田麻美氏にご教示いただいた。
- (14) 註(7)吉川氏解説参照。

徳川美術館蔵「源氏物語押絵貼屏風」について

- (15) 前掲註(8)廣海氏論文参照。
- (16) 『十帖源氏』について、以下の文献を参照。吉田幸一「絵入本源氏物語考」(上・中・下、青裳堂書店、一九八七年)、清水婦久子「源氏物語版本の研究」(和泉書店、二〇〇三年)、沼尻利通「野々口立圃『十帖源氏』の初版と覆刻」(『雅俗』一三、二〇一四年)、白石良夫・中尾友香梨編『佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫蔵 十帖源氏 立圃自筆書入本 翻刻と解説』(笠間書院、二〇一八年)、白石良夫「『十帖源氏』の刊・印・修 古典文庫解説卓見」(『雅俗』二〇、二〇二一年)。
- (17) 一例として、『絵入源氏物語』の挿絵を用いながらも部分的に表現に変更を加えた『源氏物語』白描の冊子(個人蔵)などが確認される。この点について四辻秀紀氏よりご教示いただいた。
- (18) 前掲註(4)拙稿参照。
- (19) 前掲註(4)拙稿参照。
- (20) この点について、野田麻美氏よりご教示いただいた。
- (21) 金子岳史「はね馬」と隨身」(『美術史』一六五、二〇〇八年)。
- (22) 柳井滋ほか「新日本古典文学体系一九 源氏物語 二」(岩波書店、一九九三年)。
- (23) 近世に主流となった源氏絵の形式について、前掲註(5)に挙げた文献のほか、主に以下の文献を参照。秋山光和編『日本の美術一九 源氏絵』(至文堂、一九七六年)、佐野みどり「源氏物語」の絵画化―白描源氏物語絵巻紹介をかねて―(高橋亨編『平安文学と隣接諸学』一〇 王朝文学と物語絵) 竹林舎、二〇一〇年)、稲本万里子「源氏絵の系譜 平安時代から現代まで」(森話社、二〇一八年)。
- (24) 註(5)田口氏論文参照。
- (25) 前掲註(6)参照。
- (26) 前掲註(2)並木氏論文参照。
- (27) 前掲註(16)白石氏・中尾氏書参照。
- (28) 『絵入源氏物語』と『十帖源氏』の図様の関連については、前掲註(16)吉田氏書に詳しい。

(29) 阿美古理恵「野々口立圃編画『十帖源氏』における松永貞徳の影響―山本春正との比較を通じて―」(『哲学会誌』三三二、二〇〇八年)。徳川本に見られる岩佐派の図像の引用については以下の文献も参照。山本陽子「源氏絵における天皇の描き方―近世初期の天皇表現の伝承について」(『日本宗教文化史研究』四一―二、二〇〇〇年)。

(30) 前掲註(16)白石氏・中尾氏書、井上敏幸「直能の和歌」(白石良夫編『小城藩と和歌―直能公自筆『岡花』二十首和歌の里帰り』(佐賀大学地域学歴史文化センター「ター、二〇一三年)、日高愛子「飛鳥井雅章と鍋島直能―「道」の相伝と和歌」(『佐賀大國文』四三、二〇一五年)。

(31) 秋山光和「源氏物語絵巻の情景選択と源氏絵の伝統」『平安時代世俗画の研究』(吉川弘文館、一九六四年)、秋山光和「王朝絵画の誕生―『源氏物語絵巻』

をめぐる」(中央公論社、一九六八年)、佐野みどり「源氏絵研究の現況」(佐野みどり編『源氏絵集成』藝華書院、二〇一一年)。

(32) 岩間香「源氏絵制作に見るコーディネーターと絵師」(『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三四、一九八九年)。

謝辞 本稿執筆にあたり、四天王寺、東京国立博物館、京都国立博物館、泉屋博古館、出光美術館、福岡市美術館より、作品画像を拝借いたしました。また、名古屋経済大学 四辻秀紀氏、金城学院大学 龍澤彩氏、神戸大学 野田麻美氏、徳川美術館 吉川美穂氏・薄田大輔氏・加藤祥平氏にご教示を賜りました。ここに記して深謝いたします。(徳川美術館 学藝員)

「古器旧物保存方」と名古屋藩

香山里 絵

はじめに

- 一 「府県宝物調書類」からみる「古器旧物保存方」
- 二 尾張家御道具掛と「御名物及古器物目録」
- 三 「古器旧物保存方」の企図と役割
おわりに

はじめに

明治四年（一八七二）五月二十三日布告の「古器旧物保存方」（太政官布告第 二五一号、以下「同布告」と呼ぶ）は、「厭旧競新」の明治初年にあつて「古器旧物」の保全を謳い、現在でいうところの「文化財」を後世に保存する意図を示した布告として、日本の文化財保護関連法の端緒と位置付けられている^①。同布告の三十一種の分類は江戸時代の考古家の系譜を踏襲するものとされ、また同布告により選定された品目はウィーン万国博覧会の出品品目の選定に役立てられたのではないかといった指摘がなされてきた^{②③}。同

布告は直前に出された大学献言（明治四年四月二十五日）の流れで作られたとされるが、大学献言にある集古館設置には触れておらず、博覧会への出陳の意図も直接的には示していない。また報告後の指定や補助金交付などの施策は確認されていない。同布告が果たした役割については未明な部分が多い。

同布告は「各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧物」の保全を求め、品目と所蔵人名を記し、「官庁」から差し出すよう但し書きされている。同布告や「壬申検査」^⑤等に際して府県が提出した目録として、かねてより東京国立博物館に伝わる「府県宝物調書類」四十五冊（重要文化財「壬申検査関係資料」の内、以下「宝物調書」と呼ぶ）^⑥の存在が知られており、同布告に対して古器旧物を取りまとめ進達したのは「府県」と捉えられてきた^⑦。しかし同布告は廃藩置県が実施される二か月前に出されている。つまり布告を受けたのは廃藩置県前の府藩県であり、同布告にある「官庁」とは旧大名家の体制が色濃く残った藩庁を多数含んでいたと考えられる。

同布告は布告後すぐに名古屋藩にもたらされ、その原本は「御布告御用

留 二」(徳川林政史研究所蔵・挿図1)に綴じられ現存する⁽⁸⁾。同布告と共に綴じられた書付には以下の通りある。

【史料一】

家令江

遂吟味美濃昏堅帳ニ取調奉

伺候上、七月中差出之事

但

権知事□家令江度通達之事

六月

太政官分被

仰出候別紙御書付一敷相渡候、藩士

卒末々迄、此旨相心得、品目并所蔵

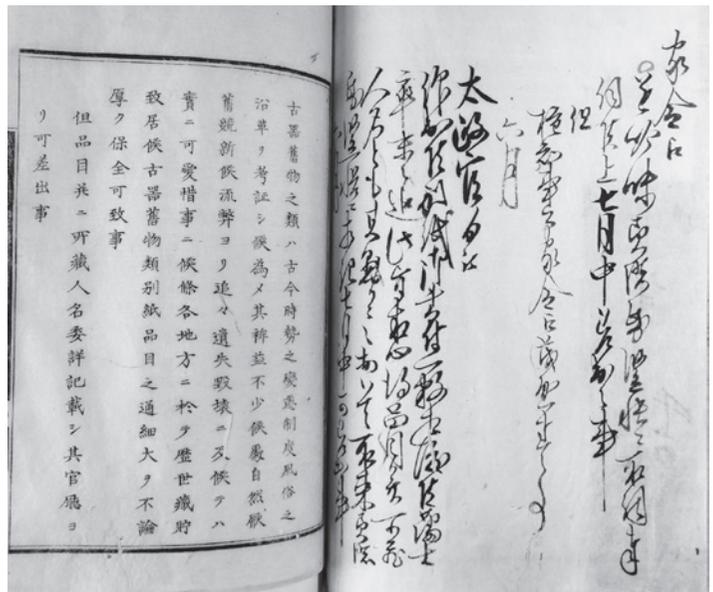
人名とも其懸りくにおいて取束、美濃

昏堅帳ニ相記、七月中可差出事

七月

この書付によれば、名古屋藩では藩士卒までが同布告の内容を心得、各係で人名等をとりまとめ七月中に提出することとなっていた。

しかし、結果がとりまとめられる予定の同年七月、廃藩置県が行われた。名古屋藩から目録は提出されず、同五年一月になって一部の取調結果が名古屋県から提出された。その時提出されたのが「宝物調書」中の二冊、「古器旧物品目書」/「社家之分」(以下「社家品目書」と呼ぶ、表1-1)、「古器旧物品目書」/「寺院并修験之分」(以下「寺院品目書」と呼ぶ、表1-2)と考え



挿図1 「御布告御用留 二」 徳川林政史研究所蔵

られる。しかし、同布告に対して名古屋藩御道具掛が準備していた「御名物及古器物目録」(徳川美術館蔵、什器古帳33)は提出されなかったと推定される。

本論では、現在残された史料から判明する同布告に対する名古屋藩の取調の記録を通じて、同布告の意義と役割について検討を試みる。

一 「府県宝物調書類」からみる「古器旧物保存方」

東京国立博物館蔵の「宝物調書」(表1・表は文末に掲載)には、①明治四年(一八七二)の辛未検査(同布告)、②同五年の壬申検査、③同九年の二府六県宝物目録、④府県博覧会列品目録の四種が含まれることが指摘されるが、⁽⁹⁾全容は未解明である。府県博覧会列品目録(表1 38~45)は表題から内容の判別が可能であるが、その他府県別の冊子、多数の府県からの書類が綴じ込まれた冊子や寺社名を表題とする冊子もあり、表題にも並び順にも一貫性がない。その内容の解明には四十五冊の目録を十分に検討する必要があるが、⁽¹⁰⁾容易な作業ではない。

吉野俊哉は「宝物調書」の内、堺県・鶴牧県・飾磨県・名古屋県・福岡県の報告が同布告に対するものではないかと指摘した。⁽¹¹⁾同布告以降、「公立諸学校等取調」(文部省告示第七号、明治四年十一月)、「大蔵省取調」(太政官布告第八八号、明治五年三月十八日)、「陸軍省取調」(太政官布告第八九号、同上)、「華族宝物検査」(明治五年四月九日)、「壬申検査」が相次いで実施されるが、文部省宛の報告書の多くが「大蔵省取調」以前に遡り、使用用語が同布告の文言に類似する理由による。⁽¹²⁾

「宝物調書」には明治四、五年に文部省に宛てた報告として、飯野県・鶴牧県・飾磨県・福岡県・名古屋県の五県の報告がある。報告は以下の通りである。⁽¹³⁾

【史料二】飯野県報告

○貞元親王御所持品と申伝候駅路之鈴、別紙之通御届

「古器旧物保存方」と名古屋藩

管内上総国周准郡貞元村年寄一同ニ而往古より預居候貞元親王御所持之品と申伝候駅路之鈴、別紙図面之通申出候、右之外管内古器類一切無御座候、此段御届申上候、以上

辛未九月八日 飯野県

文部省御中

【史料三】鶴牧県報告

○古器旧物御届

古器旧物之儀ニ付御達之趣御座候ニ付、当県管内え布告仕候処、左之通申出候

(目録省略)

右之外古器所持之者無御座候、此段御届申上候

辛未十月 鶴牧県

文部省御中

【史料四】飾磨県報告

○飾磨県

元安志県旧器物之儀ニ付御届 飾磨県

先般依御達古器物取調候処、元安志県下一切無之候条、此段御届申上候

辛未十二月廿三日 飾磨県

文部省御中

別紙御届書、旧臘本県より差越候条御用仕舞ニ付、則今日進達仕候

壬申正月十八日 飾磨県

文部省御中

【史料五】福岡県報告

○古器物書上 福岡県

(目録省略)

兼而御達御坐候管内古器旧物取調書巻冊奉差上候也

壬申正月廿七日 福岡県

文部省御中

【史料六】名古屋県報告(挿図2)

○古器旧物品目并所藏人名御届 名古屋県

古器旧物品目并所藏人名委詳記載シ可差出旨、去未五月御達之趣有之候付、元名古屋県において管下之分吟味之上、為相達、則別紙旧臘相廻申候間右式数御届申上候以上

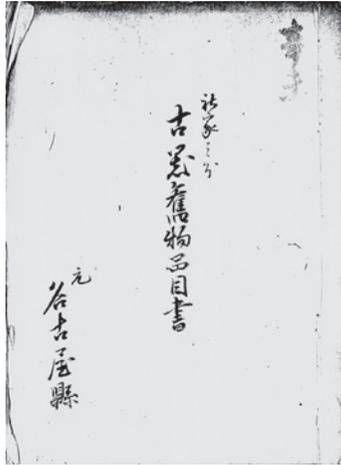
壬申正月 名古屋県

文部省御中

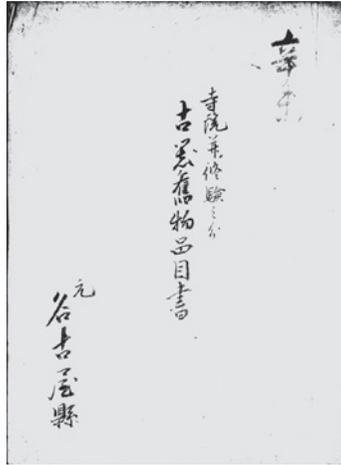
飯野県は同四年九月、鶴牧県は同年十月、飾磨県・福岡県・名古屋県は同五年正月の提出であり、いずれも「大蔵省取調」の布告前であり、且つ内容的にも「公立諸学校等取調」には当たらないことから、上記五県は同布告に対する返答とみてよからう。また同四年十一月の年記のある堺県の「古器旧物并所藏人名取調書」には提出先は記されないが、吉野の指摘通り同布告に対する目録である可能性が高く、また提出時期が同五年七月と遅いものの足柄県もまた同布告の返書の可能性が高い。⁽¹⁴⁾しかし「宝物調書」には、同布告に対して提出されたと推定される目録はこれ以上確認す

ることはできない。⁽¹⁵⁾「宝物調書」中に伝わる同布告への報告は以上七県と考えてよいであろう。

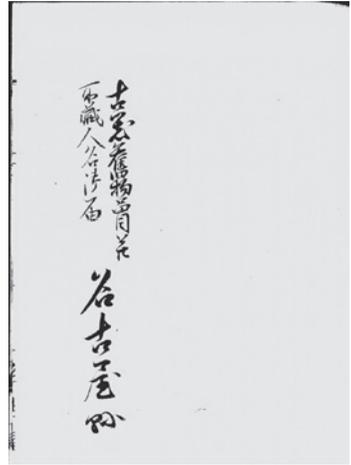
以下、「宝物調書」中にみられる名古屋県の返書(史料六)について確認する。同五年正月に名古屋県が文部省に送付した送り状は「宝物調書 額田県、岐阜県長瀧寺及同白山神社」表1-11、以下「額田県冊子」と呼ぶ)に綴じ込まれる。「額田県冊子」には名古屋県・額田県・岐阜県・滋賀県のさまざまな目録が合冊され、名古屋県の記録は前記送り状のみである。額田県は、三河と尾張知多郡を管轄するために同四年十一月十五日に設置され、同五年十一月二十七日に愛知県に合併され、以降は同じ愛知県に属する。「宝物調書」には他に愛知県の目録が十八冊あるが、いずれも提出時の姿と考えられ、提出後に綴じられた冊子ではない。⁽¹⁶⁾他に綴じるのに適した冊子がないことから、同じ愛知県に属する額田県を含むこの冊子に綴じ込まれたと考える。また送り状に記される別紙「式数」とは、「宝物調書」の別冊として伝来する「寺院品目書」「社家品目書」ではないかと考える。「寺院品目書」(挿図3)と「社家品目書」(挿図4)の表紙右上にはいずれも「辛未」(同四年)の朱書があり、「寺院品目書」は「寺院并修験之分/古器旧物品目書/元/名古屋県」とあり六十八丁、「社家品目書」は「社家之分/古器旧物品目書/元/名古屋県」とあり二十八丁である。体裁・表題の筆跡などから送り状と二冊で一揃と目される。表紙に記された「元」が「名古屋県」と行を変えて記されるのは、名古屋県が同五年四月二日に愛知県に改称するのを承けて「元」を追記したと想像される。「辛未」の朱書もまた追記と考えられ、堺県「古器旧物并所藏人名取調書」(表1-3)や同五年五月に愛知県から大蔵省に提出された「貯蔵宝物銘書」(表1-8)の表紙に記された「壬申」と同筆であり、後年になって加筆されたと考える。



挿図4 「古器旧物品目書/社家之分表紙」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives



挿図3 「古器旧物品目書/寺院并修験之分表紙」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives



挿図2 「古器旧物品目并人名御届/名古屋藩」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives

「寺院品目書」には浄土真宗東本願寺の末寺・土方浄念寺(愛知郡名古屋吉田町、以下地名表記は「寺院品目書」「社家品目書」の記載による)、臨済宗妙心寺末寺総見寺(愛知郡名古屋)をはじめ二十四の寺院、十六の修験道寺院の古器物目録が綴じられ(表2)、「社家品目書」には熱田神宮・真清田神社(中嶋郡)をはじめとする十四の神社からの十三の古器物目録が収められる(表3)。目録には各寺社における取調の責任者であろう元住職・宮司や元神主等の氏名があり、いずれも辛未六月から八月の年記がある。「社家品目書」には宛先の記載が一切ないが、「寺院品目書」の誓願寺(愛知郡熱田)は「名古屋御藩庁社寺御掛り」宛、法輪寺(春日井郡大森村)・漸東寺(春日井郡矢田邑)・法海寺(知多郡平井村)の目録は「名古屋県社寺御掛」宛としている。誓願寺は同四年六月の提出であり廃藩置県前であったため名古屋藩宛であったが、漸東寺・法海寺は七月、法輪寺は八月の年記があり廃藩置県後の提出であったため名古屋県宛となったのである。また目録には高賀神社(美濃国武儀郡高賀村)・八幡神社(同土岐郡日吉南垣外村)・八幡霊元神社(同可見郡顔戸村)・野見神社・兵主神社(以上、三河国加茂郡牛野村)・長福寺・興禅寺(以上、信濃国筑摩郡福嶋村)といった旧尾張藩領の飛地の寺社が含まれる。伊那郡は同年十一月に筑摩県の管轄へと変更となるのをはじめ、廃藩置県以降飛地の整理は進められたことが知られる。まさに廃藩置県の過渡期に、これらの目録は名古屋藩社寺掛と名古屋県社寺掛に提出されたことが判明する。

冒頭で述べた通り、名古屋藩では同年七月中のとりまとめを目指したことから、同布告到着後すぐに社寺掛は管轄地域の社寺に通知したと思われる。その返書が集まらない段階で、七月十四日の廃藩置県により名古屋藩は廃止され、名古屋藩二代藩知事である徳川慶勝(一八二四〜一八三三)は免官

となった。名古屋藩は名古屋県となり、提出されていた目録は名古屋藩社寺掛から名古屋県社寺掛に引き継がれたと考えられる。法輪寺・漸東寺・法海寺は廃藩後に名古屋県宛に目録を提出したのであろう。名古屋県では十一月までは大参事丹羽賢(一八四六～七八)の下、これまで通り事務取扱を行うことが命じられ、その後も元尾張藩士である間島冬道(一八二七～九〇)が参事として名古屋県を率いた。⁽¹⁸⁾十二月八日となって名古屋県令に井関盛良(一八三三～九〇)が任命されたが、赴任はさらに遅れ翌年二月であった。同四年六月から八月には集まっていた目録の文部省への提出が同五年正月となったのは、新たな県令の任命を待ったためと考えられる。以上の状況からみて、「寺院品目書」「社家品目書」が「額田県目録」にある送りと共に同五年正月に名古屋県から文部省に提出されたと推測する。

「寺院品目書」「社家品目書」中の各目録は、多くが同布告の部類名で分類される。⁽¹⁹⁾熱田神宮は同布告の三十一の分類名すべてを記し、該当する物品のない項目については「右者無御座候」と記しつつ、百六十二点を掲載する(表4)。⁽²⁰⁾しかし十以上の古器物を記すのは、神社では津島神社(海東郡)が七十五点、真清田神社が十二点、高賀神社が十一の計四社、寺院では妙興寺(中嶋郡妙興寺村)が七十二点、密蔵院(春日井郡野田村)が二十六点、宝寿院(海東郡津嶋)・岩屋寺(知多郡岩屋寺村)が十九点、長福寺が十五点、興禅寺が十の六寺である。

先述した通り、目録に古器物を掲載する神社は十四社、寺院は四十寺のみである(表2・3)。同三年八月二十四日、名古屋藩は民部省に支配所の神社数を弁官宛に伝えているが、その数は尾張―三千百五十六社、美濃―千四百六十三社、信濃―二百七十六社、近江―二十三社、摂津―二社、三河―五十八社である。⁽²¹⁾計五千社弱存在した神社からの報告としては数が少

なすぎるとはなからうか。また「寺院品目書」には、数多くの古器物を伝える尾張家の菩提寺である建中寺をはじめとする関係寺院や、後に全国宝物取調局から少なくとも十五点の鑑査状を得た明眼院(海東郡)の名前もない。⁽²²⁾

同五年一月、名古屋県はどのような状況でこれを提出したのであろうか。同四年十二月に県令に任命された井関盛良のもと、名古屋県社寺掛が改めて取調を実施したとは考えられない。ここに綴じられた目録はいずれも廃藩前の名古屋藩社寺掛の命に応じて廃藩置県前後の期間に寺社から提出された目録と考えられる。

これは他府県についても同様である。飾磨県が安志県の器物について報告し、足柄県も葦山県に提出された目録を送付するように、これらの取調は廃藩置県後の府県による取調ではなく、廃藩置県前の府藩県の取調内容の報告であることが想像される。⁽²³⁾そして同布告に対して返答した七県の報告は、いずれも管轄地域全体を網羅する内容とはなっておらず十分なものではない。飾磨県は第一次府県統合により明石県・赤穂県・安志県・小野県・龍野県・林田県・姫路県・三日月県・三草県・山崎県が統合して成立した県であるが、安志県(播磨国六粟郡周辺、旧安志藩)の古器物取調の報告として「一切無之」と伝えるのみである(史料四)。また飯野県も「貞元親王御所持品」についてのみ報告する(史料二)。名古屋県と堺県は独立した目録を提出するが、福岡県の目録は二十丁、鶴牧県は三丁に過ぎない。⁽²⁴⁾

同布告はどれだけ機能したのであろうか。「宝物目録」にある同布告に対する返書は七県に過ぎず、その七県も十分な目録は提出できていない。同四年七月に三府三百二県があることを考えると、返答を寄せた七県は当時の府県の三パーセントに満たない。他に提出された目録が過去に存在し

た可能性はあるが、現在の「宝物目録」からは、同布告が十分な成果を得なかったことが推測されるのではなからうか。

二 尾張家御道具掛と「御名物及古器物目録」

明治初期、尾張徳川家(以下「尾張家」と呼ぶ)の家政制度は何度となく変更された。同二年(一八六九)正月には家知事・副家知事の任免記録があるが同年十一月家知事は家令に、翌月副家知事は家扶頭取と改められ、同四年三月には家令・家扶・家扶出仕・一等家従・二等家従といった制度となったものの、翌年廃止され再び同八年に復帰するといった経過をたどる。⁽²⁵⁾ 職制もまた度々変化したことが想像される。その詳細は明らかではないが、同三年以降、「御道具懸」(以下「御道具掛」と記す)の存在が確認できる。

江戸時代から名古屋城を中心に道具の管理がなされていた尾張家では、幕末から明治初期にかけて不用となった道具は随時江戸から名古屋に返送されていた。⁽²⁶⁾ 版籍奉還以降も名古屋城では、本丸天守に保管された「御大切物」をはじめ、本丸・二の丸の各土蔵や城外の関係寺社の宝蔵などに、江戸時代と変わらず道具が保管されていたと推定される。その管理は幕末の嘉永二年(一八四九)頃には御城代・御天守鍵奉行・御具足奉行・御納戸御腰物方・御納戸御呉服方・御数寄屋方・御細工方・御手筒方・御小納戸方といった様々な役所で取り扱われていた。⁽²⁷⁾ 明治に入り、これらの道具をまとめて管理するようになったのが「御道具掛」であったと想像される。

御道具掛の位置づけはわからないが、同十五年七月に制定された「家職々務章程」には什器係の職務が記される。「什器匣筐」の封印は家令が

保管し、什器係は「一切ノ藏品ヲ簿冊ニ明記シ(中略)風入ヲ要スル諸品ハ年々一回取斗」い、また「修補等ニ心付タル儀ハ速ニ令扶に開申スヘシ」とある。⁽²⁸⁾ 什器係の前身と考えられる御道具掛もまた、尾張家所蔵の道具の管理を中心として、家令・家扶の指示下に道具の取調等を行っていたと推測される。

この御道具掛の一人である小出清次郎に、同四年六月二十九日、太政官からの「古器類所持之分書出方」について話があったことが記録される。⁽²⁹⁾

【史料七】「明治三年正月より日記」明治四年六月二十九日条(挿図5)

同

(六月)

同 廿九日 小出

太政官より被

仰出候付、古器類所持之分書出方ニ付、家扶衆

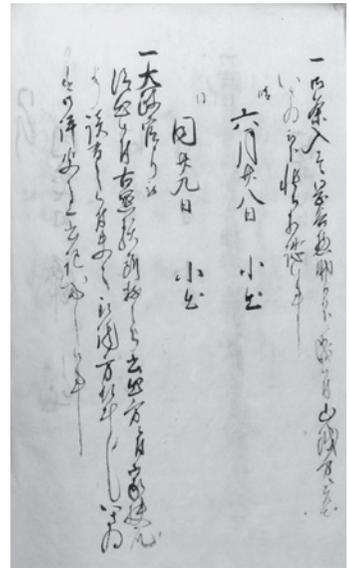
より談有之候付、夫々取調方取斗申候、いさる

は御評決之上、書記いたし候事、

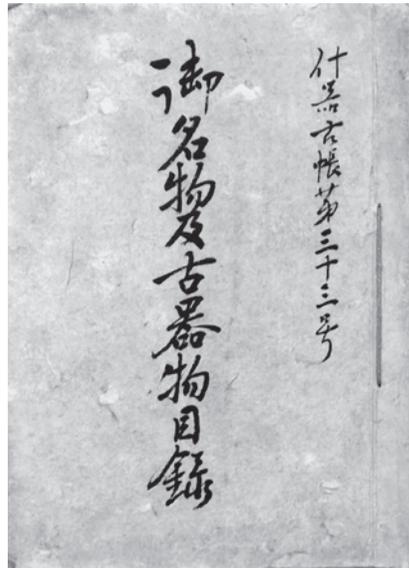
この指示に基づき、御道具掛は同布告に対する尾張家所蔵品を報告する目録を準備したと思われる。そして「御名物及古器物目録」(以下「尾張家古器物目録」と呼ぶ・挿図6)はその目録なのではなからうか。

「尾張家古器物目録」は、前半十二丁は「御届 御名物及古器物記」(以下「前半目録」と呼ぶ)、後半十四丁は「御名物 古器旧物」(以下「後半目録」と呼ぶ)と題する、紙も異なる二冊の目録が合冊され、いずれにも同じ六十八点の尾張家伝来品を掲載する。

「前半目録」では尾張家伝来品は「古武器之部」・「名物之部」・「古器物



挿図5 「明治三年正月ヨリ日記」
明治四年六月二十九日条 徳川
美術館蔵



挿図6 「御名物及古器物目録」徳川美
術館蔵

之部」の三分類、「後半目録」では「古武器之部」・「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」・「外」の七分類に分類される。「前半目録」における「名物之部」が「後半目録」では「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」に分かれ、「古器物之部」は「外」となっている。「外」を除く「後半目録」の部類名はいずれも同布告にみられる名称であり、尾

張家で通常使用される分類ではない。⁽³⁰⁾「後半目録」に「外」という部類外の作品が存在することから、先に「前半目録」が成立し、のち部類名にあわせて「後半目録」が成立したと推定する。

「古武器之部」には得川義季所用と伝える「十六間筋兜」、豊臣秀吉着用と伝えられていた「花色日の丸威胴丸具足」、尾張家所蔵の名物として知られる「物吉貞宗」や「鯨尾藤四郎」等の十六振の刀剣、「名物之部」には藤原定家筆とされる二点の「小倉色紙」や虚堂智愚の墨蹟の他、玉潤筆「遠浦帰帆図」、胡直夫筆「布袋図」を中幅とした三幅対、伝無準筆「達磨・郁山主・政黄牛図」、初代義直に浅野家から嫁した春姫愛用と伝える「箏・銘小町」、大森宗勲作と伝える「一節切 銘虚心」、盆石 夢の浮橋」・杵の折花生」・曜変天目」など、そして「古器物之部」には「蠟石琴」・「琉球楽器」が掲げられる(表5)。

掲載された作品や伝来から鑑みて「尾張家古器物目録」が尾張家で作成された目録であることは間違いない。目録には表題にある「御届」した年代や宛先の記入はないが、いずれの目録も同じ八点の作品に後書きと考えられる同六年四月の移動記録があることから、それ以前の成立と推定される。廃藩置県後の同四年八月五日、服部順治・小出清次郎・伊東林作は引き続き御道具掛に任命されており、この目録は彼ら御道具掛により作られた目録であろう。⁽³¹⁾

明治政府による旧大名家の宝物検査として、これまで同五年の「華族宝物検査」が知られてきた。野呂田純一は「華族宝物検査」は同年四月九日太政官の沙汰書(無号)にはじまるとした。⁽³²⁾

【史料八】沙汰書 明治五年四月九日

博覧会事務局

華族輩從來所持之物品中御国宝ニモ可相成分ハ、追テ博覧場御取
設ノ上、御備ニモ可相成候条、右銘書早々取調、為差出候様可取
計事⁽³³⁾

太政官は将来的に博物館を設立するにあたって、華族が從來所持してき
た物品の内「御国宝」ともなり得る分について、早々に取り調べを行うよ
う博覧会事務局に命じた。同五年四月になって博覧会事務局は在京華族へ
口達を行った。

【史料九】口達 明治五年四月

御国ニ於而も追而ハ永世之博物館御取調相成候ニ付、而ハ普ク諸物
品御取集可有之ニ付、銘々祖先以来伝来之宝物重器を始め其の外
珍物奇品所持之族者不漏様、銘書取調可差出、尤売払候而も不苦
品ハ相当之代価を以御買上可相成候間、直段取調可差出、縁故有
之手放兼候品ニ而博物館へ備度志之輩ハ其旨可申出、左候ハ、預
リ之証券相渡置有用之節ハ下ケ渡可申候ニ付、此旨相応心得、夫々
可申立候事

壬申四月

博覧会事務局⁽³⁴⁾

（ここでは先祖伝来の「宝物重器」をはじめ、その他の「珍物奇品」を所
持する者は漏らさず取調をおこなって差し出すこと。売り払っても良い作
品は相当の代価を以て買い上げる、また縁があつて手放しかねるが博物館
に備えたいとの志のある者はそれを申し出れば、預かり証を渡し必要な時

「古器旧物保存方」と名古屋藩

に下げ渡すので、その旨を心得て申し立てることとある。

この口達の書類と返書をまとめた綴が「華族所持宝物重器等博物館江差
出書類」(同七年・東京国立博物館蔵)である。⁽³⁵⁾口達直後の同五年四月十二日に
は旧上野国沼田藩主・土岐頼知(一八四八〜一九一〇)が太刀や手鑑・掛軸等
二十点の目録を提出、また翌日には旧播磨国姫路藩主・酒井忠邦(一八五四
〜七九)が八点を報告している。早々に返信した家もあるが、野呂田の指
摘通り、華族宝物調査の回答は限定的であつた。同年四月に返答をした
四十三家の内、所蔵品を報告したのは七家に留まり、三十二家は報告する
ような作品はないとし、四家はすぐに返答できないと連絡した。翌月の返
答は十二家、この内所蔵品の報告は七家、六月の返答は五家、所蔵品の報
告は二家に留まつた。博覧会事務局は提出期限を十二月十日に延期し、同
七年五月にも督促を行ったが、同七年までに返答したのは計百三十三家、
目録提出は四十五家、所蔵品なしとの返答は六割にあたる八十一家であつ
た。

幕末から明治初期にかけて尾張家当主であつた十六代義宜(一八五八〜
七五)は、同四年九月二十九日に名古屋城を出て東京・浅草瓦町邸を居所
としており、在京華族としてこの口達を受けたと考えられる。尾張家はこ
の口達に依りて目録を提出した。

【史料十】徳川義宜送状(挿図7)

祖先以来伝来之宝物重器を初銘書取調可差出旨等先達而御達之趣
有之候処、名古屋表より未タ取寄不申、随而品数等此表ニ而不相
分候付名古屋表江申遣、右銘書差越申候付、右一冊差出申候也

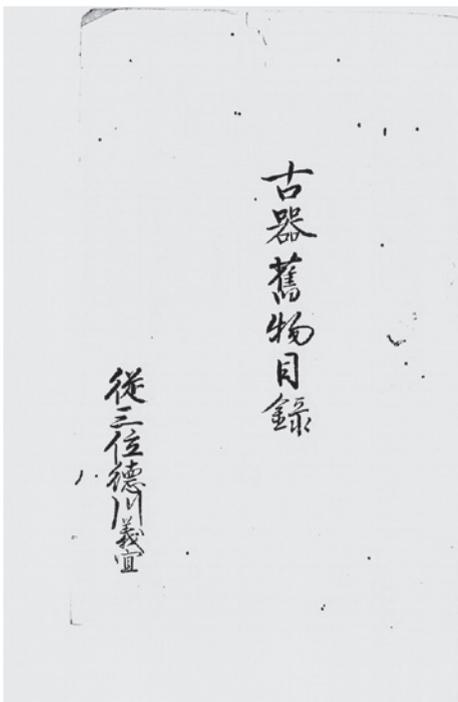
明治六年二月

第六大区七小区

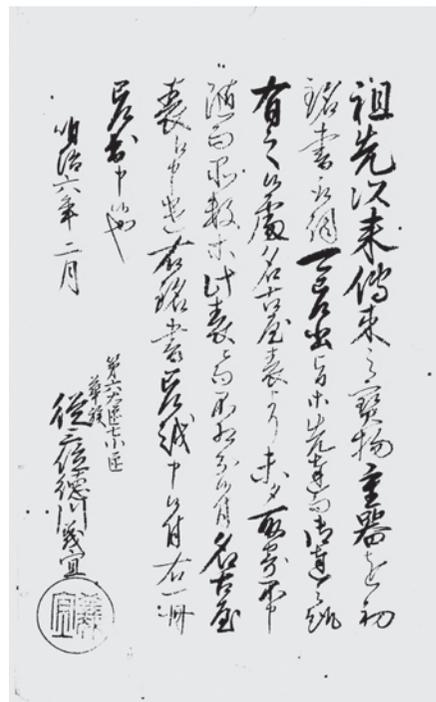
未だ祖先伝来の「宝物重器」は東京に取り寄せておらず、名古屋から送付された目録を差し出すとあり、表紙に「古器旧物目録 従三位徳川義宜」の墨書のある、八丁(表紙を含む)の目録(挿図8、以下、「尾張家華族宝物検査目録」と呼ぶ)が添えられている。内容は「尾張家古器物目録」と同一ではなく、「古武器之部」から十一点を除いた五十七点の目録である。削除されたのは「池田正宗」をはじめとする刀剣九振、「外」の部類となっていた「蠟石琴」と「琉球楽器」の二点である。目録は「後半目録」と同様「古器旧物保存方」の部類名称「古武器之部」・「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」の六部に分類されている。

「華族宝物検査」では「祖先以来伝来之宝物重器を始め其の外珍物奇品」の報告が求められ、「古器旧物」という用語は使用されていない。博覧会事務局に提出された四十五家の目録の内、尾張家のように「古器旧物保存方」の分類が使用された例は皆無である。「尾張家華族宝物検査目録」の表紙には「古器旧物目録」とあり、同布告の分類を使用するのは、「古器物目録」またはその類品を元に調製されたからではなからうか。

「尾張家華族宝物検査目録」は博覧会・博物館への出品を念頭に「尾張家古器物目録」を一部抜粋したと推定される。「華族宝物検査」の目録にはない「吉見左文字 刀」については義宜の父・慶勝の所用であり、「池田正宗」は当時の当主である義宜所用である。これらが博覧会に供すべき品でないことは明らかである⁽³⁷⁾。



挿図8 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類 古器旧物目録 表紙」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives



挿図7 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類 徳川義宜書状 明治六年二月」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives

以上から「華族宝物検査」以前に尾張家に、「尾張家古器物目録」のような同布告の提出目的で作られた目録が存在したことはまず間違いないのではなからうか。改めて同布告を見直すならば、同布告は「各地方ニ於テ歴世蔵貯致シ居候古器旧物類」の報告を求めており、その所蔵品は社寺に限定したものではない。「品目並ニ所蔵人名委細記載シ其官庁ヨリ」差し出すこととなっており、廃藩前であればその地域を管轄する旧大名家も当然その対象であったと考えられる。

しかし廃藩置県により同布告の返書の提出は藩から県に移行した。名古屋藩社寺掛は名古屋県に移行したが、御道具掛は名古屋県に移行しなかった。⁽³⁸⁾藩知事を免官となり東京への移住を求められる混乱の中で、提出された社寺の取調記録だけが県社寺掛に引き継がれた。このような背景の下、御道具掛が準備した同布告に対する目録は、提出されることがないまま留め置かれたのではなからうか。廃藩置県により、旧大名家は明治政府に所蔵品の報告をする必要性を失い、また明治政府も旧大名家に伝わる大名道具を把握する機会を失ったと考える。

三 「古器旧物保存方」の企図と役割

同布告はどのような企図の元に出されたのであろうか。同布告前年の明治三年七月二十八日、明治政府は府藩県及び仏教各宗本山・触頭寺院に、各寺院の敷地・檀家・塔頭・元朱印地高・除地高等を記した「本末社寺号其外明細帳」(以下「寺院明細帳」と呼ぶ)を民部省に提出するように命じた(太政官布告第四九三・四九四号)⁽³⁹⁾。この取調書である「寺院明細帳」は現在に伝わるだけで同三年百四十二冊、同四年百一冊が確認される。⁽⁴⁰⁾この中に名古屋

屋藩から提出された明細帳は確認できないが、⁽⁴¹⁾同三年十二月に明細帳を提出した西尾藩は、三河国・越前国・安房国の三国にわたる二百一に及ぶ管内寺院について報告し、高遠藩では百六の寺院について報告した。また真言宗古義派は同四年五月、金剛峯寺を触頭として美濃国六十四寺・近江国六寺・尾張国五寺・飛騨国一寺の同派寺院を報告した。この民部省調査は朱印地高、除地高等を記すことからみて、租税調査と考えられる。蜷川式胤が「奈良之筋道」に記す東大寺正倉院開封を求めた民部省調査とはこれを指すのであろう。

また民部省は同年閏十月二十八日に府藩県に対し、管内神社の鎮座地・社名・建物数・祭神・勸進年記・祭日・境内・社領・撰末社・社職・氏子個数などの取り調べを命じている(太政官布告第七七九号)⁽⁴²⁾。これについても目録が提出されたと考えられる。⁽⁴³⁾この民部省調査をもとに社寺に伝わる宝物については、同五年八月に寺院に仏器・什物等の帳簿備え付けが命じられ(教部省達第一二二号)、同十二年に内務省は宝物・古文書等の保存のため、目録帳の提出を寺院と社寺の両者に求めた(内務省訓令第二二二号・第三二二号)。これらが古社寺調査事項標準(同二十八年四月五日、内務省訓令第三号、付録法令二八)、古社寺保存法(同三十年)成立の前段階にある。

民部省調査で府藩県から社寺に関する多数の目録が提出されたのを承けて、明治政府は同布告に対しても同規模の目録提出を見込んだのではなからうか。名古屋県から神社の古器物として報告されたのは十四社二百九十三点に留まったが、明治三年八月の報告どおり、もし管内に神社五千社あまりがあったとすれば、少なくとも数千の古器物の報告を期待したのである。

また同布告は社寺だけではなく、「各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧

物」の報告を求めた。名古屋藩でこの布告に取り組んだのは社寺掛と御道具掛の二掛のみでなかったに違いない。福岡県の「古器物書上」(史料五)の目録には後に男爵となる福岡藩黒田家分家・三奈木黒田家の黒田一雄の所蔵品が挙げられるほか、福岡県・堺県・足柄県の目録には個人名が散見される。

二章で述べた通り、尾張家は同五年の「華族宝物検査」では同布告の目録と推定される「尾張家古器物目録」からいくつかの道具を除いて報告した。同布告で集古館設置や博覧会に触れないのは、このような取捨選択がおきることを想定していたからではないだろうか。同布告の企図は博覧会への出品物の選定ではなく、日本という国に伝わる古器物全てを把握する、壮大な企図を以て起草されたと考ええる。これらが、高久彩が指摘する「神祇行政が進める「国民」教化の根底にあつた皇学に基づいた思想」に基づくか否かは、今後慎重に検討を進める必要がある⁽⁴⁴⁾。

同三年十二月三日、病のため知藩事を辞任した十六代義宜に代わって父・慶勝が二代名古屋知藩事となり、その一週間後、新政府弁官宛に名古屋城天守郭の金鯢を「無用の長物」とする伺書が提出された。同四年四月七日と十四日に金鯢が天守閣から降ろされ、蒸気船知多丸で東京へ送られ皇室に献上された⁽⁴⁵⁾。この金鯢の献上は明治初期の古物破却の典型的事例として使われてきた⁽⁴⁶⁾。

慶勝は、金鯢が降ろされる最中の四月十日に名古屋城から東京・浅草瓦町邸に引き移り、その後廃藩置県を経て、同年九月二十九日には義宜も東京へ移住した。尾張家が使用していた名古屋城二の丸御殿は取り壊しが決定し、最終的に同五年五月に尾張家は名古屋城を引き払った⁽⁴⁷⁾。引き払われたのは名古屋城だけではない。江戸上屋敷である市ヶ谷屋敷は兵部省に、中

屋敷の麴町屋敷は早々に上地となり、下屋敷の和田戸山屋敷は宗家に差し上げ、上京した慶勝と義宜と家臣団を受け入れたのは三三七五坪の邸地しかない浅草瓦町邸一邸のみであった⁽⁴⁹⁾。手狭なため慶勝の子女は同邸内に場所を得られず、名古屋に留め置かれた。このような物理的な理由もあって、尾張家の莫大な量の大名道具は整理縮小せざるを得なくなり、約七割方が売却や焼却処分された⁽⁵⁰⁾。

しかし、このような状況にありながら、尾張家は由緒ある道具を現在にまで伝えた。廃藩置県を経た後も「御道具掛」は、引き続き名古屋城と「新御屋敷」に通い道具整理を行った⁽⁵¹⁾。八月十日以降「御道具掛」はほとんど休みなく「新御屋敷」を拠点に整理を続け、十一月二十七日には最初の入札の伺いをたてるに至った。十二月八・九日に拝見が行われ、十一月十一日に入札、十二日に開札、十八日に引き渡しが行われた。翌年正月には再び次の入札の伺いがたてられ、三月七・八日に内見、十二日に入札が行われた。また大奥道具は四月に引き払いが行われた。このような処分を行いつつ、尾張家は名古屋総見寺における名古屋博覧会(同四年十一月十一日から五日間)にも八点を出品した⁽⁵²⁾。また金鯢は名古屋城とともに破却されるのではなく皇室に献上され、片方は名古屋博覧会に、もう片方は同五年湯島聖堂で開催された文部省博物館主催の博覧会に出品されることとなった。

文政七年(一八二四)生まれの慶勝は、壁の崩れかけた名古屋城多門櫓(挿図9)や天守閣から降ろされた金鯢(挿図10)にライターを向けた⁽⁵³⁾。横山松三郎撮影の名古屋城の写真は「壬申検査」の記録として古物保存の貴重な資料として紹介されるが、慶勝が写した名古屋城や金鯢はそのような観点から紹介されることはない。多くの苦心を重ね、不要な道具を処分しな

がらより価値のある道具を伝えることを最重要課題として困難を乗り越えてきたにも関わらず、金鯢を例に尾張家は今後も古物破却を推進した家として語り継がれるのであろうか。

明治初期の古物破却は一大名の事情で起きたものではない。古物破却は、数多くの政策・政治的動向の複合的要因で引き起こされたと考えられる。同様の背景の下、同布告は日本全国の古器物を網羅しようという布告当初の企図は果たさなかったと思われる。しかし「厭旧競新」といわれる時代の中で、同布告は好古家たちが古器物を守り伝える「詔」として機能したのではなからうか。尾張家の古器物もまたこの「詔」の下に、明治維新から現在に至るまでの荒波を越えることに成功したと考える。

おわりに

同布告の翌年、明治政府は宝物取調の布達を連発した。五月から四か月にわたって町田久成・蜷川式胤や文部省の内田正雄等が名古屋・伊勢・京都・奈良の宝物取調を行った、いわゆる「壬申検査」だけでなく、宮内省・神祇省からは勅封とされる神仏・古器古文書・倉庫を取り調べるよう命じた通達(明治五年二月五日 達第三十五号)⁽⁵⁴⁾、先に触れた「大蔵省取調」、「陸軍省取調」、「華族宝物検査」があった他、同年三月十四日に設置された教部省は八月に寺院附属の什器什物はすべて帳簿に記載し各寺院に備えおくよう通達した上で、十月から社寺取調教導職務検査のため諸県に官員を派遣した⁽⁵⁵⁾。

これだけの省庁が現在で呼ぶところの「文化財」の取調を実施するのは極めて異例であろう。これらはもちろん明治政府の省庁体制の整備の進展

「古器旧物保存方」と名古屋藩



挿図9 名古屋城天守・本丸馬出多門櫓 明治四年(1871)以前 「幕末・明治名古屋城写真」 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵



挿図10 名古屋城金鯢 明治四年(1871) 「幕末・明治名古屋城写真」 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵

と捉えることもできる⁽⁵⁶⁾。しかし、本論で述べてきた文脈が正しいとすれば、廃藩置県により同布告の企図した「文化財」の把握ができなかつたからこそ、その代替手段としてこれらの検査は各省庁で翌年、集中的に実施されたとも考えられるのではなからうか。特に廃藩置県を主導した大蔵省

は省を挙げて検査にとりかかるが、それについてはまた別稿で述べたい。

註

(1) 主に以下の論文・資料を参照した。

由水常雄『明治五年の正倉院開封目録』(『美術史』八〇、美術史学会、一九七一年)。

樋口秀雄『史料公刊 壬申検査「古器物目録」(MUSEUM)二五五、東京国立博物館、一九七二年)。

『東京国立博物館百年史』(東京国立博物館、一九七三年)。

椎名仙卓『日本博物館発達史』(雄山閣、一九八八年)。

佐藤道信『日本美術』誕生(講談社、一九九六年)。

高木博志『近代天皇制の文化史的研究』(校倉書房、一九九七年)。

佐藤道信『明治国家と近代美術—美の政治学』(吉川弘文館、一九九九年)。

文化庁編『文化財保護法五十年史』(ぎょうせい、二〇〇一年)。

鈴木木・高木博志『文化財と近代日本』(山川出版社、二〇〇二年)。

西洋子『正倉院文書整理過程の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

枝川明敬『我が国における文化財保護の史的展開—特に、戦前における考察』(『文化財情報』九一、駿河台大学、二〇〇二年)。

馬場憲一『文化財保護における歴史学的視点の現状』(『法政史学』六〇、法政大学史学会、二〇〇三年)。

吉田衣里『「古物」—江戸から明治への継承』(『近代画説』一二、明治美術学会、二〇〇三年)。

鈴木廣之『好古家たちの19世紀—幕末明治における《物》のアルケオロジー』(吉川弘文館、二〇〇三年)。

米崎清実『蝸川式胤「奈良の筋道」』(中央公論美術出版、二〇〇五年)。

米崎清実『蝸川式胤と明治五年の社寺宝物調査』(明治維新史学会編『明治維新と歴史意識』、吉川弘文館、二〇〇五年)。

文化庁文化財部美術学芸課編『壬申検査関係資料目録』(文化庁、二〇〇五年)。

椎名仙卓『日本博物館成立史—博覧会から博物館へ』(雄山閣、二〇〇五年)。

森本和男『文化財の社会史—近現代史と伝統文化の変遷』(彩流社、二〇一〇年)。
吉野俊哉『明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について—東京国立博物館蔵資料の調査を中心に』(『研究紀要』二一、富山県立山博物館、二〇一四年)。

野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社、二〇一五年)。

久留島浩『古物(古器旧物)から「文化財」へ』(明治維新史学会編『講座明治維新』11 明治維新と宗教・文化、有志舎、二〇一六年)。

高久彩『明治四年太政官布告の「古器旧物」分類の特質』—博覧会と神祇行政の

関係性に注目して』(『文化政策研究』一五、文化政策学会、二〇二二年)。

内川隆志『「古器旧物保存方」31種の古器物選定の背景について』(『國學院大學博物館学紀要』四七、國學院大學博物館、二〇二三年)。

(2) 前掲註(1)吉田論文、久留島論文、高久論文、内川論文。

(3) 前掲註(1)鈴木著書。

(4) 前掲註(1)『東京国立博物館百年史』。「大学献言」とは『公文録』明治四年・第三十九卷辛未五月〜七月・大学伺(国立公文書館、公00921100)に「古器旧物保存方」と共に綴られる弁官宛ての献言を指す。

(5) 明治五年に伊勢・名古屋・奈良・京都の古社寺・華族の宝物取調のため、町田久成(一八三八〜九七)・内田正雄(一八三八〜七六)・蝸川式胤(一八三五〜八二)等が派遣された四か月に及ぶ長期出張を指す。

(6) 「壬申検査関係資料」(重要文化財)は壬申検査及びその前後に実施された宝物検査の記録類で「壬申検査社寺宝物図集」三十一冊、「古器物目録」五冊、「府県宝物調査類」四十五冊からなる。

(7) 前掲註(1)『東京国立博物館百年史』第一章 五「古器物の保存と宝物調査」、前掲註(1)吉野論文では「府県」と記しており、廃藩置県前の府藩県にむけた布告であると指摘する論考は確認していない。

(8) 『御布告御用留』明治三〜四年 二冊 徳川林政史研究所蔵(尾1379)。

(9) 前掲註(1)『壬申検査関係資料目録』。

(10) 十六県の記録の綴じられる「宝物取調書」(表1〜20)がある他、京都府の「宝物取調書」(表1〜16)では明治五年十月の「御巡見宝物簿」と明治九年から十年の「京

都博物館出品預證」が綴じ込まれる。これらは冊子単位でなく中に綴じ込まれた目録単位で提出府県や年代を特定する必要がある。対して愛知県から提出された十二冊の宝物調査表1 21〜32)は二府六県宝物目録として同時に提出されたと考えられ、まとめて考える必要がある。

(11) 前掲註(一)吉野論文。尚、前掲註(一)『東京国立博物館百年史』・「好古家たちの19世紀」では提出先として文部省・大蔵省があることに触れながら両者を分離して扱っていない。

(12) 「公立諸学校取調」・「大蔵省取調」・「陸軍省取調」・「華族宝物検査」の呼称は未定であり、論ずる便宜上筆者が名付けた名称である。「公立諸学校取調」は文部省から各地方の公立諸学校や文庫、病院等で所蔵の書籍、古器旧物の報告を求める告示である。「大蔵省取調」は太政官から各府県へ寺社四民の宝物銘書取調につき大蔵省の官員が出張するとの布告、「陸軍省取調」は陸軍省官員が城郭兵器の取調に出張するとの布告、そして「華族宝物検査」は東京居住の華族所有の古器旧物の報告を求める沙汰書である。

(13) 「貞元親王御所持之品與申伝作古器御届」辛未九月八日 飯野県、「宝物調査共五十 千葉県、印旛県、飯野県、鶴牧県、栃木県、宇都宮県下」(表1—4)。

「古器旧物御届」辛未十月 鶴牧県、同右。

「元安志県旧器物之儀二付御届」辛未十二月二十三日飾磨県、「宝物調査 兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、浜田県、香川県、石川県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)」(表1—20)。

「古器物書上」壬申正月廿七日 福岡県、同右。

「古器旧物品目并所蔵人名御届」「宝物調査 額田県、岐阜県長瀧寺及白山神社」(表1—11)

いずれも前掲註(一)『東京国立博物館百年史 資料編』所収。

(14) 「古器旧物并所蔵人名取調書」堺県(表1—3)

「古器旧物取調書」足柄県、「宝物調査 静岡県、足柄県、浜松県下」(表1—6)。

足柄県の提出時期は明治五年七月であるが、明治四年に各寺社から旧葎山県に提出された目録を含んでおり、「足柄県」の八行野紙に書かれた目録もまた同布

「古器旧物保存方」と名古屋藩

告による部名で分類されることから、同布告に対する提出調査と判断する。

(15) 他に「古器旧物」の用語を使用した目録として、度会県飯高郡松坂町の「古器旧物帳帳」(表1—13)や石川県の「加賀国古器旧物取調書」(壬申六月・表1—7)があるが、前者は表紙に「博物館」印と「六月十九日、廿日、廿一日」の書き込みがあり、「壬申検査」等で宝物を実際に確認した日付の可能性がある。目録内に同布告の部名による分類はみられない。また後者は「右之通取調書出候二付書面之儘写取御届申候此内刀剣等武器之品々陸軍省巡回武庫司エモ及届置申候」と添えられている。「大蔵省取調」と「陸軍省取調」の布告は同日に出されており、同布告まで年代を遡らせる理由がない。以上からここでは同布告に対する返書から除いた。

また明治五年正月二十九日に美々津県から送られる「元延岡県書籍并古器奇物取調御猶予願」は「古器」という語を使用しているが、内容から「公立諸学校等取調」に対する願書であることが明らかである。

従前於各地方公費を以取設有之諸学校或ハ文庫病院等二而所蔵之書籍并古器奇物ノ類取調当月中可差出旨御達御座候付早速申遣候得共今以不申越候間来月中限御猶予被成下候様奉願候以上

前掲註(一)『東京国立博物館百年史』資料編、六〇八頁、「宝物調査 兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、浜田県、香川県、石川県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)」(表1—20)。

尚、「社寺四民」は「大蔵省取調」の布告に使用される用語であることから、筆者はそれらを「大蔵省取調」の目録と位置付ける。これについては別稿を準備している。

(16) 宝物調査中、愛知県に關係する目録は以下の通りである。「辛未」(明治四年)「元名古屋県」との記載がある「古器旧物目書」二冊表1 1、2、「壬申」(明治五年)の記載ある愛知県提出の「貯蔵宝物銘書」二冊(表1 8、9)、仏教各宗派別の愛知県提出の「宝物調査」十冊(表1 23〜32)、「神社宝物調査」(表1—22)、「熱田神宮 祭器宝物調査」(表1—21)、府県博覧会列品目録の愛知県分二冊(表1 44、45)。

(17) 野見神社・兵主神社が二社併せて一目録となっている。なお、「寺院品目書」

裏表紙に「博覧会之品」「名古屋藩 吉澤一郎」とある用紙等も全く異なる目録一通が貼り込まれる。明治四年十一月十一日から五日間、名古屋門前町総見寺で名古屋博覧会が開催されたことが知られるが、目録にある作品と吉澤一郎の名前は小寺玉晃筆「博覧会物品目録」には見られず、同年代の記録か否かも確認できない(名古屋の博覧会「名古屋市博物館、一九八二年」)。

(18) 『新修名古屋市史 資料編 近代一』(名古屋市、二〇〇六年)。

(19) 部名を記さず所蔵品を列記する社寺もあり、布告にない部名を記す社寺もある。

(20) 熱田神宮は明治五年五月に愛知県が大蔵省に提出した「貯蔵宝物銘書」(表1—8)にも同布告の目録をそのまま提出しており、改めて取調は実施していない。同布告に対しての取調が徹底していたため、再調査する必要がなかったと想像する。

(21) 「庚午八月社寺民戸数御届」徳川林政史研究所蔵(旧蓬左80158)。

(22) 「宝物古器物古文書目録」全三冊之内二 海東郡役所 愛知県公文書館・藩庁・郡役所文書 CD No.16/E10—2)。

(23) 安志県は府県統合により明治四年十一月二日姫路県となり、同九日改名して飾磨県となった。また足柄県も韭山県・小田原県・荻野山中県・六浦県が統合して成立した。

(24) 前掲註(13)・(14)参照。各府藩県の事情が以下のように影響すると考える。飯野県・鶴牧県は明治四年九月・十月に回答するが、両者ともに十一月十四日には府県統合により木更津県となることから、統合前の提出とみられる。また安志県は飾磨県の初代県参事・土肥実光(一八三七〜七二)が任命されてから、足柄県もまた韭山県大参事であった柏木忠俊(一八二四〜七八)が明治五年七月二十五日に権令に任命されたところで報告されたと考えられる。堺県・福岡県もまた各地の事情が影響すると考えるが、それらの検討は各地域の研究者に委ねたい。

(25) 「御相談人依嘱解囑 御家職任免調書」個人蔵。

(26) 佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の蔵帳整理について」(『金鯢叢書』二五、徳川黎明会、一九九八年)。

また文久二年(一八六二)に正妻・嫡子の在府・在国が自由となって以降、江戸

屋敷の奥道具が国元に返送される記録や、江戸屋敷に保管されていた作品が明治に入り再び名古屋から東京に移動することが道具帳等から判明する。

(27) 山本泰一「宝物の所在と管理」(『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念 尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年)、同「尾張徳川家の幕末期における什宝(收藏品)の種類と数量について(一)——絵画・書跡編」(『金鯢叢書』三一、徳川黎明会、二〇〇四年)、同「尾張徳川家の幕末期における什宝(收藏品)の種類と数量について(二)——陶磁器・硝子器編」(『金鯢叢書』三三、徳川黎明会、二〇〇六年)。

(28) 「家職々務章程」明治十五年七月制定(五味末吉調「徳川家々法其外調書」個人蔵)。

(29) 「明治三年正月ヨリ日記 三冊 御道具懸」明治四年六月二十九日条 徳川美術館蔵(什器古帳四四)。

(30) 江戸期では主に管理者別に作成されていた目録は、明治五・六年頃成立と考えられる「什器目録」(什器原簿一〇)において形態や用途による分類が含まれるが、これらの分類名は存在しない。

(31) 「御道具類 御用留」徳川林政史研究所蔵(尾4—99)。

(32) 前掲註(1)野呂田著書。

(33) 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」(館資45)一冊、一八七四年、博物館事務局、『法令全書 明治五年』内閣官報局 一八八九年、前掲註(1)『東京国立博物館百年史』資料編、六一〇頁。

(34) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」、前掲註(1)『東京国立博物館百年史』資料編、六一〇頁。

(35) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」。

(36) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」。

(37) 野呂田はこれらの結果を華族からの「実質的な無回答」であったとし、「自家に留め置きたい旧大名家による(中略)自己防衛の手段」とするが、家宝として当主直封で受け継いできたものを「其の外珍物奇品」と共に見世物として公開することは旧藩士等の手前、決して許されなかったであろう。前掲註(1)野呂田著書。

(38) 明治四年八月、名古屋県には庶務・社寺・農商・会計・軍事・刑法・学校・監察の八掛があったことが確認される〔旧藩書綴〕明治四年、徳川林政史研究所蔵〔文70-82〕、愛知県公文書館複写本。

(39) 『法令全書 明治三年』内閣官報局、一八八七年(国立国会図書館デジタルコレクション) <https://dl.ndl.go.jp/pid/787950> (参照二〇一三年)。

(40) 圭室文雄「明治初年寺院明細帳の刊行にあたって」圭室文雄監修・解説『明治初年寺院明細帳』オンデマンド版、すずさわ書店、二〇一八年)。

国立国会図書館蔵の「社寺取調類纂」百九十五冊は教部省の記録とみられ(藤井貞文「解題」『日本宗教史目録叢書第一(国立国会図書館蔵社寺取調類纂目録)』宗教史研究会事務局、一九六四年)、その内の寺院目録だけが「明治初年寺院明細帳」として全十冊で公刊されている。

(41) 前掲註(40)圭室論文は現在伝わる明細帳に大藩がないことを指摘するが、もし名古屋藩の目録が存在した場合には宝物調書中の愛知県「二府六県宝物目録」十二冊を超える規模であったことが想像される。尚、この「二府六県宝物目録」と寺院明細帳等は同様の様式を採用するが、それについてはまた別稿で論じたい。

(42) 前掲註(40)圭室論文。

(43) 国文学研究資料館には文部省調査局宗務課引継文書として「神社明細帳」五百五十一冊、「寺院明細帳」百四十八冊、「仏堂明細帳」九十冊があり、その一部は国文学研究資料館 史料館編『社寺明細帳の成立』(史料叢書七、名著出版、二〇〇四年)に掲載される。また前掲註(40)『日本宗教史目録叢書第一(国立国会図書館蔵社寺取調類纂目録)』にも神社明細帳が散見される。

(44) 前掲註(1)高久論文。

(45) 木下直之「明治維新と名古屋城」(木下直之編『講座日本美術史 第6巻 美術を支えるもの』東京大学出版会、二〇〇五年)。

(46) 辻善之助『日本文化史 第七巻 明治時代』(春秋社、一九五〇年)引用の影響が強いのか、廃仏毀釈と「厭旧」に言及するほとんどの文献に典型的事例とし

て触れられている。

(47) 『新修名古屋市史 本文編 四巻』(名古屋市、一九九九年)。

(48) 「御住居之沿革」個人蔵。

(49) このあたりの経緯は一部口頭発表しているが、近く論考として発表予定である。

(50) 山本泰一「尾張徳川家の収蔵品について」『大徳川展』図録、「大徳川展」主催事務局、二〇〇七年)。

(51) 前掲註(31)「(御道具類)御用留」。なお、「新御屋敷」とは現在の徳川美術館の位置にあり、明治初期に尾張家に返還された屋敷を指すと考えられるが、この経緯については近く別稿にて論じたいと考えている。

(52) 小寺玉晃筆「博覧会物品目録」(前掲註(17)『名古屋の博覧会』。大参事・丹羽賢も七点を出品しており、廃藩置県後ながら名古屋藩の強い影響下に実施された博覧会であることが想像される)。

(53) 「幕末・明治名古屋城写真」、徳川林政史研究所蔵。

(54) 内閣記録局編『法規分類大全 第二十六巻 社寺門』(原書房、一九七九年)。

(55) 教部省布達第十九号(明治五年九月二十三日)、同二十一号(同年十月二日)「太政類典」第二編・第二百五十二巻・教法三、国立公文書館蔵。

(56) 前掲註(1)森本著書。

(美術館 非常勤学藝員)

〔謝辞〕

本稿の執筆にあたっては、以下の機関・個人の多大なるご協力を頂戴しました。ここに記して感謝申し上げます。

DNPアートコミュニケーションズ、東京国立博物館、徳川美術館、徳川林政史研究所、板谷寿美氏、藤田英昭氏、吉川美穂氏(五十音順)。

表1 「府県宝物調書類」一覽

番号	名称	表紙書込	整理番号	掲載府県名
1	古器旧物品目書 社家之分	辛未(朱書)／元名古屋県	歴資1090-16	名古屋県
2	古器旧物品目書 寺院并修験之分	辛未(朱書)／元名古屋県	歴資1090-15	名古屋県
3	古器旧物并所藏人名取調書	辛未(朱書)「庶」、朱方印「史」／堺県	歴資1090-32	堺県
4	宝物調書	共五十／千葉県、印旛県、飯野県、鶴牧県、栃木県、宇都宮県下	歴資1090-35	印旛県、宇都宮県、栃木県、飯野県、鶴牧県
5	宝物調書	共五十／山梨県下	歴資1090-33	山梨県
6	宝物調書	共五十／静岡県、足柄県、浜松県下	歴資1090-36	足柄県、静岡県、韮山県、浜松県
7	宝物調書	共五十／筑摩県、新川県、相川県、新潟県、敦賀県、石川県下	歴資1090-37	筑摩県、新川県、相川県、新潟県、敦賀県、石川県
8	貯藏宝物銘書	壬申／愛知県／「第五号」朱方印「史」	歴資1090-9	愛知県
9	貯藏宝物銘書	壬申／愛知県／朱方印「史」	歴資1090-10	愛知県
10	管内社寺四民貯藏宝物銘書	岐阜県／朱書「壬申」朱方印「史」	歴資1090-20	岐阜県
11	宝物調書	共五十／額田県、岐阜県長瀧寺及同白山神社	歴資1090-17	岐阜県、額田県、名古屋県、滋賀県
12	管内従来貯藏宝物銘書取調書	犬上県／朱書「壬申」朱方印「史」	歴資1090-21	犬上県
13	古器旧物調帳	度会県下松坂町／共五十	歴資1090-18	度会県
14	宝物調書	伊勢皇太神宮／共五十	歴資1090-19	度会県
15	宝物調書	共五十／奈良県下	歴資1090-22	奈良県
16	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-23	京都府
17	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-24	京都府、和歌山県
18	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-25	京都府
19	本願寺器物品目	共五十	歴資1090-26	京都府
20	宝物取調書	第一区二〇四二ノ内／共五十／兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、鳥根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)	歴資1090-27	兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、鳥根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、高知県、福岡県、美々津県
21	熱田神宮祭器 宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-1	愛知県
22	神社宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-8	愛知県
23	曹洞宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-2	愛知県
24	日蓮宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-3	愛知県
25	真宗高派西派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-4	愛知県
26	天台宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-5	愛知県
27	真宗東派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-6	愛知県
28	真宗東派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-7	愛知県
29	時宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-11	愛知県
30	浄土宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-12	愛知県
31	真言宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-13	愛知県
32	臨済宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-14	愛知県
33	宝物取調書	共五十／和歌山県	歴資1090-34	和歌山県
34	社寺宝物牒 第一	明治十年三月／神社之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-29	大阪府
35	社寺宝物牒 第二	明治十年三月／天台真言及禪三宗之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-30	大阪府
36	社寺宝物牒 第三	明治十年三月／融通念仏時宗日蓮宗及真宗各派之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-31	大阪府
37	展覧会出品目録	小田県／朱文「壬申」朱方印「史」	歴資1090-28	小田県

38	府県博覧会列品目録 一	度会県	歴資 1090-43	度会県
39	府県博覧会列品目録 二	筑摩県上／松本、高島、大町、福島村、高遠	歴資 1090-44	筑摩県
40	府県博覧会列品目録 三	筑摩県下／飯田	歴資 1090-45	筑摩県
41	府県博覧会列品目録 四	三重県／伊賀上野	歴資 1090-46	三重県
42	府県博覧会列品目録 五	新潟県／白山	歴資 1090-47	新潟県
43	府県博覧会列品目録 六	大分県	歴資 1090-48	大分県
44	府県博覧会列品目録 七	愛知県上	歴資 1090-49	愛知県
45	府県博覧会列品目録 八	愛知県下	歴資 1090-50	愛知県

*「府県宝物調書類」四十五冊は、「壬申検査社寺宝物図集」三十一冊、「古器物目録」五冊と併せて「壬申検査関係資料」（東京国立博物館蔵）として重要文化財に指定されている。

*本表は、基本的に文化庁文化財部美術学芸課『壬申検査関係資料目録』（平成十七年三月）に倣ったが、表紙に記された題名を「名称」とし、題名は「表紙書込」に加えていない。また、表記について一部訂正を加えている。

*「掲載府県名」は目録に綴じられた順に記載した。

表3 「古器旧物品目書／社家之分」所収目録の神社・部類別項目数

	目録提出年月	〔祭器之部〕	〔古玉寶石之部〕	〔古鏡古鈴之部〕	〔武器之部〕	〔古書画之部〕	〔古書籍之部〕	〔扁額之部〕	〔楽器之部〕	〔印章之部〕	〔文房諸具之部〕	〔工匠器械之部〕	〔貨幣之部〕	〔陶磁器之部〕	〔漆器之部〕	〔度量権衡之部〕	〔茶器香具花器之部〕	〔遊戯具之部〕	〔雑職等偶人并見玩之部〕	〔化石之部〕	部名なし	布告以外の部名 〔屋内諸道具之部〕	総計
1	熱田神宮	7	3	39	48	4	17	1	24	2	1	1	1	1	1	1	3	2					156
2	真清田神社	3	1	2	5			1	1														13
3	津島神社	69			1				1											4			75
4	八幡社	1																					1
5	浅間神社	1			1	1													1			2	6
6	成海神社			8				1															9
7	因幡神社				4			1															5
8	羽豆神社	3		5	1				1														10
9	知里付神社													1									1
10	高賀神社																					11	11
11	八幡神社	1																					1
12	八幡霊元神社							1															1
13	野見神社 兵主神社																					4	4
		85	4	54	60	5	17	5	27	2	1	1	1	2	1	1	3	2	1	4	15	2	293

*「古器旧物品目書／社家之分」（「府県宝物調書類」（歴資 1090-16）東京国立博物館蔵）所収の目録をもとに作成した。

*「古器旧物保存方」の三十一分類の内、「石弩雷斧之部」「銅器之部」「古瓦之部」「農具之部」「布帛之部」「皮革之部」「諸金製造器之部」「鐘銘碑」「車輿之部」「衣服装飾之部」「古佛像并佛具之部」には該当がないことから、項目を設けていない。

表2 「古器旧物品目書／寺院并修験之分」所収目録の寺院・部類別項目数

	目録提出年月	〔古鏡古鈴之部〕	〔武器之部〕	〔古書画之部〕	〔古書籍之部〕	〔扁額之部〕	〔鐘銘碑〕	〔車輿之部〕	〔衣服裝飾之部〕	〔遊戯具之部〕	〔古佛像并佛具之部〕	〔化石之部〕	部名なし	布告以外の部名	総計	備考
1	土方浄念寺	辛未七月										3		3		
2	総見寺	辛未六月								1				1		
3	七寺	辛未七月										2		2		
4	啓運寺	明治四年未七月										1		1		
5	如法院	辛未七月			7									7		
6	宝壽院	辛未七月		5						14	1			20		
7	法輪寺	明治四年辛未八月								5			〔古経之部〕	2	7 名古屋御泉社寺御掛り	
8	靈光院	明治四年七月								1				1		
9	法華寺	辛未七月								1				1		
10	蜜蔵院	辛未七月	1	4		2		3		16				26		
11	漸東寺	明治四年未七月								1				1	名古屋御泉社寺御掛	
12	光明寺	辛未七月										2		2		
13	岩屋寺	辛未七月								19				19		
14	妙興寺	辛未七月	2	50						9			〔古物之部〕	11	72	
15	願奥寺	辛未七月								7				7		
16	龍門寺	辛未七月		1	1									2		
17	誓願寺	辛未六月		1		2	1	1		2				7	名古屋御藩庁社寺御掛り	
18	正覚寺	辛未年七月										3		3		
19	永弘院	辛未七月								2				2		
20	大安寺	辛未七月											〔茶器之部〕	1	1	
21	大周院	辛未七月								1				1		
22	法海寺	辛未七月				2				6				8	名古屋県社寺御掛	
23	長福寺	辛未七月	8	5		1							〔屋内諸道具之部〕	1	15	
24	興禪寺	辛未七月		5		3			1				〔古経文之部〕	1	10	
25	清壽院	辛未六月	2	1						4				7		
26	山本院	辛未七月								2				2		
27	観龍院	辛未七月								1				1		
28	良学院	辛未七月								3			〔古筆之部〕	2	5	
29	泉乘院	辛未七月								1				1		
30	良宝院	辛未七月								1				1		
31	祐学院	辛未七月								4				4		
32	宝泉院	辛未七月				1				3				4		
33	清宝院	辛未七月								2				2		
34	一葉院	辛未七月								1				1		
35	大教院	辛未七月								1				1		
36	喜宝院	辛未七月								2				2		
37	地昌院	辛未七月								3				3		
38	国豊院	辛未七月								1				1		
39	常泉院	辛未七月								1				1		
40	宝積院	辛未七月								1				1		
			2	11	72	8	11	1	1	3	1	116	1	11	18	256

* 「古器旧物品目書／寺院并修験之分」(「府県宝物調査類」(歴資1090-15)東京国立博物館蔵)所収の目録をもとに作成した。
 * 「古器旧物保存方」の三十一分類の内、「祭器之部」「古玉寶石之部」「石弩雷斧之部」「銅器之部」「古瓦之部」「農具之部」「布帛之部」「皮革之部」「諸金製造器之部」「樂器之部」「印章之部」「文房諸具之部」「工匠器械之部」「貨幣之部」「陶磁器之部」「漆器之部」「度量權衡之部」「雜轍等個人并兒玩之部」「茶器香具花器之部」には該当がないことから、項目を設けていない。

表4 「熱田神宮古器物類取調帳」内訳

祭器之部	大鉦 一柄	古書画之部	礮馭廬嶋之図 酒井若狭守書					
	白柄鉦 二柄		兵衛之語 秀頼公筆短冊 一枚					
	御多羅杖 二柄		天満宮神像掛物 二幅					
	鎗矢 二筋		葡萄之画 一					
古玉宝石之部	宝珠 一ツ	鷹之画掛物 二幅	古書籍之部	日本書紀 懐紙裏 十五卷				
	曲玉 一ツ	神領古文書 一		更衣 古写本 一部				
	水晶玉 一ツ	右大将頼朝公寄進状		水鏡古写本 一部				
石弩雷斧之部	右者無御座候	加藤清正返書		扁額之部	小野道風額 一面			
古鏡古鈴之部	鏡 大小 三拾九面	神像 一幅	樂器之部		龍王面 一			
銅器之部	(記入なし)	古書籍之部		更衣 古写本 一部	納曾利面 二			
古瓦之部	右者無御座候			水鏡古写本 一部	還城楽面 一			
武器之部	廳丸 一腰			扁額之部	小野道風額 一面	八仙面 四		
	蜘蛛切丸 一腰				樂器之部	採桑老面 一		
	熱田国信 一腰					二之舞面 二	拔頭面 一	
	備州長船利光 一腰					龍王面 一	鼉太鼓 一	
	實阿 一腰					納曾利面 二	古面 十	笛 一管
	三条吉家 一腰					還城楽面 一	鐘銘碑	右者無御座候
	三条宗近 一腰					八仙面 四	印章之部	太閤秀吉公印章 一
	長谷部国信 一腰					採桑老面 一	文房諸具之部	熱田文庫之印 一
	三條宗近 一腰					二之舞面 二		紫硯 一面
	栗田口則国 一腰		拔頭面 一			農具之部	右者無御座候	
	豊後国行平 一腰	鼉太鼓 一	工匠器械之部			棟上槌 一本		
	備前景光 一腰	古面 十	車輿之部			右者無御座候		
	備州長船吉次 一腰	笛 一管	布帛之部	右者無御座候				
	來国俊 一腰	鐘銘碑	衣服裝飾之部	右者無御座候				
	相州廣光 一腰	印章之部	皮革之部	右者無御座候				
	大和国住包永 一腰	太閤秀吉公印章 一	貨幣之部	古錢百文				
	來国光 一腰	熱田文庫之印 一	諸金製造器之部	右者無御座候				
	波平安次 一腰	文房諸具之部	陶磁器之部	高麗壺 一				
	無銘 三腰	紫硯 一面	漆器之部	梨子地之箱 盆 一				
	国林 一腰	農具之部	度量權衡之部	舛 大小 三				
	信国 一腰	右者無御座候	茶器香具花器之部	梨子地之香合 一				
	来国久 一腰	棟上槌 一本		棗 一				
	介成 一腰	車輿之部	馬香炉 一	遊戯具之部	尺八笛 一本			
	劍無銘 二振	布帛之部	右者無御座候		鯖之尾琴 一面			
	劍吉光 一振	衣服裝飾之部	皮革之部	右者無御座候	雛織等偶人并兒玩之部	右者無御座候		
	無銘 七腰	皮草之部	貨幣之部	古錢百文		古仏像并仏具之部	右者無御座候	
	豊後国行平 一腰	貨幣之部	諸金製造器之部	右者無御座候	化石之部		右者無御座候	
	光忠 一腰	諸金製造器之部	陶磁器之部	高麗壺 一		化石之部	右者無御座候	
	備前国友成 一腰	陶磁器之部	漆器之部	梨子地之箱 盆 一	化石之部		右者無御座候	
	宗吉 一腰	漆器之部	度量權衡之部	舛 大小 三		化石之部	右者無御座候	
	国友 一腰	度量權衡之部	茶器香具花器之部	梨子地之香合 一	化石之部		右者無御座候	
	神來 一腰	茶器香具花器之部		棗 一		馬香炉 一	化石之部	右者無御座候
	備州長船重通 一腰	馬香炉 一	遊戯具之部	尺八笛 一本	化石之部	右者無御座候		
	吉次 一腰	遊戯具之部		鯖之尾琴 一面		雛織等偶人并兒玩之部	古仏像并仏具之部	右者無御座候
	沢潟鐵 一本	雛織等偶人并兒玩之部	右者無御座候	古仏像并仏具之部	化石之部			右者無御座候
	甲 二頭	古仏像并仏具之部	右者無御座候			化石之部	化石之部	右者無御座候
		化石之部	右者無御座候	化石之部	化石之部			右者無御座候

* 「壬申検査関係資料」(重要文化財・東京国立博物館蔵)の「府県宝物調書類」の内、「古器旧物品目書 社家之分」(表1-1、歴資1090-16)に綴じ込まれた熱田神宮から提出された目録の内訳である。

* 巻末に「辛未八月」「千秋季福」とあることから、明治四年八月に熱田神宮の宮司職を世襲する千秋家の季福(1846～76)が調製したと推定される。

表5 「御名物及古器物目録」内訳

品名	前半	後半		
義季公冑 壺甲	古武器之部	古武器之部		
秀吉公具足 壺領				
池田正宗刀				
吉見左文字刀				
遠江長光刀				
物吉貞宗刀				
不動正宗刀				
無銘吉光刀				
奈良屋貞宗刀				
庵丁正宗刀				
上野貞宗刀				
戸川志津刀				
後藤吉光刀				
一庵正宗刀				
鯨尾吉光刀				
鳥飼国俊刀				
松浦信国				
南泉一文字刀				
定家御筆小倉色紙こひすてふの和歌 一幅			古書画之部	古書画之部
同筆小倉色紙もしきやの和歌 一幅				
宋玉潤墨画遠浦帰帆図 一幅				
直夫画中布袋偃溪賛、牧溪同画 讚左右朝陽対月 三幅				
虚堂墨蹟 一幅				
無準画 左郁山主、中達磨、右政黄牛 三幅				
小町箏 一面	名物之部	楽器之部		
虎箏 一面				
松虫琵琶 一面				
影向琵琶 一面				
花鳥唐蒔絵月琴 一面				
山郭公琵琶 一面				
禹門琵琶 一面				
虚心一節切 宗勲銘アリ 一笈				
山嵐一節切 一笈				
篳篥 一笈				

品名	前半	後半
高麗紫石硯 一	名物之部	文房諸具之部
夢ノ浮橋盆石 一		屋内諸道具之部
薬師院盆 一		茶器香具花器之部
茜屋茄子茶入 一		
筒井茶入 一		
苦屋文琳茶入 一		
利休作泪茶杓 一		
曜変天目 一		
白天目 一		
大高麗茶碗 一		
蘭茶碗 一		
荒木茶碗 一		
上々曆茶碗 一		
尼ヶ崎茶臺 一		
杵ノ折花生 一		
千鳥香炉 一		
堆朱居布袋香合 一		
梶釜 一		
糸目釜 一		
霰姥口釜 一		
芋頭水指 一		
青海水指 一		
松花茶壺 一		
判官茶壺 一		
夕立茶壺 一		
紫銅向獅子香炉 一		
唐丸壺茶入 一		
宗無肩衝茶入 一		
雄鳥茶壺 一		
初時雨茶壺 一		
古瀬戸茶壺 一		
人丸茶壺 一		
蠟石琴 一	古器物之部	外
琉球楽器 皆具 十九品		

「古器旧物保存方」と名古屋藩

* 「御名物及古器物目録」(徳川美術館蔵 什器古帳33)掲載の作品名を記した。

* 「前半」は同書の前半十二丁である「御届 御名物及古器物記」、「後半」は同書の後半十四丁の「御名物 古器旧物」での分類を示す。

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介(二)

はじめに

凡例

翻刻

A-1 義直関連 一〇〇(以上第四十九輯)

凡例

A-2 義直関連 一〇一〜一三六

B-1 将軍家関連 一〜六四(以上本輯)

(以下次輯以降)

B-2 将軍家関連 六五〜一〇八

C 大名・幕臣等関連 一〜三〇七

D 義直家臣関連 一〜三二二

E 朝廷関連 一〜二〇

F A〜E以外 一〜一八

人名索引

解題

花押 図版

おわりに

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名)書状、宛所、年月日付、員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在、徳川美術館で未表具文書58の枝番として用いている番号である。)を員数の後に()内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙)(横紙)、寸法(本紙の縦×横 単位は糶(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。また原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に

(C)を付して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合、各条文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点(・)および並列点(、)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によって判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている罫字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまとめて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書)と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が付した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

(以上、再掲)

翻刻

A 義直関連 一〇一〜一三六

一〇一、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 寛永十年四月廿二日付 一通(474)

(切紙) 縦一七・八 横五〇・六

従大納言様被成下」御書、寔不浅奉」存候、先以道中」御機嫌能御国被成」御着之旨、乍恐目出」奉存候、将又」公方様一段御息災」被成御座候、当地静謐」御座候、御次而之刻」可然様可預御取成候、「恐々謹言

寛永十年」四月廿二日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

堀田加賀守」正盛(花押)

一〇二、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 十月十一日付 一通(478)

(切紙) 縦一七・八 横五二・五

従 大納言様御書」被成下、忝致頭戴候、「然者当年御下向之儀、」被任 上意、其段」忝被思召之旨、乍恐御」尤奉存候、定而右之旨」各可被達 上聞候、」御次而之刻可然様、宜被仰上候、恐惶謹言

十月十一日

成瀬隼人正殿

○義直の江戸参府は上意によるとの通達を伝える書状。

一〇三、本多重俊書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十三日付 一通(483)

(切紙) 縦一七・四 横四九・四

今度五郎八様^(光友)「御下着被成候刻、」為御目見致祇候^(義直)之付、従大納言様^(義直)御書被下成、冥加^(義直)之至、忝奉存候、御次之節、可然様^(義直)ニ御取成奉憑候、恐惶^(義直)謹言

本多美作守^(重俊)花押

寛永十年
六月十三日

寺尾左馬助殿^(直政)

○江戸に到着した光友が將軍家光に御目見したことにつき、義直からの礼状に対する書状。

一〇四、牧野信成書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十八日付 一通(486)

(切紙) 縦一五・五 横四六・三

(追而書)以上

大納言様御書頂^(義直)「戴仕拜見、忝奉存候、」去七日ニ路次中御無事^(重綱)ニ被成御帰城付而、渡辺^(重綱)半蔵殿を以被仰上候、御前之儀半蔵殿可^(重綱)被申上候間、不能具候、御次而之刻、可然様ニ被仰^(重綱)上可被下候、恐惶謹言

牧野内匠頭^(信成)花押

寛永十年
四月十八日

成瀬隼人正様^(正虎)人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇五、浅野光晟書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月廿日付 一通(492)

(切紙) 縦一八・四 横五一・二

(追而書)以上

従大納言様御書^(義直)被成下、忝致頂^(義直)戴候、道中御機嫌^(義直)能、去七日被成御帰城旨被仰下、目出度奉^(義直)存候、此等之趣、宜預^(義直)御披露候、恐々謹言

浅野
松平安芸守^(浅野)光晟^(花押)

寛永十年
卯月廿日

成瀬隼人正様^(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇六、松平信綱書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十七日付 一通(496)

(継紙) 縦一七・一 横九六・四

(追而書)以上

従大納言様御書^(義直)被下致拜見候、道中御無事^(義直)ニ去^(義直)七日ニ被成御帰国之由、乍恐珍重奉存候、然者今度御仕合^(義直)能御暇被為遂、忝^(義直)被思召候、付而、渡辺^(重綱)半蔵方を以被仰上^(重綱)候、則御前へ被召出、被入御念、早々^(義直)以御使者被仰上、殊路次中御無事^(義直)ニ御帰城、御機嫌^(義直)ニ被思召之旨、御直^(義直)ニ被仰含候、右之趣、宜預^(義直)御取成候、恐々謹言

松平伊豆守^(信綱)花押

寛永十年
卯月十七日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇七、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)五月廿日付 一通(497)

(継紙) 縦一六・六 横九五・四

に対する返書。

(追而書) 猶以道中御無事ニ御帰城、乍憚目出度」奉存候、已上

一〇九、松平信綱書状 寺尾直政宛 十月十四日付 一通(509)

従 大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」今度御仕合能」御暇被遂、忝

(切紙) 縦一七・三 横五三・一

被思」召之旨、御尤奉存候、」就者志水甲斐守殿を」以被仰上候、則」御

従 大納言様奈良」酒兩樽致拜受、」誠毎度被為人御念」之段、冥加至極

前へ被召出、御」無事御帰国、其上被人念、早々御使者」御機嫌被思召之

奉」存候、此等之趣、宜預」御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十一年) 五月廿日

十月十四日

寺尾左馬助殿

寺尾左馬助殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

○義直から記主・松平信綱に贈られた奈良酒に対する礼状。

一〇八、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月十一日付 一通(503)

一一〇、松平重則書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月廿二日付 一通(514)

(継紙) 縦一九・七 横二一〇・二

(切紙) 縦一七・一 横五二・八

自大納言様御書、」謹而致拝見候、然者」今度右兵衛督様江」御鶴被進、并御」

従 大納言様御書」被下、忝拝見仕候、」今度路次中御無事ニ」御帰城被

鷹場被仰付候事、」重畳御満足ニ被」思召候之由、奉存其旨候、」因茲召御

成之旨、目」出度奉存候、此表別」一条無御座候、公方様」御機嫌之御様子

札中村」又蔵方を以被仰上候、」右之通立 御耳」候之処、則 御前江」

渡辺半蔵方可被」仰上候、恐惶謹言

被 召出、御念之入候通、」御機嫌之旨、御直ニ」被仰合候、委曲又蔵殿」

松平大隅守」重則(花押)

可為演説候、右之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

(寛永十年) 四月廿二日

松平伊豆守」信綱(花押)

成瀬隼人正殿

九月十一日

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

寺尾左馬助殿

一一一、松平重則書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十九日付 一通(516)

○光友が將軍家光から鶴と鷹場を拝領したことに対する、義直からの礼状

(切紙) 縦一七・一 横五二・八

從 大納言(義直)様御」書被下、謹而拝見仕候、今度路」次中御無事ニ」御帰城被為成候」旨、目出度奉」存候、上様御(家光)」機嫌之御様躰」志水甲斐守可」被仰上候、此等之」趣、可然様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

松平大隅守」重則(花押)

(寛永十一年) 五月十九日

成瀬隼人正殿(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一一二、松平重則書状 阿部正興宛 (寛永十年)六月四日付 一通(517)

(切紙) 縦一六・七 横四八・四

從 大納言(義直)様御書」被下、忝拝見仕候、」五郎八様於御前」御仕合残無御座候、」弥御息災ニ御機嫌能」被成御座候間、御心易」被為思召候様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

松平大隅守」重則(花押)

(寛永十年) 六月四日

阿部河内守殿(正興)

○光友が將軍家光の御目見を受けたことにつき義直からの礼状に対する書状。

一一三、松平正綱書状 渡辺重綱宛 三月六日付 一通(524)

(切紙) 縦一七・一 横四八・七

「敬公以来来翰」の紹介(二)

(追而書) 以上

一筆申入候、為御使」其元御越之由、御大義共候、」あしき時分其地居合」不申候て、不得貴意、本意」外ニ存候、御逗留之内」爰元隙明罷帰候者、面上ニ可申承候、從」大納言(義直)様切々御書」被成下候へ共、先月中旬」此地ニ罷有候付、度々」御請不申上候、拙者は」罷有候内、於御上ハ可然様ニ」御取成頼申候、恐惶謹言

松平右衛門大夫」正綱(花押)

三月六日

渡辺忠右衛門殿(重禮)

○義直からの書状に対する返答の言上を依頼する書状。

一一四、松平正久書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十九日付 一通(530)

(継紙) 縦一八・七 横一〇八・六

(追而書) 已上

御書謹而奉拝上候、」五郎八様・御姫様」御目見ニ被成候、為御」礼志水甲斐守殿を以」被仰上候処ニ、甲斐守殿」御差合ニ付、重而遠山」掃部殿を以被仰上候、」御前被召出御仕合」能御座候、其上御帷」羽織御拝領」残所も無御座御仕合」に存候間、於様子者」御心安可被思召候、」甲斐守殿御差合之」通をも各具御」披露御座候、随而」諸白大樽式并申海鼠」志箱致拝領候、寔拙者式無冥加忝次」第奉存候、御次而之」刻、此等之趣可然様ニ」御礼被仰上可被下候、」委細者掃部殿可為」演説候条、不能具候、」恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)

(寛永十年) 六月十九日

寺尾左馬助殿

○光友と京姫の將軍家光への御目見が済んだことと、義直からの贈物に対する礼状。

一一五、松平正久書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十三日付

一通(53)

(継紙) 縦一八・三 横一〇二・二

(追而書) 尚々雅楽頭・大炊頭「来ル廿日時分ニ被罷立」分ニ御座候、駿州

様(ハ) 土佐守、水戸様(ハ)中山内記」被遣答ニ御座候、以上

従 大納言様御書」奉拜上候、然ハ今度」大風雨ニ而、那古屋御城二ノ丸

井犬山之城」矢倉など破損之所」修覆被仰付度」之旨、菌田善太夫を以

被仰上候、各被達」上聞候処ニ早々被仰付候」様にと、御意ニ付、其

通皆々連状ニ而被」仰達候、尚爰元之」様子、善太夫可申上候、」此等之趣、

御次而之刻」被仰上可被下候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)

(寛永七年) 八月十三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○大風雨で名古屋城二之丸や犬山城の櫓が破損したため、義直の請願で修理を行うこと、検分に酒井忠世と土井利勝を派遣すると伝える。

一一六、松平正久・板倉重昌・秋元泰朝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

(寛永七年)八月十三日付

(継紙) 縦一九・六 横一〇九・八

御書致拜見候、今度之」霖雨ニ其元二丸石垣」井犬山之城櫓下之」石垣破

損之所被成」修復度之旨、則」各へ申達候之処、」兩上様へ被得御意候へ

ハ、」早々可被仰付之由、」上意之通被申入候、」将又 相国様一段」御機

嫌好被成御座候、」委曲園田善太夫方」可被申上候、此等之趣、」宜預御披

露候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)」板倉内膳正」重昌(花押)

松平右衛門大夫「正久(花押)

(寛永七年) 八月十三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○風雨による名古屋城二之丸・犬山城破損につき、將軍家光と大御所秀忠からの修復命令を伝える書状。

一一七、松平正久書状 竹腰正信宛 八月廿七日付

(継紙) 縦一七・八 横一〇六・七

一通(53)

(追而書) 以上

従 大納言様御書」頂戴致拜上候、然者」相応院様御暇被進、」御湯治相

当いたし御」満足ニ被思食候段、」高木外記殿を以テ」被仰上候、御前」

御仕合残所無き之由」承候、御心安可被思食候、」拙者儀二三日寸白」氣

にて罷有候ニ」付而、外記殿御目見へ」時分御取持も不仕候、」随而此表相

替儀も」無御座候、兩御所様」弥御機嫌能被成御座候、」相国様此頃兩度

海へ御鉄炮ニ被為成、「御気色残所無御」座候、猶爰元之様子」外記殿可被仰上候、「右之趣御披露所」仰候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)」

八月廿七日

竹腰山城守殿
(正信)

○相応院お亀の湯治見舞と、大御所秀忠の動静を伝える書状。

一一八、松平正久書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永五年)十一月四日付

一通(543)

(継紙) 縦一七・八 横一〇六・七

(追而書)以上

従 大納言様御「書奉拜上候、然ハ」路次中御無事ニ「御帰国被成候ニ付、為」御礼渡辺半蔵殿「を以被為仰上候、」御前御仕合残所「無御座候、於様子ハ」御心安可被思召候、委「細之儀ハ半蔵殿可被」仰上候、将又初而被為取候御鷹之鶴、「御飛脚ニて御進上被」成候、是又御機嫌共ニ御座候、御内 書「可被進との仰出之候、」扱又内々被仰候御「普請、来三月御座候ニ相極候へ共、未」誰ニ被成候との義ハ「無御座候、替儀候者」従是可申上候、右之「趣可被仰上候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)」

十一月四日
(寛永五年)

成瀬隼人正殿「寺尾左馬助殿
(直政)

○義直の名古屋帰城報告と義直献上の御鷹の鶴の返礼、および内示のあった普請についての書状。

「敬公以来来翰」の紹介(二)

一一九、松平正久・日下部宗好書状 大納言様御小姓衆宛

(寛永五年)極月廿四日付

(継紙) 縦一六・九 横一〇六・五

(追而書) 尚々此儀弥以 大納言様「も可然思召候は 御自筆」之御書被下候様ニ可被「仰上候、以上

一筆致啓上候、仍竹山城殿「御息女成隼人へ被御合度旨、」相応院様思召候趣、土大炊殿・相国様へ被仰上候所ニ、一段「可然被思召候、大納言殿」

次第之由 上意之旨、土「大炊殿被仰候、弥以尤と」大納言様思召上候、御自筆「之御書拙者共へ被下候」様ニ可被仰上候、其御書「大炊殿御めにかへ候て、」相きわめ可申候、右之様子「其元ニも御さた被成ま」しく候、

此儀相きわまり候ハ、竹山城娘「上意を以何かたへも有」付申度旨、相応院様「大炊殿御ふみ候て被仰」上候へば、成隼人へ可申「合旨 上意之由、拙者」共々がいむきの状「進上可申候、相国様ハ」一段可然思召候へ共、「相応院殿被仰候斗ニ而、大納言様思召いか、」と思召候て、大納言殿「次第と被仰出候由、」大炊殿被仰候、恐惶謹言

門大夫「正久(花押)」

大納言様御小性「御披露

○相応院お亀の希望と大御所秀忠の上意による竹腰正信娘(お愛)と成瀬正虎との縁組を伝える書状。

一一〇、三浦正次書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十六日付 一通(552)

六二

(切紙) 縦一七・一 横五一・三

(追而書) 以上

従大納言様御書頂戴」忝拝見仕候、今度御」仕合残所無御座候て、御満足ニ被思召候由、私式迄」被仰聞、過分不浅冥加之」至ニ奉存候、道中御無事ニ」御帰国被遊候由、乍恐珍」重ニ奉存候、御次而之刻可」然様ニ頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

(寛永十年) 卯月十六日

成瀬隼人正様」人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一一二、三浦正次書状 成瀬正虎宛 九月七日付

(切紙) 縦一七・六 横五〇・四

一通(553)

(追而書) 以上

従大納言様御書」被成下、謹而拝見」仕候、為重陽之御」祝儀御小袖壹重」致拝領、過分不浅」冥加之至ニ奉存候、御次而之刻可然様ニ」頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

九月七日

成瀬隼人正様」人々御中

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことについての礼状。

一一二、三浦正次書状 成瀬正虎宛 九月七日付
(切紙) 縦一七・八 横五三・三 一通(554)

(追而書) 以上

従大納言様御書」頂戴、謹而忝拝見」仕候、然者右兵衛督様へ」御巢鶴ニ連被遣之候儀」被聞召、御満足ニ被」思召旨、私式迄被仰聞、過分至極冥加之至ニ」奉存候、御次而之刻可」然様ニ頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

九月七日

成瀬隼人正様」人々御中

○光友が將軍家光から御巢鶴を拝領したことに對する義直の礼状に對する書状。

一一三、水野忠善書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十八日付

(切紙) 縦一八・三 横五一・七

一通(556)

従大納言様尊書」被成下、誠以忝拝受」仕候、先以道中御機」嫌能、去七日ニ御帰城」被成之旨、目出度奉存候、御次而之刻可然」様ニ被仰上可給候、恐々謹言

水野監物」忠善(花押)

(寛永十年) 卯月十八日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に對する返書。

一二四、水野忠善書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十六日付 一通(557)

(切紙) 縦一七・五 横五二・一

從 大納言様御書」被成下、致頂戴道」□□□□□□□□□□」御帰城之旨、目

出度奉存候、此等之趣、御次而之節、可預御披露候、「恐惶謹言

水野監物」忠善(花押)

(寛永十一年)
五月十六日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一二五、水野忠吉・安藤直次書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)五月十八日付

一通(559)

(継紙) 縦一七・五 横一〇三・六

(追而書)以上

從 亜相様御」書被成下、忝頂」戴仕候、然著於江」戸御仕合残所無」御

座御帰」被遊ニ付而、常陸介殿へ」様子為可被仰」聞、渡迎新左衛門方」

早々被遣候段、別」過分忝被存候、「誠路次御無事ニ被為成、御帰城目」

出度御事共難申」上候、右之通」御前可然様ニ被」仰上可被下候、恐々」

謹言

安藤帯刀」直次(花押)」水野淡路守」忠吉(花押)

(寛永五年)
十月十八日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対し、徳川頼宣からの祝意を伝える書状。

一二六、宮本定就書状 高力信重宛 十二月十一日付 一通(560)

(切紙) 縦三三・八 横四八・一

昨日者從大納言様南都酒兩樽」拝受仕、忝儀寔冥加之至奉」存候、御城罷

在御礼延引所存之」外御座候、御次而候者、可然之様御」執成奉頼存候、

猶期面上之節可得御意候、「恐惶謹言

定就(花押)

十二月十一日

高力七左衛門様」人々御中

宮本其右衛門尉」定就

○義直より拝領の南都酒(奈良酒)の礼状。

一二七、森川重俊書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 五月三日付 一通(561)

(切紙) 縦一八・九 横五二・一

一筆致啓上候、仍」從大納言様端午之」為御祝儀、御」書并御帷子三」内

御単物迄拝領申、忝頂戴仕候、「御次之時分可然」様御取成奉」頼候、恐

惶謹言

森川出羽守」重俊

五月三日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中

○義直より拝領の端午の祝儀の書状と帷子に対する礼状。

一二八、森川重俊書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 八月七日付 一通(562)

(切紙) 縦一八・三 横五二・一

一筆致啓上候、仍「從 大納言様鮎之」鮎耆桶拝領申、「過分至極奉」存候、御次之時分可然様ニ御」取成奉頼候、「恐惶謹言

森川出羽守」重俊

八月七日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中

○義直より拝領の鮎鮎に対する礼状。

一二九、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月廿三日付 一通(565)

(継紙) 縦一四・八 横九一・五

(追而書)以上

從 大納言様御」書被下忝次第、「誠ニ無冥加過分」之至奉存候、永々」御逗留被成候処ニ、「切々御見舞不申」上所存至極奉」存候、如此之儀身ニ」余奉存候、御無事ニ」御帰城之旨、何々」目出奉存候、爰一元無相違候、万」半蔵殿可被仰上候間、不具候、可然様ニ」此等之趣御取成可」忝存候、恐惶謹言

柳生但馬守」宗矩(花押)

(寛永十年)卯月廿三日

成瀬隼人殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三〇、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十八日付 一通(566)

(切紙) 縦一七・一 横五〇・八

(追而書)已上 從 大納言様御書」忝致頭戴、先以今度者」御仕合能御暇出、御無事ニ」御帰城之旨、目出度奉」存候、頓而可為御上洛候間、「致御供罷上、万々御礼可申」上候、御前之儀者甲斐守殿」可被仰上候、此等之趣可然様ニ御」披露所仰候、恐惶謹言

柳生但馬守」宗矩(花押)

(寛永十一年)五月十八日 成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三一、山口重政書状 阿部正興宛 (寛永十年)卯月廿日付 一通(569)

(切紙) 縦一八・五 横五一・二

今度 大納言様御」仕合能御暇被進、路」次御無事ニ去七日」御帰国被為成之旨、乍」恐目出度奉存候、殊拙者式迄 御書成」被下、誠冥加之至」奉存候、則隼人殿」迄御請申上候間、弥」御前可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

山口修理進」重政(花押)

(寛永十年)卯月廿日

阿部河内守殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三二、渡辺宗綱書状 滝川忠征・寺尾直政宛 (寛永四年)七月十八日付

一通(575)

(継紙) 縦一六・八 横九〇・二

(追而書)以上

幸便御座候、一書被^(義也)申入候、大納言様^(義也)道中御無事ニ御帰国被成候哉、乍^(義也)恐無心元奉存候、貴殿も御息災ニ^(義也)御供候哉、承度候、爰元御逗留中ハ^(義也)為何御馳走も不申入、いつもく御ふさた^(義也)計打過迷惑此^(義也)事候、相応之御用^(義也)等候者、可被仰付候、恐惶謹言

渡辺図書助^(義也)宗綱(花押)

(寛永四年)七月十八日

寺尾左馬助様^(直政) 滝川豊前守様^(忠征) 人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三三、渡辺宗綱書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(577)

(継紙) 縦一五・四 横九一・一

(追而書)以上

従 大納言様御^(義也)書致頂戴、冥^(義也)加至極奉存候、路次^(義也)中御無事ニ^(義也)被成御上着之旨^(義也)被仰下、乍^(義也)恐目出^(義也)度奉存候、将亦^(義也)大御所様江^(秀忠)為御使者石河市正殿^(光忠)御樽・肴御進上^(光忠)被成、土大炊殿御披露を以、昨廿九日^(土井利勝)ニ御仕合能上申候間、右之旨可被仰上候、^(家光)御所様御機嫌^(秀忠)能、弥御息災被成御座候間、御心易可被思召候、恐惶謹言

〔敬公以来来翰〕の紹介(二)

渡辺図書助^(義也)宗綱(花押)

(寛永四年)七月晦日

竹腰山城殿^(正信) 成瀬隼人殿^(正虎)

○江戸参府の義直が、大御所秀忠のもとへ使者を遣わしたことに對する返書。

一三四、金地院崇伝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十九日付

一通(589)

(継紙) 縦一九・一 横九五・五

(追而書)以上

一書致啓上候、貴国^(義也)大洪水之由承及申候、如何御座候哉、無御心元^(義也)奉存候、態以使者御^(義也)見舞可申上本意ニ^(義也)御座候へ共、乍^(義也)略儀従^(義也)御屋敷之幸使^(義也)三言^(義也)上仕候、当地相替儀^(義也)無御座候、風儀も一段^(義也)能御座候、第一^(家光)上様御機嫌能^(秀忠)被成 御座候、御心安^(秀忠)可被思召候、先日者被^(秀忠)成下御書、忝奉存候、其節請申上候、尚^(秀忠)以御前可然様、御取成^(秀忠)所仰候、恐々謹言

金地院^(義也)崇伝(花押)

(寛永七年)八月十九日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○江戸在府の崇伝より義直に宛て、尾張の大洪水を見舞う書状。

一三五、つばね消息 竹腰正信・成瀬正虎宛 寛永九十年 一通(597)

(継紙) 縦一五・二 横九二・八

(追而書)返々くはう様いよく」御きけんの御事にて、「御心やすく」おほ

しめし候」やうに仰上られ候へく候、「めてたくかしく

大納言様より」ひめ君様へ」御みまひと」仰られ、大たる式」まいらせら

れ候、「すなはち」御めにかいまいらせ候へは、「御氣に入らせ給候、「御
まんそくに」おほしめし候」よし、そもし様たち」までよくく」仰られ
候、めて度」かしく

より」つほね

たけのこし山城様」なるせはや人様 まいる

○つほね(將軍御台所の侍女)より義直へ、姫君様(家光養女大姫)への贈物に
対する返礼。

一三六、書状断簡 宛先未明

一通(606)

(切紙) 縦一五・二 横四六・四

従大納言様御書」被下、忝致拝見候、然」者当御地御参勤之」儀被仰上候

所ニ、三月末・四月上旬御参府」可有之旨、被」仰出、御満足就思召
候、「以使者被仰上候御書」面之儀、奉得其意候、(以後欠失)

○義直の示した、江戸への参勤時期について將軍が承知した件について伝
えた書状。

B-1 將軍家関連 一〜六四

一、青山幸成書状 成瀬正虎宛 十月三日付

一通(7)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・〇

公方様御機嫌之御」様躰無心元被思召、「清水甲斐守方被差進、」拙者式へ

茂御書忝致」拝見候、去朔日諸大名」衆如例月御対面被成、「御氣色相替
儀無御」座候間、御心易可被思召候、「委細者甲斐守殿可被」仰上候、此
等之趣可然様ニ」御取成所仰候、恐々」謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

十月三日

成瀬隼人正様

○義直からの將軍家光の病氣見舞に対する書状。

二、青山幸成書状 成瀬正虎宛 十一月四日付

一通(9)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・〇

今度其元御鷹野」被成御出、初二御とら」せ候鶴御進上ニ付」御書致拝見
候、則」大炊頭被遂披露候」之处、御機嫌御座候、「此等之趣宜預御披」
露候、恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

十一月四日

成瀬隼人正殿

○義直が鷹狩で捕らえた鶴を將軍家光に進上したことに對する返書。

三、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年カ)九月十八日付

一通(53)

(切紙) 縦一七・七 横五一・九

自大納言様御書」謹而忝致拜見候、「(お初)常高院殿御逝去」付而、早々被為人御念」被仰上候通、各被遂」披露候、寔私式迄」被仰下候御事、過分」至極奉存候、此等之趣」可然様御取成所」仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年カ)
九月十八日

成瀬隼人正殿

○常高院(お初)。大御所秀忠御台所お江姉・京極高次正室)の逝去に接し、義直からの弔意に対する返書。

四、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月四日付 一通(54)

(切紙) 縦一七・五 横五三・四

従大納言様御書」被成下忝頂戴仕候、「(家光)上様御気色弥御快気」被成、去朔日ニ御表へ」出御被為成、其後打統弥」御機嫌残所無御座候、「(志水忠政)委曲清水甲斐守殿可被」申上候、此等之趣、御序之」刻可然之様御執成所」仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)
十月四日

成瀬隼人正殿

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

五、井伊直孝書状 志水忠政宛 (寛永十年)十月三日付 一通(81)

(切紙) 縦三五・二 横五一・八

「敬公以来来翰」の紹介(二)

「追而書猶々御来越之処他出不懸御目、」迷惑仕候、以上」
上様御気色逐日 御快氣被為」成候段、被為成 御聞、従 (義直)大納言様」貴様御使ニ而被 仰上候ニ付、私躰江迄」御書拝領忝奉存候、御気色大」形御本復被為成、一昨朔日ニ御表江」被為 成、各被致 御目見目出度忝」奉存候、此段可被仰上候、御請者慮」外ニ奉存候条、可然様御取成頼入存候、」恐惶謹言

直孝(花押)」井伊掃部頭

(寛永十年)
十月三日

清水甲斐守様」人々御中

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

六、井伊直孝書状 小笠原次郎右衛門尉宛 (寛永十二年)極月十四日付 一通(82)

(切紙) 縦三四・〇 横四七・四

駿府御城火事之儀ニ付而、従 (義直)大納言様以貴殿 御機嫌之御」様子、無御心元被為思召被仰上候」付而、私躰迄御書拝領忝奉」存候、御書之御請者慮外ニ奉」存候間、遠慮仕候、可然様ニ被仰」上頼入存候、御出之節者出仕申」時分ニ付而、早々之躰致迷惑候、」恐惶謹言

直孝(花押)」井伊掃部頭

(寛永十二年)
極月十四日

小笠原治郎右衛門尉様」人々御中

○駿府城の火事につき、義直からの見舞に対する返書。

七、板倉重宗書状 竹腰正信宛 (寛永六年)閏二月廿六日付 一通(86)

(継紙) 縦一七・七 横一〇六・五

(追而書)以上

御書致拜見候、「^(家光)將軍様被成御庖瘡付、「路次迄被成御下向候」処、御庖瘡早速」被成御快気付、可被成」御帰之由、被仰出^(家光)二付、「中途^(家光)御上洛被成由、「上下目出度奉存儀」不過之候、不被聞召」合路次迄御下向、「^(家光)両上様も御満足^(秀忠)二」可被思食と奉察候、「誠下々も左様^(家光)二輕」罷下儀成兼申儀^(家光)二御座候処、乍恐奉感候、「将又寒塩鶴老頂戴」仕、過分至極奉存候、「此等之趣可然様^(家光)ニ御披」露所仰候、恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

(寛永六年)閏二月廿六日

竹腰山城守殿

○將軍家光、庖瘡が回復したため江戸帰還を取りやめて上洛の途についたことを祝う義直の書状に対する返書。

八、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月廿三日付 一通(108)

(継紙) 縦一五・四 横九一・四

(追而書)以上

一筆致啓上候、先「日常^(お初)高院様御」仕合付、御年寄衆へ「御使者被遣候節、「拙者式へも御書」被成下、「忝頂戴」仕候、其砌日光へ」御使^(家光)ニ罷越候而、「御請不申上致」迷惑候、御次而之刻、此等之趣」可然様被仰上」可被下候、

恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)九月廿三日

寺尾左馬助様

○常高院(既出)逝去につき、義直からの弔意に対する返書。

九、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月二日付 一通(111)

(継紙) 縦一五・五 横八九・八

從 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「上様御気色無御」心元被思食、伊奈」左門殿^(吉勝)御下被成候処^(義直)二、「御前へ被召出仕」合無御座所 御目見」被仕候衆罷登候、「上様弥御機嫌」能、表へも被為」成、御膳なども」如常被召上候間、「御心易可被思召候、「委細者左門殿」可被仰上候条、御」次而之刻、此等之趣」御披露所仰候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)十月二日

寺尾左馬助様

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一〇、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月四日付 一通(112)

(継紙) 縦一五・一 横九一・四

(追而書)以上

從大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「上様御気色無御」心元被思召、

成瀬^(正則)「吉左衛門御下被成」之処ニ、御前へ「被召出、仕合残所」無御座、御目見へ「被仕候、^(家光)上様弥以」御機嫌能御座「被成候条、御心易」可被思召候、御次而之「節、此等之通被仰」上可被下候、恐々謹言

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十年)
十月四日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一一、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月廿七日付 一通(116)
(継紙) 縦一四・一 横八八・一

從 大納言様御書^(義直)「被成下、忝頂戴仕候、」^(家光)上様御氣色無「御心元被思召、御」年寄衆迄御使者「御下被成候、^(家光)上様」此間者弥御氣色「能被成御座候間、」御心易可被思召候、「委細之儀者」御使者口上三可「被仰上候間、此等之」趣、宜預御披露候、「恐々謹言」

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十年)
十月廿七日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一二、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十一月朔日付 一通(117)
(継紙) 縦一五・三 横九〇・四

從 大納言様御書^(義直)「書被成下、忝頂戴仕候、^(家光)公方様」御氣色無御心「許被思

「敬公以来来翰」の紹介(二)

召、御使者」御下、乍恐尤奉「存候、今程者透与」被為得御快氣、「御膳なとも如常」被召上、弥御機「嫌能被成御座候間、」御心易可被思召候、「御次而之節、此等之」趣、宜預御披露候、「恐々謹言」

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十年)
十一月朔日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一三、伊丹康勝書状 阿部正興宛 (寛永六年)四月五日付 一通(123)
(継紙) 縦一八・七 横一〇二・五

(追而書)以上

一書致啓上候、然者^(家光)將軍様今五月初而「西之丸へ被為成、」^(秀忠)大御所様御機嫌残所「無御座候、三献之御」祝七五三之御振舞、「終日御能被 仰付候、」^(正徳)委細者竹腰山城殿可被申上候、右之趣「大納言様被為聞御満足三可被思召と乍恐」^(義直)奉察候、誠か様之目出度儀共御座「有間敷候、此等之趣、宜御取成所仰候、恐々謹言」

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永六年)
四月五日

阿部河内守様^(正興)

○將軍家光、江戸城西之丸で大御所秀忠主催の饗応を受けたことを報じる書状。

一四、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)六月廿四日付 一通(125)

(継紙) 縦一七・七 横一〇二・四

従 大納言^(義直)様御書」被下、忝謹而頂戴」仕候、公方^(家光)様箱根」御越山御機嫌之御」様子被聞召度思召」之由、乍恐御尤奉」存候、今廿四日辰」上刻小田原 出御、」於箱根昼御膳御」快被為上、至三島」被成御着座候、御」機嫌残所無御座候、」明日者蒲原へ可被為」成之旨御座候、右之段」拙者式迄被仰聞候義、」過分冥加至極奉」存候、此趣御次之刻」宜預御取成候、恐々」謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永十一年) 六月廿四日

成瀬隼人正様^(正虎)

○將軍家光、上洛の途次箱根山を越えたことを報じる書状。

一五、伊丹康勝書状 竹腰正信宛 (寛永六年カ)七月十一日付 一通(126)

(切紙) 縦一九・六 横五五・三

従大納言^(義直)様成御書被下、」謹而致拝見候、然者」將軍様御違例無御心」元被思召、以御使者被仰」上候、早被為成御本復候」間、御心易可被思召候、」早々御使者被成御進上」一段御機嫌之御事」御座候、委曲松井^(某)主殿助殿可被申上候、此等之趣宜御取成候、恐々」謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永六年カ) 七月十一日

竹腰山城守殿^(正信)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一六、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)八月廿六日付 一通(130)

(切紙) 縦一七・〇 横五〇・五

従 大納言^(義直)様御書致頂」戴、忝奉存候、仍」公方^(家光)様路次中御機」嫌能当地へ被為成、」御着座候儀、目出度被思」召、竹腰^(信忠)出雲守殿を以被為」上候、御前残所無御座」御様子」候、委細者出雲守殿」可被仰上候、此等之趣宜」御取成候、恐惶謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永十一年) 八月廿六日

寺尾左馬助殿^(直政)」人々御中

○上洛した將軍家光が二条城に到着したことを祝う義直の書状に対する返書。

一七、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿五日付 一通(139)

(継紙) 縦一九・五 横一〇五・四

(追而書)已上
従 大納言^(義直)様御書」被成下、謹而拝見」忝奉存候、今度之」為御礼渡辺^(重禮)半藏殿」を以被仰上候、両」上様御前残所無御座」御仕合」候、委細半藏殿」可被申上存候、然者道」中御機嫌能被成御」帰城之旨、目出度奉」存候、不始爾今儀」候へ共、今度別而」御懇志之儀共過分」忝仕合、不浅奉存候、」誠冥加至極」候、御次而も候へ者、此等之」趣、可然様御取成所」仰候、恐々謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永五年)
十月廿五日

成瀬隼人正殿(正虎) 人々御中

○將軍家光が京都から江戸に帰還したことを祝う義直の書状に対する礼状。

一八、伊丹康勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)十一月四日付

一通(140)

(継紙)縦一九・六 横一一〇・二

(追而書)以上

従大納言(義直)様御書被「成下、謹而拝見忝奉」存候、然者將軍(家光)様「西之丸へ御口切ニ被為」成候儀、目出度被思召、「小笠原土佐守方を以」被仰上、御樽・肴被成「御進上候、則酒井雅楽頭(忠世)・同讚岐守被遂披露候処、」御座之間へ被召出、御「機嫌之旨 直ニ」被仰含候、委曲土佐守殿「可為演說候間、此等之趣、」宜預御披露候、恐々謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永六年)
十一月四日

成瀬隼人正殿(正虎) 竹腰山城守殿(正信)

○將軍家光が口切のため江戸城西之丸へ御成したのを祝う義直の書状に対する礼状。

一九、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 十月四日付

一通(162)

(継紙) 縦一八・九 横一〇四・四

「敬公以来来翰」の紹介(二)

従 大納言(義直)様御書「被成下、忝致拝見候、」如御意 上様御灸(家光)「被遊、早速御快然之」御事ニ而、御膳も御快「被 召上之由申来候、」右之通各々被申上「御満足被思召之由、」奉得其意存候、「私儀于今相煩知行」所罷在、御前之「御様子不存候間、」不能其儀候、委曲「御様躰御使者可」申上候、此等之趣、以「御次而可然様被」仰上可被下候、恐惶「謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)」

十月四日

成瀬隼人正殿(正虎)

○將軍家光が灸治後、病氣から回復したことを祝う義直の書状に対する礼状。

二〇、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月廿五日付 一通(163)

(切紙) 縦一八・九 横五六・二

従 大納言(義直)様御書成「被下、忝致拝見候、」然者 公方様頃日少御「煩敷就被為成御座候、以」御使者被仰上之由、奉「得其意存候、御気色」指而之御事ニ而無御座、「遂日被為得御快気候、」委曲御使者可被仰上候、「此等之趣、以御次而可然」様御取成奉頼存候、「恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)」

(寛永十年)
十月廿五日

成瀬隼人正殿(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

二一、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月廿六日付 一通(164)

(継紙) 縦一九・〇 横一〇八・九

従 大納言様御書」被成下、忝致拝見候、「然者 上様去頃之御」不例少

御再発ニ付、「各々以次飛脚御注進」被申上、無御心元被」思食之旨、奉得其」意候、併当御地被成」御参府義者、重而」御注進被申上迄者」御延引被遊之由、御尤」奉存候、御気色弥」御快然之御事ニ而、今程」御機嫌能被成御座候間、「御心易可被思食候、委曲」御様躰御使者可為」演説候、此等之趣、以御」次而可然様御取成奉頼候、「恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

(寛永十年)十月廿六日

成瀬隼人正様

○將軍家光の病氣再発を報じても、義直の江戸出府留保を勧める書状。

二二、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)九月廿二日付 一通(182)

(切紙) 縦一九・一 横五六・六

(追而書)以上

御書忝致拝見候、今度」相国様御本丸へ御成之儀」御珍重被思食、以生駒」因幡方被仰上候、土井利勝」披露之処、則 御前へ」被召出、御念之入候通」御機嫌之御事ニ御座候、「委曲因幡殿可為演説候」此旨宜預御披露候、「恐々謹言

恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

(寛永四年)九月廿二日

竹腰山城守殿

○大御所秀忠が江戸城本丸へ御成したことを祝い義直が使者を派遣した件についての書状。

二三、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)霜月廿日付 一通(184)

(切紙) 縦一七・二 横九五・六

相国様御鷹野」出御被成候ニ付而、可致」御供与被思召、従」大納言様御小袖」忝重拝領仕候、被思」召出、忝仕合無冥」加奉存候、本日廿二日」御泊鷹野可被為」成旨ニ御座候、就中」大納言様御機嫌」能御座候由、目出度」奉存候、御次而之節、「可然様被仰上可」被下候、恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

(寛永四年)霜月廿日

竹腰山城守殿

○大御所秀忠の鷹狩りに供奉するにあたり、義直から小袖を拝領したことに対する礼状。

二四、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月六日付 一通(185)

(切紙) 縦一九・八 横五五・七

(追而書)尚以永信濃守者御暇被」下、知行所へ参候間、不」能加判候、以上御書致拝見候、「大御所様今度御泊」鷹野ニ被成出御候」付而、御機嫌之御様子」被聞召度思召、以園田」七郎左衛門尉方被仰上候、「土井利勝」披露之処、則」御使者 御前へ被」召出、被入御念候趣、不大」形御機嫌共

露之処、則」御使者 御前へ被」召出、被入御念候趣、不大」形御機嫌共

二御座候、「委曲七郎左衛門尉殿可為演」説候、此等之趣、可預「御取成候、恐々謹言

(寛永四年)
十二月六日

井上主計頭「正就(花押)」

竹腰山城守殿

(正信)

○大御所秀忠の鷹狩を祝う義直の使者が秀忠の御目見を得たことを報じる書状。

二五、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月六日付 一通(186)

(切紙) 縦一九・五 横五三・〇

御書拝見仕候、今度^(秀忠)大御所様御泊御鷹野ニ被為成候付而、御機嫌之御様子被聞召度思召、「以御使者被仰上候、御鷹野中御機嫌能、去二日被成、還御候、」先以御小袖一重致拜「領候、誠過分忝奉」存候、先日以懸札御「礼申上候へ共、弥可然候様」御取成所仰候、恐々謹言

井上主計頭「正就(花押)」

(寛永四年)
十二月六日

竹腰山城守殿

(正信)

○大御所秀忠が鷹狩より帰還したことを報じ、義直から贈られた小袖の礼状。

二六、太田資宗書状 寺尾直政宛 九月十一日付 一通(196)

(切紙) 縦一七・五 横五三・七

御書忝致頂戴候、「公方様日光被為成」御社參候付而、御機嫌之「御様子為可被聞召、」大道寺^(直重)玄蕃方以「被仰上候、則」御前江被召出、御機嫌之旨「御直被仰含、仕合残」所無御座候、此旨御次「手之剋、可然之様」御取成所仰候、恐々「謹言

九月十一日

寺尾左馬助殿

(直政)

○將軍家光の日光社参につき、義直の使者が家光の御前に召し出されたことを報じる書状。

二七、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十二年)十二月十五日付 一通(199)

(切紙) 縦一八・二 横五〇・六

從大納言^(義直)様御書「被成下、忝致拜見候、」然者駿府御城火事「出来仕付而、御使者以」被仰上之旨、奉得其「意候、誠早々被為入」御念御事共奉存候、「此旨宜預御取成候、」恐々謹言

太田備中守「資宗(花押)」

(寛永十二年)
十二月十五日

寺尾左馬助殿

(直政)

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

二八、加々爪忠澄書状 竹腰正信宛 (寛永四年)霜月廿五日付 一通(217)

(継紙) 縦一六・七 横九八・五

従 大納言^(義直)様御書」被成下、忝謹而致」^(頂)頭戴候、然者」相国様御泊鷹」野被成 出御付而、「御機嫌之御様子被」聞召度思召、高木外^(吉正)記殿被遣候処、「今日御座之間へ」召、御仕合残所も無御座候間、可安」尊意候、委細」外記殿可為言」上候、恐々謹言

加々爪民部少輔」忠澄(花押)

(寛永四年)
霜月廿五日
竹腰山城守殿」人々御中

○大御所秀忠が、鷹狩より帰還したことを祝す義直の使者を引見したことを伝える書状。

二九、加藤光直他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年)十一月十八日付

一通(219)

(継紙) 縦一九・六 横二一〇・八

(追而書)尚々、年内舟共廻候」様可被仰付候、左様候ハ、」御領内有之舟之員数」目録、先様三人之衆まで」可被成御差越候、以上

来年就江戸御普請、」於伊豆石を割被成、御」上候様にとの御事候、「則石之目録別紙」致進上候、右之段自」御年寄衆具被仰入候、「然者自豆州江戸迄之」海上、従 公儀運賃可」被仰付候、於御分国」百石以上之荷物舟」不残彼地へ被相廻之、「向井将監・石川八左衛門・」今村伝四郎差図次第石積候之様ニ」可被仰付候、恐々」謹言

石川三右衛門」勝政(花押) 佐久間河内守」直勝(花押)

安倍四郎五郎」正之(花押) 加藤遠江守」光直(花押)

(寛永五年)
十一月十八日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中
○来年の江戸城石垣普請のため伊豆石を調達し、百石以上の荷物舟を伊豆に手配するように命じた書状。

三〇、朽木植綱書状 成瀬正虎宛 (寛永十二年)十二月十五日付 一通(248)

(切紙) 縦一九・九 横五三・〇

従 大納言^(義直)様被下」御書、忝致頂戴候、「今度駿府就火事、」公方様御機嫌之御」様子、無御心元被思召」候由、奉得其意候、「我等式迄被仰聞候之段、」過分至極奉存候、右之」趣、御次之刻、御取成所仰候、「恐惶謹言

(寛永十二年)
十二月十五日
朽木民部少輔」植綱(花押)

成瀬隼人正様」人々御中

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

三一、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿九日付 一通(264)

(切紙) 縦一九・九 横五二・三

従 大納言^(義直)様御書、忝」頂戴仕候、如被仰下、「上様少御不食被為成」候へ共、御灸治など被遊、「御膳被召上、打統御機」嫌能被成御座候間、御」心易可被思召候、委細」御使者可為演説、「此等之趣、宜預御取成候、「恐々謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

九月廿九日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

三三、酒井忠行書状 竹腰正信宛 十月朔日付 一通(265)

(切紙) 縦一八・一 横五三・七

(追而書) 以上

從 大納言^(義直)納言様御書、「頂戴仕候、如被仰下候」相国様^(秀忠)弥御機嫌能」被成御座、下々迄加様」之目出度儀不過之奉存候、猶以御膳も」能被召上候旨、御心易」可被思召候、此等之趣、」可預御心得候、恐惶」謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

十月朔日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直に、大御所秀忠の近況を伝える書状。

三三、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)十月二日付

一通(266)

(切紙) 縦一七・四 横五六・九

從 大納言^(義直)様御書、忝」頂戴仕候、如御意」上様^(家光)御灸治被遊、打」続御快御膳被召上、」御機嫌能被成御座候」則昨日御表へ被為成、何も」御目見御座候等、御心安」可被為思召候、此等之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永十年)十月二日

「敬公以来来翰」の紹介(二)

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

三四、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)極月十五日付

(切紙) 縦一七・八 横五二・〇 一通(269)

(追而書) 以上

從 大納言^(義直)様御書、忝」致頂戴候、然者駿河」御城火事出来仕三付、」上様^(家光)御機嫌之御様子、」無御心元被思召、御使」者被為遣之段、乍恐」奉得其意存候、此等」之趣、宜預御取成候、」恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永十二年)極月十五日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

三五、酒井忠世・酒井忠勝・内藤忠重・稲葉正勝書状 竹腰正信宛

(寛永六年)閏二月二日付 一通(276)

(継紙) 縦一九・六 横一一・〇・三

(追而書) 以上
一筆致啓上候、」將軍様從先月廿七日」之晚御熱気差、」御虫気候様ニ御座候処ニ、」自昨朔日之朝御顔ニ」御疱瘡相見へ申候、」御疱瘡之御様子」并御脈躰一段能御」座候之由、醫師衆」何茂被申候、御気色も」残所無御座候而、御心安」可被思召候、就其為」御見廻御使者ニ而も」被進之候儀、

必無用候」旨、被成 御意候間、「可被其御心得候、此」等之趣、宜被仰上候、恐々」謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)「内藤伊賀守」忠重(花押)「

酒井讚岐守」忠勝(花押)「酒井雅楽頭」忠世(花押)「

(寛永六年)
閏二月二日

竹腰山城守殿

○疱瘡に罹った將軍家光の容態を伝え、義直からの見舞いの使者も無用と伝える書状。

三六、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝書状 竹腰山城守(正信)宛

(寛永六年)閏二月八日付

一通(277)

(継紙) 縦一九・七 横一一〇・四

(追而書) 猶以少も御氣遣成」御様子ニ而無御座候、「委細従成瀬隼人正方」

可被申上候

將軍様御煩付而、「以御使者被仰上候、「先書如申上候、御」疱瘡弥被為得」

御験気候之間、「御心易可被思召候、「被人御念、早々被」仰上候之趣、以

御」次可達 上聞候、「此等之通、可然之様」可有御披露候、恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)「土井大炊頭」利勝(花押)「

酒井雅楽頭」忠世(花押)「

(閏)寛永六年
壬二月八日

竹腰山城守殿

○將軍家光の疱瘡が快方に向かっていることを伝える書状。

三七、酒井忠世書状 滝川忠征宛 (寛永六年)閏二月十三日付 一通(278)
(継紙) 縦一九・五 横一一一・五

(追而書) 猶以先書両度」如申上候、路次迄」被成御座候共、御帰候様ニ可

被仰上候、以上

將軍様御疱瘡」為御見廻重而御」使被為進之候、則」達 上聞候之処、「

被人御念候段、「御満足被思召候、「御気色追日弥被成」御快気候間、御心

安」可被思召候、一両日中」御湯可被為懸之由、「醫師衆被申候、「委曲長

野数馬方」可被申上候、此等之」趣宜預御披露候、「恐々謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永六年)
閏二月十三日

滝川豊前守殿

○將軍家光の疱瘡が快方に向かっていることを伝える書状。

三八、酒井忠世・土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

(元和九年)三月七日付

一通(279)

(継紙) 縦一九・六 横一一二・七

(追而書) 尚以相替儀御座候者、「重而可申達候、以上

急度致啓上候、仍」越前宰相殿先日」御母儀御越ニ付而、其」御請何様

ニも」御誕次第ニ御仙千代殿へ国を可被御渡之由ニ候、「然者宰相殿儀、「

上様御座所并越前」近所ニハ如何御座候間、「九州敷、中国・四国」之内へ

参度之旨、御」訴訟ニ付、左様ニ候者、「豊後へ可有御越之旨、「被仰出候、

御病者之事候」間、後日之儀者不存」候へ共、此度之御請之通、「先申達候、

右之段可申」入之間、就 御内意」如此候、此等之趣、可致仰上候、恐々謹言

(元和九年) 三月七日

土井大炊頭「利勝(花押)」酒井雅楽頭「忠世(花押)」

成瀬隼人正殿「竹腰山城守殿」

○松平忠直配流の件につき義直へ通達する書状。

三九、酒井忠世書状 竹腰正信宛 (寛永元年)五月廿一日付 一通(281)

(切紙) 縦一七・九 横五一・九

(追而書)尚々御国之御巢鷓「兒鷓御進上被成、一段御機嫌ニ御座候、委細者横井七右衛門方可被申達候、以上

將軍様へ中納言様々」御巢鷹式巢之内、鷓」五・兒鷓四被成御進上候、「具披露仕候処、不」大方御機嫌被思召、御」内書被為進候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

(寛永元年) 五月廿一日

竹腰山城様

○義直から將軍家光へ献上した御巢鷹の鷓・鷓の子に対する礼状。

四〇、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 五月廿五日付 一通(282)

(継紙) 縦一六・八 横一〇六・五

(追而書)猶々 大納言様・」御前・大膳殿御相談」被成、被仰上可被下候、

「敬公以来来翰」の紹介(二)

以上

従大納言様尊書」被下、忝拜見仕候、「今度御上洛付而、「以竹腰大膳殿被

仰」上、并御鉄炮袋沢」山ニ御進上被成候、則」披露可仕之処、土井「

大炊頭・酒井讚岐守」相談仕候へ、先今」程者御延引被為成候様ニ何茂

存候」間、其段大膳殿へ」具ニ申渡候、委細」口上ニ可被申達候条、「不能

一二候、恐惶」謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

五月廿五日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

○將軍上洛のため鉄炮袋を献上したいとの義直の願いは、ひとまず延引するようにとの幕閣の決定を伝える書状。

四一、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)九月廿五日付

(切紙) 縦一七・六 横五二・一

従大納言様尊」書被成下、忝拜」見仕候、常高院殿御遠行被成、「將軍

様不大形」御愁傷被思召候、「御書面之趣達」上聞候、誠被入御念、早々

被仰□□□可被下候、恐惶謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

(寛永十年) 九月廿五日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

○常高院(既出)逝去につき、義直からの弔意に対する返書。

四二、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)十月二日付

一通(292)

(継紙) 縦一七・三 横一〇五・一

成瀬隼人正様

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

從大納言様尊書」被下、忝拝見仕候、「公方様少御虫氣」心被成御座候付、

四四、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月朔日付 一通(296)

無」御心元被思召、伊奈」左門方を以被仰上候」処、右之御使者、」則

(切紙) 縦一七・八 横五三・六

御前被召出、」被為入御念候通、」一段 御機嫌被」思召候、弥 御機嫌」

残所無御座、如例」御膳被召上候、委細」御使者口上可被申」上候、恐々

(追而書)以上

謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永十年)十月二日

竹腰山城様」成瀬隼人様

恐々謹言

○將軍家光の虫氣を見舞う義直の使者に対する返書。

霜月朔日

四三、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝書状 成瀬正虎宛

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

(寛永十年)十月六日付

一通(293)

(継紙) 縦一九・五 横一一〇・九

○將軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに對する礼状。

(追而書)以上

公方様今度御」不例之儀、無」御心許付而、切々」被差遣使者」御念入候

四五、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)極月十四日付 一通(298)

儀、不」大形御満足被」思召候、依之被遣」御内書候、御」氣色之儀、弥」

御快然御座候間、」御心安可被思召候、」此由可被申上候、」恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)」土井大炊頭」利勝(花押)」

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(追而書)以上

從 大納言様尊」書被成下、忝拝」見仕候、如被仰下候、」駿府火事三付而」

御天守・御殿共焼」申候て、何とも可申」上様無御座候、被為」入御念、早々」^(家光)「公方様御機嫌之」御様子無御心許」被思食、小笠原次郎^(某)右衛門」方を以被仰上候、御」機嫌替儀も無御座候、「委細者御使口上可被申上候間、右之」趣宜預御取成候、「恐々謹言

(寛永十一年) 極月十四日

酒井雅楽頭」忠世(花押)

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

○義直からの、駿府城火事見舞に對する返書。

四六、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月廿五日付

一通(310)

(継紙) 縦一七・六 横一〇二・八

(追而書)以上

從 大納言^(義直)様御書」被下、忝致拜見候、然者」今度御上洛目出」度被思召二付而、竹腰」大膳方^(成方)を以被仰上、「御鉄炮袋千挺之内、「猩々皮五百挺・羅紗」五百挺被成御進上候、「則披露可仕候へ共、当春」被 仰出候ハ、就 御上洛」諸大名進物上ケ候儀、「必無用可仕之旨、堅」被成 御意候、併」大納言様御上ケ被成候儀者、「各別之儀」御座候へ共、「伺公御無用ニ被成可」然奉存之旨、各致相談候間、披露不仕候、如何様」入御念候通与、御次而」を以可達 上聞候、「此等之趣宜預御披」露候、恐々謹言

(寛永十一年) 五月廿五日

酒井讚岐守」忠勝(花押)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

「敬公以来来翰」の紹介(二)

○將軍家光上洛につき義直より鉄炮袋を献上するも、幕閣間で相談のうえ披露しなかつたことを報じる書状。

四七、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月廿日付 一通(323)

(切紙) 縦一七・七 横五二・〇

從大納言^(義直)様御書頂戴」忝致拜見候、然者」將軍様御鷹之鶴」被成御進上候、雅楽頭^(酒井忠世)遂」披露候処、被為入御」念候段、不大形御機嫌被」思召、御内書被成候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

十月廿日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○將軍家光へ、拜領の鷹で捕らえた鶴を義直が進上したことに對する礼状。

四八、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月廿二日付 一通(325)

(切紙) 縦一七・七 横五二・〇

從大納言^(義直)様御書」被下、忝拜見」仕候、然者当夏」從 將軍様被進候」御鷹、頃日撰州」被成御請取、忝」被思召付而、以御」使者被仰上候、則」達 上聞候之処、「被入御念候段、御」機嫌被思召候、「御使者 御前へ」出可申旨、上意候」間、被致登城候様ニ与」様之申入候得共、「御目見之儀堅無」用之由、就被仰付旨、「不被罷出候、此等之」趣、宜預御披露候、「恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

七九

十月廿二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直、將軍家光より鷹を拝領したため返礼の使者を遣わすも、家光の御目見が無かったことを報じる書状。

四九、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十一月二日付 一通(327)

(切紙) 縦一七・五 横五〇・四

従大納言様御書」被下、致拝見候、然者」当年始而御執成候」御鷹之鶴、被成御進上候、「各遂相談披露仕候」処ニ、早々入御念候段、「御機嫌被思召候、就中」御使をも指添被進候旨、「是又達 上聞候、此」等之趣、宜預御披露候、「恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

十一月二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光へ、拝領の鷹で捕らえた鶴を義直が進上したことに對する礼状。

五〇、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(329)

(切紙) 縦一七・五 横五一・四

(追而書)以上

従大納言様御書被下、「致拝見候、然者 公方様^(家光)」御気色被成御本復、「去朔日表へ被為成、弥」御機嫌能被成御座候旨、当御地へ被為付置候仰」為上意申渡候儀、目」出度被思召之由、御尤奉」存候、入御念候御事之趣、「

具達上聞候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々」謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

霜月廿二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に對する返書。

五一、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(330)

(切紙) 縦一七・四 横五一・八

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、致拝見候、然者」於御国留申候鶴之」大鷹一聰被成御進」上候、土井大炊頭被^(利頭)」遂披露候處、御機嫌」被思食候、此等之趣、宜」預御披露候、恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

霜月廿二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光へ義直が献上した大鷹を披露したことを伝える書状。

五二、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)十一月廿二日付

一通(331)

(繼紙) 縦一七・三 横九八・四

従大納言様御書」被下、致拝見候、「然者 公方様御咳」氣早速御本復」被成、去朔日表へ出御被成候儀、目出」度被思食之由、御」最奉存候、就

其〔兼松源兵衛方を以〕被仰上候、土井大炊頭〔利勝〕被遂披露候処、御使御

前へ被召出、御機嫌之旨御直被仰含、一段御仕合能御座候、委曲源兵衛殿可被申達候間、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言

酒井讚岐守 忠勝〔花押〕

〔寛永十二年〕十一月廿二日

竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○將軍家光の咳氣回復を祝う義直の使者が、家光の御目見を受けたことを伝える書状。

五三、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 〔寛永十二年〕十二月十六日付

一通〔332〕

〔切紙〕 縦一七・七 横五一・八

〔追而書〕以上

從大納言様御書被下、致拝見候、如御意從駿府町火事出來仕、御城中へ移悉炎上仕候、依之各迄御使者被仰上候、遂披露候処、御使御前へ被召出、入御念候通御直被仰含候、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言

酒井讚岐守 忠勝〔花押〕

〔寛永十二年〕十二月十六日

竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

五四、酒井忠朝書状 成瀬正虎宛 〔寛永十五年〕六月廿七日付 一通〔342〕

〔敬公以来来翰〕の紹介(二)

〔継紙〕 縦一七・二 横一〇〇・九

從大納言様御書被成下、忝奉拝見候、然者為上使池田帯刀方被進御巢鷹被為拝領、特上意之趣、忝被為思召、各迄渡辺忠右衛門

〔重柳〕

を以被仰達之由、乍恐御尤奉存候、就其私式迄被為入御念被仰下、誠過分冥加至極奉存候、御序之刻、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言

酒井備後守 忠朝〔花押〕

〔寛永十五年〕六月廿七日

成瀬隼人正殿

○上使・池田長賢が献上した巢鷹を義直が拝領した礼状に対する返書。

五五、島田利正書状 成瀬正虎宛 〔寛永六年〕五月八日付 一通〔356〕

〔切紙〕 縦一七・四 横五一・九

將軍様御庖瘡無相違就被成御平癒候、御祝儀被仰上、目出珍重奉存候、就其拙者式銀子二十枚并御小袖三拝領、誠忝仕合共二御座候、

將又湯治仕候儀被聞召、草津へ御飛脚被下、殊預御書冥加至極奉存候、湯も大形相応仕、罷帰候、右之趣、可然様被仰上頼存候、恐々謹言

島田彈正忠 利正〔花押〕

〔寛永六年〕五月八日

成瀬隼人正殿 人々御中

○將軍家光の庖瘡平癒を祝う義直の書状と拝領物に対する返礼、ならびに

草津へ湯治に出かけたことを告げる書状。

五六、茶屋重純書状 尾張大納言御小姓衆 (寛永八年)閏十月十三日付

一通(366)

(継紙) 縦一四・八 横九〇・七

(追而書)尚々於御城毎日「御年寄衆給仕をいたし、」御なふり物ニ被成候よし

一書申上候、「相国様^(秀忠)弥御機嫌能、「夜前御聖一尺ほと長」き御むし下り申候、

其「付て御快御覚被成」之由、御誕ニ而候由ニ候、「將軍様^(家光)被為成一時之

内、「御前ニ被為御座成」御機嫌能御座候付て、「いつも久々々御座被成」

旨、御年寄中被仰候、「青大藏殿も切々御状」進之度と被仰上候共、「子細

者^(成瀬正虎)隼人殿^(森川重俊)一ツ書等候付而、不被仰入」由申候、此通我々も「可申上

候由ニ御座候、森」出羽殿・青大藏殿・永」信濃殿^(永井尚政)、毎日「御前ニ而之

御咄候由ニ」御座候、相替儀無御」座候間、早々申上候、「恐惶謹言

茶屋七右衛門」重純(花押)

(閏)寛永八年
壬十月十三日

進上」大納言様」御小性御披露

○大御所秀忠の虫気が快方に向かっていることを告げる書状。

五七、土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十八日付 一通(372)

(継紙) 縦一七・五 横一〇六・二

大納言様^(義直)御書」忝致拝見候、随而」公方様^(家光)少々御咳氣」之由聞召、無御

心元」被為 思食、以御使者」被仰上候、酒井讚岐守」申談、右之旨披露」

之処、御使者御前へ」被召出、入御念候段、「御機嫌好御座候而、「御直之

御意共御」座候、此等之趣、宜預御」取成候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

霜月十八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳気回復を祝う義直の書状に対する返書。

五八、土井利勝書状 竹腰正信宛 霜月廿一日付 一通(373)

(継紙) 縦一七・七 横一〇六・八

御書忝奉拜」見候、然者 相国様^(秀忠)」初御鷹野被為 成、「被為執候鶴、被

為」進候儀、御満足」之旨、奉得其」意候、依之以于」太田内藏^(正勝)允殿被仰

上候、各申談遂披」露候処、入御念候、「一入御機嫌共」御座候、委細者

御」使者可為演説候、「右之趣、宜預御」披露候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

霜月廿一日

竹腰山城殿^(正信)

○大御所秀忠から拝領した鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに對する

礼状。

五九、土井利勝・井上政就・永井尚政書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

十一月廿一日付

(継紙) 縦一九・七 横一〇八・二

御書致拝見候、今度」御鷹之鶴被進候」儀、御満足ニ思食、「為御礼以太

一通(374)

田内蔵允^(正勝)「方被仰上候、達」上聞候之處、則「御前へ被召出、早々」御念之入候段、不大形御機嫌之御」事候、委曲内蔵丞殿「可為演説候、此旨可」被仰上候、恐々謹言

永井信濃守「尚政(花押)」井上主計頭「政就(花押)」

土井大炊頭「利勝(花押)」

十一月廿一日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を義直が進上したことに對する返書。

六〇、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(375)

(繼紙) 縦一七・四 横一〇五・六

大納言様^(義直)御書「忝致拜見候、隨而」公方様^(家光)御咳気早「速御本復被遊、」

当月朔日より御表「被為成候儀、被為聞」召、御満足思召、兼松^(正榮)源兵衛

方を以被仰上候、「右之旨達 上聞候」処、御使者 御前へ「被召出、重

疊入御」念候段、御機嫌之旨、「御直之上意御座候、」委細者源兵衛方可為「

言上候、此等趣可然様」可預御取成候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

霜月廿二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳気回復を祝う義直の書狀に對する返書。

六一、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)霜月廿三日付

「敬公以来來翰」の紹介(二)

(繼紙) 縦一七・三 横一〇六・九

一通(376)

大納言様^(義直)御書「忝致拜見候、然者」公方様^(家光)御咳気御「本復被遊、当月朔

日」御表へ被為成、御「機嫌好御座候通、」上意之旨、爰元二「被為付置

候岩田長右衛方迄申達候処三、」聞召御満足之由、「御尤奉存候、弥御機嫌」

所残無御座候間、御心易「被為思召候様二可預」御披露候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

(寛永十二年)霜月廿三日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳気回復を祝う義直の書狀に對する返書。

六二、土井利勝・永井尚政・青山幸成・森山重俊書狀 竹腰正信・成瀬

正虎宛 (寛永八年)七月十四日付

一通(405)

(繼紙) 縦一九・六 横一一〇・三

(追而書)尚々すきくと御本復「之御事候間、少も御氣遣二不」被思召様被

仰上候、將又「熨斗蛇一箱御進上、歷」上覽候之處、是又御機嫌「御

座候、以上

御書致拜見候、今度」將軍様^(家光)御不例之儀、「無御心元思召、以渡辺」二郎

三郎方被仰上候、右之「趣達 上聽候之處、」則 御前へ被召出、先々「

御念之入候、御機嫌」御座候、御気色之儀、「はやすきと被成御」本復候

之間、御心安可「被思食候、委曲二郎三郎可為演説候、此段」宜被仰上候、

恐々」謹言

森川出羽守「重俊(花押)」青山大藏少輔「幸成(花押)」

永井信濃守「尚政(花押)」土井大炊頭「利勝(花押)」

(寛永八年)
七月十四日

竹腰山城守殿(正信)成瀬隼人正殿(正虎)

○將軍家光の病氣見舞に對し、家光の病状は快方に向かつてゐることを告げる返書。

六三、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)九月十三日付

(継紙) 縦一七九 横一〇七・五

一通(415)

(追而書)猶々忝仕合申上も疎「奉存候、可然様ニ御取成」奉仰候、以上
從 大納言様(義直)以紳「原甚兵衛殿被成下、御」書忝奉拜見候、然者(家光)向
御所様拙「宅へ御成、御機嫌」能御座候通、達御「耳御珍重之旨被仰」下、
殊更御樽式荷・御肴三種・串海鼠・「円蛇鬚斗拝領、誠以」重畳忝仕合申
上も「疎奉存候、内々最前之」御使者之乍御礼、「各迄以使者成共可」申
上と存候得共、結句推察与奉存致、延「慮候処、再三加様ニ被」為人御念
候御事、過分「至極左右可申上様も」無御座候、私之心中「御推量候而、
可然様ニ」御取成所仰候、恐惶謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

(寛永六年)
九月十三日

竹腰山城殿(正信)成瀬隼人殿(正虎)

○將軍家光・大御所秀忠が土井利勝邸に御成したことを祝う義直の書狀に對する返書。

六四、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月十六日付 一通(423)

(切紙) 縦一九・八 横五五・四

御拝領之御鷹取申「付而、鶴被成御進上候、一歴 上覽候之処、則」被進
御内書候、每「事種々被為人御念」之段、不大形御機嫌之「御事候、此旨
宜預御」披露候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

十月十六日
竹腰山城守殿(正信)成瀬隼人正殿(正虎)

○將軍家光下賜の鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに對する礼狀。

(続く)

(徳川美術館 學藝員)

〔修理報告〕

国宝 初音蒔絵書棚 二基・胡蝶蒔絵書棚 一基の修理について

吉川美穂

はじめに

- 一 書棚三基の概要と修理前の状況
 - 二 修理方針
 - 三 初音書棚Aの修理
 - 四 初音書棚Bの修理
 - 五 胡蝶書棚の修理
 - 六 書棚三基の調整
 - 七 修理による新発見
- おわりに

はじめに

二十九年(二〇一七)から令和四年度(二〇二二)まで六か年度にわたり、国と愛知県よりの補助金に加え、住友財団の「文化財助成・修復事業助成」の補助を受けて実施した。六件のうち、「初音蒔絵見台」二基と「初音蒔絵旅香具箱」一式は、目白漆芸文化財研究所で行い、令和二年三月に修理が完了した。残る三件の「初音蒔絵書棚」二基・「胡蝶蒔絵書棚」一基は、大西漆芸修復スタジオ(代表 大西智洋氏 於九州国立博物館内文化財保存修復施設6 漆工室および修復施設4)で行い、平成二十九年十一月に着工、令和五年三月に完了した。本稿では、「初音蒔絵書棚」二基・「胡蝶蒔絵書棚」一基の修理について、同スタジオによる詳細な修理報告書に基づき、以下に報告する。

一 書棚三基の概要と修理前の状況

徳川美術館に所蔵される国宝「婚礼調度類(徳川光友夫人千代姫所用)」計

七十件のうち、「初音蒔絵見台」二基と「初音蒔絵旅香具箱」一式、「初音蒔絵書棚」二基、「胡蝶蒔絵書棚」一基の計六件の修理施工を、平成

「国宝」婚礼調度類(徳川光友夫人千代姫所用)」計七十件は、寛永十六年(一六三九)三代将軍徳川家光の長女千代姫(一六三七～九八)が尾張徳川家初

代義直の嫡子光義（一六二五～一七〇〇）のち光友、尾張徳川家二代）に嫁いだ際の婚礼調度で、「初音の調度」の名で親しまれている。「婚礼調度類」の内訳は、『源氏物語』第二十三帖「初音」に題材をとり、六条院の正月の情景をあらわしたなかに「年月をまつにひかれてふる人にけふ鶯の初音さかせよ」の和歌を筆手で散らした「初音蒔絵調度」四十七件、同じく第二十四帖「胡蝶」に基づき六条院の春の船楽をあらわした「胡蝶蒔絵調度」十件、その他の意匠の蒔絵調度や染織品、刀剣等十三件の計七十件で、平成八年に一括して国宝に指定された。このうち「初音蒔絵調度」および「胡蝶蒔絵調度」などの蒔絵調度は、室町幕府から江戸幕府に至るまでの政権に蒔絵師として仕えた幸阿弥家の十代長重（一五九九～一六五二）が手がけたことが史料から判明している。⁽²⁾精緻な文学的意匠もさることながら、総体梨子地仕上げで、高度な技術を要する高蒔絵や研出蒔絵に平蒔絵・切金・付描など様々な蒔絵技法が駆使されており、漆工史上、最高峰の蒔絵技術を示す名品として高く評価されている。

寛永十六年に千代姫が数え三歳で持参した婚礼調度は、千代姫の生前から、初音の輿・挟箱などが高須松平家に分譲され、元禄十一年（一六九八）十二月十日に千代姫が六十二歳で逝去した際にも、遺品の一部が將軍家や尾張徳川家をはじめとする親族に贈られた。⁽⁴⁾しかし、その他は「靈仙院様御道具」として十釣（棹）の長持などにまとめられ、江戸から国許の尾張に移送された。⁽⁵⁾翌十二年五月十七日に名古屋に到着した遺品は、間もなく名古屋城内と尾張徳川家の菩提寺である建中寺（現・名古屋市中区）の宝蔵に納められたとみられる。このうち建中寺宝蔵に納められた遺品は、同十四年六月二十九日の奥書がある『靈仙院様御道具目録』（徳川美術館蔵）および江戸時代中期の『建中寺靈仙院道具目録』（徳川美術館蔵）から七十件あまりの

品目が判明する。⁽⁶⁾これらは明治六年（一八七三）に、建中寺から尾張徳川家に返還され、両目録に記載された品々のほぼすべてが国宝「婚礼調度類」として徳川美術館に現存していることが確認される。

千代姫の死後から明治時代初期まで厳格に保管された「初音蒔絵調度」「胡蝶蒔絵調度」などの蒔絵の漆工品は、今もなお漆特有の艶やかな器面の美しさがあり、同時代の伝存の漆工品と比較しても、格段に良好な保存状態を保っているように見える。しかし、子細に見ると、千代姫在世時の使用痕と思われる箇所や、江戸時代もしくは近代とみられる修理箇所がある。四百年近く歳月を経たことによる漆塗膜の劣化や汚れ、さらには木地収縮に伴って構造に弛みが生じ、亀裂や周辺塗膜の剥離・剥落が生じている箇所がある。とりわけ、「初音蒔絵書棚」二基・「胡蝶蒔絵書棚」一基は、漆の塗膜の劣化や、木地の収縮によって亀裂や段差が生じ、塗膜が剥離するなど危険な状態にあり、早急に修理を行う必要があった。

ここでは、まず作品の概要と修理前の状況を、書棚ごとに述べておく。なお、「初音蒔絵書棚」二件は同名で、棚囲いの意匠の違いにより、「七宝繫」「龍膽七宝繫」と区別できるものの、表記が煩雑となるため、胡蝶蒔絵書棚も含め、後述のとおり略称を用いた。

1、初音蒔絵書棚（七宝繫） 一基（以下、「初音書棚A」と略称する。挿図1） 作品の概要

所蔵番号 初音調度56
法量 高一〇・九種 幅九二・二種 奥行四六・一種

天板があり、向かって左に棚板二枚（上段・下段）、右に棚板一枚（中段）、下部に地袋を設けて、引き戸の扉二枚が付く。棚板にはそれぞれ七宝繫を



挿図1 初音書棚A

あらわした囲いが付く。柱は花菱七宝繫文に葵紋を蒔絵であらわす。波に梅の折枝、葵紋を置いた銀製の隅金具が付く(挿図18)。天板には簀子に鬘籠と結び文を付けた鶯と松の作り物を置いた春の御殿と、松が生え、梅の花が咲く池苑を蒔絵であらわし、明石の君が詠んだ和歌のうち「とし・月・を・に・ひ・かれ・て」の葦手文字を散らす。棚板中段には、室内に火取香炉、茵しよぬに琴を置いた明石の君の冬の御殿であらわしたなかに「ふる・人・に」、上段には松に鶯、池苑をあらかわしたなかに「け・ふ・乃」、下段には池苑のなかに「初音・きか・せよ」の葦手文字を散らして、和歌一首をあらかわす。地袋天板には天板と同じ春の御殿を再びあらわし「年月・を・に」、地袋は池苑をパノラマのように連続させたなかに、時計回りで扉に「ひ・か・れ・て・ふる・人・に」、左側面に「けふの」、背面に「初音・き」、右側面に「か・せよ」と葦手文字を散らす。また各面に葵紋を

国宝 初音蒔絵書棚二基・胡蝶蒔絵書棚一基の修理について

数個ずつ置く。

修理前の状況

- ・汚れ
 - 地袋内や棚板など全体に汚れが付着していた。
- ・木地構造の弛み、亀裂
 - 経年の木地収縮に伴い、木地接合部から弛みが生じ各所に亀裂が生じていた。その結果、構造上不安定な状態となり、亀裂、周辺塗膜の剥離・剥落が生じていた。特に、棚板上段(図1)と地袋内の敷居からかまらじ框座・脚周りにかけての木地構造に大きな損傷が見られた(図3)。敷居がずれたことで、地袋の扉が完全に閉まらなくなっていた。
- ・塗膜剥離
 - 亀裂箇所や打損箇所周辺塗膜で、剥離・剥落が生じていた。
- ・欠損
 - 打損や木地接合部の弛みに伴い、欠損が見られた。
- ・擦れ
 - 扉や敷居で擦れが見られ、下地が露出していた。
- ・隅金具の浮き
 - 木地収縮に伴い、地袋正面の隅金具の先が接地面からわずかに離れてしまっていた。
- ・収納箱
 - 書棚を納める外箱の内貼紙が剥がれていた。



挿図2 初音書棚B

2、初音時絵書棚(龍膽七宝繋) 一基(以下、「初音書棚B」と略称する。挿図2) 作品の概要

所蔵番号 初音調度58

法量 高一・一・五 幅九二・三 奥行四六・二

初音書棚Aと同様、天板があり、左に棚板二枚(上段・下段)、右に棚板一枚(中段)、下部に地袋を設けて、引き戸の扉二枚が付く形式で、隅金具は材質・意匠ともに同じ(挿図19)だが、棚板の囲いは龍膽七宝繋の意匠である。柱は花菱七宝繋文を時絵であらわすが、初音書棚Aと異なり、葵紋は付かない。天板に春の御殿、棚板中段に冬の御殿、地袋天板に春の御殿、地袋左側面に冬の御殿をあらわし、「年月の…」の和歌の葦手文字を二回繰り返して散らす。また各面に葵紋を数個ずつ置く。書棚三基のうち、初音書棚Bだけに、梅の花の表現に珊瑚が用いられている。また、葦

手文字も磨き上げられたようで、ひととき輝いている。

修理前の状況

・汚れ

全体に汚れがあることに加え、高時絵の周囲に汚れが付着していた。

これは一基目の初音書棚Aの修理では見られなかった汚れである(図5)。

・漆塗膜の劣化

部分的に梨子地漆塗膜の劣化が進行し、艶が失われていた。

・木地構造の弛み、亀裂

経年の木地収縮に伴い、木地接合部から弛みが生じ各所に亀裂が生じていた。その結果、構造上不安定な状態となり、周辺塗膜の剥離・剥落が生じていた。特に、棚板下段(図7)と地袋の敷居から框座・脚周りにかけての木地構造(図9)に大きな損傷が見られた。地袋内から観察をすると背板にも亀裂が生じ、表面まで亀裂が生じている可能性があった。

・塗膜剥離

亀裂箇所や打損箇所の周辺塗膜で、剥離・剥落が生じていた。

・欠損

打損や木地接合部の弛みに伴い、欠損が見られた。

・扉の擦れ、割れ

扉と敷居で擦れが見られ、下地が露出していた。また、扉に反りが生じ、割損が見られた。敷居で目違いが生じていることから、扉を完全に閉めるのが困難であった。

・隅金具の浮き

木地収縮に伴い、正面左下の隅金具の先が接地面から離れてしまつて

いた(図9)。

木地の亀裂箇所周辺の塗膜が剥落し、隅金具の裏で留まっていた。

・外箱

棚を納める外箱の扉で、木地の接合部に隙間が生じていた。

3、胡蝶蒔絵書棚 一基(以下、「胡蝶書棚」と略称する。挿図3)

作品の概要

所蔵番号 初音調度57

法量 高一・二種 幅九一・二種 奥行四五・五種

初音書棚A・Bと同様、天板があり、左に棚板二枚(上段・下段)、右に棚板一枚(中段)、下部に地袋を設けて、引き戸の扉二枚が付く形式である。柱は七宝繫文が蒔絵であらわされるが、初音書棚Aと異なり、葵紋は付かない。



挿図3 胡蝶書棚

国宝 初音蒔絵書棚二基・胡蝶蒔絵書棚一基の修理について

い。隅金具は銀製で、波に桜の折枝をあらわし、葵紋が付く(挿図20)。棚囲

いは透かしの部分が大きい七宝繫の意匠である。春爛漫、桜・山吹が咲き、水鳥が遊ぶ池苑を蒔絵であらわし、天板や各棚板、地袋の天板と扉・三側面のすべての器面に龍頭鷯首の船を配して、六条院の船楽をあらわす。

修理前の状況

・汚れ

全体に汚れが付着していた。

・漆塗膜の劣化

部分的に梨子地漆塗膜の劣化が進行し、艶が失われていた。

・木地構造の弛み、亀裂

経年の木地収縮に伴い、木地接合部から弛みが生じ各所に亀裂が生じていた。その結果、構造上不安定な状態となり、周辺塗膜の剥離・剥落が生じていた。特に、棚板中段(図11・13)・棚板下段、柱の付け根周りや囲いとの接合部(図15)、地袋の敷居から框座、脚周りの木地構造に大きな損傷が見られた(図17)。天板と支柱の接合部が外れた状態であった(図19)。

・塗膜剥離

亀裂箇所や打損箇所周辺塗膜で、剥離・剥落が生じていた(図11・13)。地袋の扉でも亀裂や塗膜剥離が多く見られた。

・欠損

打損や木地接合部の弛みに伴い、欠損が見られた。

・隅金具の浮き

木地収縮に伴い、正面左下の隅金具の先が接地面から離れてしまっていた(図17)。

・その他

金貝の欠失が見られた。また、過去の修理で金貝が復元されている箇所や棚板上段、地袋内に亀裂箇所^{はひ}の補修が確認された。

・外箱

棚を納める外箱の扉で、木地の接合部に隙間が生じていた。

書棚三基の所見

書棚三基は、いずれも天板、棚板三枚が付き、下部に引き戸扉二枚が付いた地袋が設けられ、底部には畳擦が付く形態である。現状での各部材の寸法ともにほぼ同じといえる(表1)。製作時期と伝来を同じくするが、損傷の程度には違いがあった。汚れや擦れ・欠損、木地収縮に伴う木地構造の弛みや隅金具の浮き、塗膜剥離が共通して見られた一方で、損傷や汚れは一様ではなく、初音書棚A・初音書棚B・胡蝶書棚の順で、損傷の数が多くなり、また損傷程度にも大きな差が確認された。

とりわけ初音書棚Bは、近代以降の意図的な古色付けと考えられる灰色の汚れが全体に付着し、特に高時絵や珊瑚の周辺に顕著であった。また胡蝶書棚は、棚板の亀裂と端嵌^{はしほめ}からの亀裂が多数あり、絵柄にかかる箇所^{箇所}の塗膜の剥離が著しかった。さらに過去に修理された箇所^{箇所}の漆の色味の違いが目立ち、美観を損ねていた。

二 修理方針

①事前調査

指定文化財漆工芸品保存修理の理念に則り、文化庁の指導のもと、現状

保存修理を原則とした。修理に際しては、目視による観察やX線CT・透過線撮影など十分に事前調査を行い、傷みの現状を確認した。

②修理工程の決定

修理に先立ち開催された修理方針検討会では、文化庁・多比羅菜美子氏、目白漆芸文化財研究所・室瀬和美氏(重要無形文化財「蒔絵」保持者)・室瀬智弥氏、漆芸家・松本達弥氏、北村工房・北村繁氏、九州国立博物館・川畑憲子氏、徳川美術館・四辻秀紀が参加し、書棚三基とX線CT・透過X線画像の確認を行った。

また、大西漆芸修復スタジオが所在する九州国立博物館内の文化財保存修復施設6(漆工室)には、書棚が入る大きさの漆風呂がなかったため、大型の漆風呂が新設された。書棚三基は、それぞれ損傷程度が異なるため、損傷が比較的軽微な初音書棚Aから、初音書棚B、胡蝶書棚の順で一基ずつ修理することとし、最終的に三基の仕上がりを合わせるための調整期間を設けた。一基ずつ修理する際、残りの二基は九州国立博物館内の収蔵庫内で適切に保管した。最終年度は三基の調整のため、これらを並べて修理が行うことのできる広い修復施設4へと場所を移した。

③情報共有

先述したように、目白漆芸文化財研究所と大西漆芸修復スタジオとで平行して修理作業を進めたため、旅香具箱と見台二基の修理を施工した目白漆芸文化財研究所と作業工程や材料等の情報共有を行った。さらに修理方針の確認やその他の調度品との仕上がり^{仕上がり}を合わせるために、室瀬和美氏を作業監督者として選任した。書棚が大型のため、要所で松本達弥氏と目白漆芸文化財研究所・鷺野谷一平氏が作業を補助した。修理中に発生する問題や新しい事態が発生し、修理方針を変更する際には、文化庁・大西漆芸

表1 法量比較

(単位はmm)

計測箇所	初音書棚 A	初音書棚 B	胡蝶書棚
総高	1109	1115	1112
棚板上段高	881	888	881
棚板中段高	685	690	683
棚板下段高	541	544	540
地袋天板高	344	346	343
地袋底板高	70	70	70
天板幅(隅金具)	920	921	921
天板幅(木地)	916	917	916
天板奥(隅金具)	461	461	461
天板奥(木地)	456	456	456
天板厚(木地)	17	19	19
棚板上段幅(隅金具)	485	488	485
棚板上段幅(木地)	481	484	480
棚板上段奥(隅金具)	460	457	461
棚板上段奥(木地)	456	453	456
棚板上段厚	16	16	16
棚板中段幅(隅金具)	485	484	489
棚板中段幅(木地)	481	480	485
棚板中段奥(隅金具)	461	461	458
棚板中段奥(木地)	456	456	453
棚板中段厚	16	16	16
棚板下段幅(隅金具)	484	484	488
棚板下段幅(木地)	480	480	484
棚板下段奥(隅金具)	460	461	458
棚板下段奥(木地)	456	457	453
棚板下段厚	16	16	16
地袋天板幅(隅金具)	919	920	921
地袋天板幅(木地)	915	916	916
地袋天板奥(隅金具)	460	461	460
地袋天板奥(木地)	456	457	456
地袋天板厚	17	17	17
地袋底板幅(隅金具)	922	922	922
地袋底板幅(木地)	917	917	917
地袋底板奥(隅金具)	461	461	461
地袋底板奥(木地)	456	456	456
地袋底板厚	17	17	17
畳擦幅(隅金具)	928	929	928
畳擦幅(木地)	923	923	923
畳擦奥(隅金具)	466	469	467
畳擦奥(木地)	461	464	461
畳擦厚	20	20	20.5
支柱幅	24.5	25.5	26
支柱奥	24.5	25.5	26
支柱高(天板 - 棚板上段)	211	214	211

支柱高(棚板上段-棚板下段)	323	324	324
支柱高(棚板下段-地袋天板)	180	182	180
海老束(棚板上段-棚板中段)	180	181	180
海老束(棚板中段-棚板下段)	125	129	127
海老束(棚板下段-地袋天板)	180	180	181
支柱高(天板-棚板中段)	410	410	410
支柱高(棚板中段-地袋天板)	323	325	324
脚高(地袋底板-畳擦)	33	32	32
脚の幅・奥(畳擦面)	38×38	38×38	38×38
棚囲い高	(金具まで) 46	45	46
棚囲い厚	(本体) 7	8	8
	(金具) 8		
扉幅	435	434	433
扉高	257	258	253
扉厚	10	8	9
木地のやせ	(畳擦正面) 1弱	(地袋底板) 1.5	(棚板中段、下段、地袋底板) 2

修復スタジオ・徳川美術館の三者に加え、室瀬・松本両氏と十分に協議しながら対応した。

④修理報告書の作成

施工の際には、写真撮影を伴った修理の記録を取り、修理後と比較できるようにした。修理終了後には報告書を作成し、徳川美術館に提出することとした。

三 初音書棚Aの修理

初音書棚Aの保存修理は、平成二十九年十一月三十日より同三十一年三月二十二日まで、九州国立博物館内文化財保存修復施設6(漆工室)において行われた。

修理工程

修理作業は以下の工程で行った。

①作業台の製作

作業台を製作し、安全に調査・修理作業を行える準備を整えた。

②作業監督と打ち合わせ

修理方針検討会では、X線CT(挿図4)^⑦・透過X線調査(挿図5)による事前調査で判明した内容と現状の作品を見比べ、改めて修理処置箇所と処置内容を検討した。

③修理前写真撮影・記録

修理前に写真撮影を行い、現状を記録した。

④一次クリーニング

クリーニング作業では、漆塗膜に傷が入らないように柔らかい毛棒で塵や汚れを払い落とし（挿図6）。漆塗膜に付着しているカビ汚れは、柔らかい木綿布と綿棒に極少量の水分を含ませ、少しずつ拭きとりながら除去作業を行った。表面の白色化したカビ汚れは可能な限り除去を行ったが、



挿図6 クリーニング



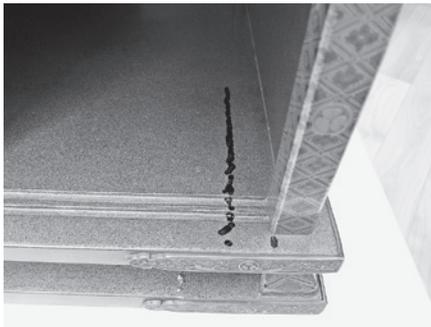
挿図7 天板 梨子地部の漆固め



挿図4 X線CT調査風景(九州国立博物館内)



挿図5 透過X線調査風景(九州国立博物館内)



挿図8 木地構造接合部、亀裂箇所に麦漆含浸



挿図9 刻苧充填

- ⑥ 金貝の膠接着
剥離した金貝は膠で接着を行った。
- ⑦ 構造安定処置

た。

⑤ 漆固め
梨子地漆塗膜は、経年の劣化により本来の艶を失っている状態にあったため、漆塗膜を強化する目的とあわせて、透漆を溶剤で希釈して塗布、その後拭き取り、乾燥固化させる漆固めを行って塗膜の強化を図った（挿図7）。なお、事前に梨子地漆と素黒目漆で調整をした透きと乾燥固化が良い漆を調整し、目立たない箇所に漆固めのテストを実施した。結果は色調や乾燥固化も問題なく、クリーニングの目途がつき次第、漆固めを実施した。

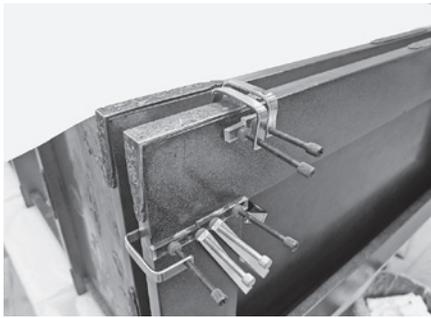
木地構造接合部からの亀裂に対し、麦漆⁽⁸⁾を溶剤で希釈して含浸させ構造安定処置を行った(挿図8)。また、周辺塗膜の浮きに対しても同時に塗膜下に麦漆を含浸させて圧着固定し、塗膜の安定処置を行った。刻苧⁽⁹⁾が入らない狭い亀裂には、充填接着用に調合した麦漆を含浸させて接着安定処置を行った。

⑧ 刻苧充填

棚板の亀裂箇所刻苧を充填した(挿図9)。その際に、目違いが生じないようにクランプで挟み込み、固定した上で充填作業を行った。

⑨ 底裏および棚板裏の処置(クリーニング・構造安定処置・塗膜接着・刻苧充填・下地付け・仕上げ作業)

書棚を寝かせて損傷箇所を確認した上で、底裏のクリーニング、木地構造接合部の構造安定処置を実施した。木地構造接合部の亀裂箇所より麦漆を含浸させ、クランプで圧着固定した(挿図10)。亀裂・打損箇所周辺の漆塗膜を圧着する際、飛び出た漆塗膜は、わずかに切除し平滑にした上で接



挿図10 底裏の木地構造接合部 麦漆の含浸後、クランプで圧着固定



挿図11 刻苧箇所に漆下地付け作業

着した。亀裂箇所の麦漆固化後、亀裂の隙間に刻苧を充填し、漆下地⁽¹⁰⁾を付け、仕上げ作業を行った。同様に、棚板裏の亀裂に対し、麦漆の含浸・刻苧の充填、漆下地付けをし、仕上げ作業を実施した。

⑩ 漆下地付け・仕上げ

底裏と棚板裏の処置が完了したところで、書棚を元のように立たせた上で全体の仕上げ作業を実施した。

打損箇所とその周辺塗膜、亀裂箇所に麦漆を含浸させ、麦漆固化後、亀裂の隙間に刻苧の充填と漆下地付けをし、塗膜の接着安定処置を行った(挿図11)。

⑪ 外箱の修繕

外箱の埃を払い、柔らかい木綿布で水拭きを実施した。剥がれていた内貼紙は糊で接着を行った。

⑫ 修理後写真撮影・記録

⑬ 作業監督・点検・検討会

⑭ 報告書作成

修理による所見

X線CT・透過X線調査では、木地構造内部の損傷については表面に現れている亀裂等の損傷と一致し、特に内部構造で甚大な損傷が生じていないことがわかった。なお、書棚の柱が心材を通した二重構造であることが確認され、製作技法として興味深い構造であることが判明した(詳細は七章にて後述する)。

過去に修理は行われていないようである。棚板において、梅の枝に赤い印が付けられているが、後補ではなく製作当初の目印の可能性が考えられ

る。

剥落塗膜や金貝をデジタルマイクロスコップで調査した。金貝についてはクリーニング時に剥落したものを、調査後に元の位置に膠で接着をした。

四 初音書棚Bの修理

初音書棚Bの保存修理は、平成三十一年四月十五日より令和二年十月二十二日まで九州国立博物館内文化財保存修復施設6(漆工室)において行われた。

修理工程

修理工程は、先に施工した初音書棚Aと共通する部分も多いため、重複する作業の詳細は割愛し、異なる作業内容について以下に述べる。

- ①作業監督と打ち合わせ
- ②事前調査・作業準備
- ③修理前写真撮影・記録
- ④一次クリーニング

漆塗膜の塵や汚れ、漆塗膜に付着したカビ汚れ、棚囲いの埃の除去作業を、初音書棚Aと同様に行った。初音書棚Bには、過去に意図的に付けられたと考えられる灰色の汚れが全面に確認され、とくに蒔絵や珊瑚の際に多く付着していた。固く付着しているため、作品に傷が入らないように慎重に除去を行った。汚れが溜まり固まっている箇所には、水分を与えたのちヘラで崩してから綿棒などで除去を行った。



挿図12 取り外した隅金具

⑦構造安定処置

木地構造接合部からの亀裂箇所は、充填接着用の麦漆を溶剤で希釈して含浸させ、構造の安定処置を行った。棚の割れや地袋内の隙間が大きな箇所には、麦漆に木粉等を加えた充填用の接着剤を使用して構造安定処置を行った。

⑧底裏と棚板裏の処置(クリーニング・構造安定処置・塗膜接着・刻字充填・下地付け・仕上げ作業)

書棚を寝かせ、底裏の修理処置を実施した。底裏のクリーニング後、木地構造接合部からの亀裂箇所に対し、麦漆を溶剤で希釈して含浸させ構造安定処置を行った。亀裂箇所や打損部周辺の剥離塗膜は、塗膜接着用に調合した麦漆を使用して接着安定処置を行った。欠損部に刻字を充填し形体を復元し、黒色の漆下地をつけて表面を平滑にして仕上げた。

寝かせた状態で作業がしやすい地袋内・框部・棚板裏・扉などの亀裂箇所も、構造安定処置や塗膜接着作業など底裏同様の修理処置を実施した。

⑤金貝・珊瑚の膠接着

④のクリーニングを行いながら、金貝の浮きや珊瑚の取れた箇所に対し、その都度、膠で接着安定処置を行った。

⑥正面左の隅金具の取り外し・歪みの調整

慎重に隅金具を取り外し(挿図12)、隅金具の側面側の変形を修繕した。隅金具の隙間に引っかかっていた剥落片は、調査後に元の位置に接着を行った。

⑨ 天板と支柱の接着

書棚を寝かせた際、天板と支柱の接合部四箇所のうち三箇所を外れていることがわかった。元の状態に立たせてから、外れている箇所を麦漆で再接着を行った。

⑩ 塗膜接着

木地構造の亀裂部や欠損部周辺の塗膜が剥離しているため、塗膜接着用に調合した麦漆で接着を行った。地袋内の左右亀裂箇所で塗膜が浮いた箇所については、木地収縮によって現状では塗膜を元の位置に収めることができないため、わずかではあるが塗膜と下地を削って収めた。

⑪ 刻苧充填

欠損部に刻苧の充填を行い、形体の復元を行った。

⑫ 漆下地付け

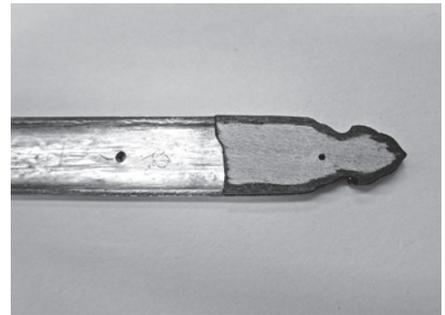
刻苧箇所にて漆下地を付けて表面の肌を整えた。欠損部と周辺漆塗膜との段差を緩和し触手による剥落を防止するため、塗膜際に極少量の漆下地を付けた。

⑬ 漆固め

地袋の扉・敷居・鴨居の擦れた箇所に対し、漆固めを実施した。また、敷居は木地まで露出して擦れが目立っていたため、木地部分は再度黒漆で漆固めを行い、色調が黒くなるように調整した。

⑭ 正面左下の隅金具の取り付け

釘は折れずに取り外すことができたため、釘穴を埋めたのちに釘を再利用して隅金具を打ち止めた。木地収縮で隅金具先にできた隙間に合わせて木の薄材を作製した(挿図13)。薄材は黒漆(生漆と硝煙)を塗って色合わせをし、隅金具とともに釘だけで固定して取り付け、梱包時や触手によって



挿図13 加工した木片

に劣化が進行していたため三回の漆固めを実施し、棚板は二回、扉と立ち面は一回の漆固めを実施して、艶の回復と全体の質感を統一させるように処置した。

⑰ 漆下地付け・仕上げ

⑱ 扉の開閉調整

地袋の左扉の開閉の動きを改善するため、鴨居と扉上部の擦れている箇所を確認し、黒名倉砥石による最小限の研ぎ落としを実施した。チタニウムホワイトを水で溶いたものを塗布して鴨居との接触部分を確認し、擦れる後補箇所を砥石で少しずつ研ぎ落とした。

⑲ 外箱の修繕

クリーニングでは埃を払い、水拭きを実施した。カビ汚れが目立つ箇所は、アルコールを使用して除去を行った。

箱内の下部で、車輪付きの受け台が当たって内貼紙が剥がれていたため、糊で接着を行った。また、受け台の車輪と側面が当たり木地が露出し

引っかからないように対処した。

⑮ 二次クリーニング

一次クリーニングで全体の汚れを除去した後、珊瑚や高時絵の際に意図的に付けられたと思われる汚れに対し、再度可能な限り除去を行った。

⑯ 劣化した梨子地漆塗膜の漆固め

クリーニング後、天板・棚板・扉・立ち面の梨子地漆塗膜で、劣化が目立つ箇所に漆固めを実施した。天板は特

ている箇所は、漆固めを実施して木の粉が落ちないように補強を行った。

扉の割れ部分には檜の薄材を入れ、麦漆で接着を行った。檜部分は漆固めを行い、外箱の色調に合わせた。

⑳ 修理後写真撮影・記録

㉑ 作業監督・点検・検討会

㉒ 報告書作成

修理による所見

X線CT・透過X線調査では初音書棚Aと同様、木地構造内部の損傷については表面に現れている亀裂等の損傷と一致し、特に内部構造で甚大な損傷が生じていないことがわかった。また、柱構造も心材を通した二重構造であることが確認された(詳細は七章で後述する)。

灰色の汚れが全面に見られ、蒔絵や珊瑚の際に多く付着していたが、これは古色を意図的に付けたと考えられる。粒子が細かく、漆下地で使用されるような下地材料と思われるが、幸いに漆と混合していなかったようである。隅に溜まっていた汚れは水拭きである程度除去ができた。しかし、蒔絵部分の上に薄く付着している汚れは水拭きでの除去は困難であり、完全に取り除くことはできなかった。

梨子地漆塗膜のうち天板の劣化が著しく、過去に外箱から出され、光に当たるとような環境下で長期間管理されていたことが考えられる。

扉の開閉に支障があり、扉の擦れていた箇所は、裏面の後補修理箇所が盛り上がっていたことが一因であった。また、後補箇所の木地に割れが生じており、扉を取り外す際に負荷がかかり割れたと思われる。そのため、開閉の動きと共に取り外す際にも鴨居との接点で負荷がかかる箇所を把握

する必要があった。扉を取り外す位置の目安として、左扉は支柱から十五種離れたところから取り外し、右扉は支柱から四種離れたところが大きな負荷がかからず出し入れすることが可能なため、今後はこの位置で取り外しを行うことが望ましい。

正面左下の隅金具の隙間に引っかけかかっていた塗膜片は、デジタルマイクロスコopで調査を行った上で元の位置に接着した。塗膜片の裏面からは繊維や黒色の塊、布貼りが確認された(図21～26)。

過去の修理で、底裏の打損部に対して白色系の下地が施されていたことが判明した。下地が固いことから、漆以外の合成樹脂かと思われる。除去作業を行うには刃物を使用した物理的な除去が必要で、漆塗膜を傷付けてしまう可能性が高い。検討会では、取り除かなくても底裏で見える箇所ではなく、変質して作品に影響を与えるような材料ではないと考えられることから、無理に除去は行わず現状のままとした。

五 胡蝶書棚の修理

胡蝶書棚の保存修理は、令和二年十月二十三日より、同四年三月十五日まで九州国立博物館内文化財保存修復施設6(漆工室)において行われた。

修理工程

前章同様、修理工程は、先に施工した初音書棚A・Bと共通するため、重複する作業の詳細は割愛し、異なる作業内容について以下に述べる。

① 作業監督と打ち合わせ

② 事前調査・作業準備

③修理前写真撮影・記録

④一次クリーニング

書棚を寝かせて行ったクリーニングで、底裏に生じたカビが見つかったため、除去と共に九州国立博物館に調査を依頼した。

⑤金貝の膠接着

⑥漆固め

⑦構造安定処置

胡蝶書棚は構造の弛みや損傷が多いため、天板や棚の重量が地袋内で受けられるようにスタイロフォームを加工して設置した。

正面左下の二つの隅金具は、隙間や変形が生じているため、釘を抜いて隅金具を取り外し、そのうち曲がった状態で打ち付けられていた釘(後補の釘で隅金具の穴よりも太い)の形を修正した。構造安定処置後に緩くなった釘穴を埋木し、木地収縮で隅金具先にできた隙間に合わせて朴の薄材を製作した。薄材は黒漆(生漆と硝煙)を塗って色合わせをし、隅金具とともに釘だけで固定して取り付けた(二つの隅金具のうち、底面に接した隅金具は、⑧書棚を寝かせての作業時に行った)。

⑧底裏と棚板裏の処置(クリーニング・構造安定処置・塗膜接着・刻苧充填・下地付け・仕上げ作業)

⑨塗膜接着

木地構造の亀裂部や欠損部周辺の塗膜が剥離しているため、塗膜接着用に調合した麦漆を溶剤で希釈して接着を行った。端嵌からの亀裂と塗膜剥離箇所は、塗膜を調整した後、麦漆で含浸させ、クランプで圧着固定した。なお、クランプを用いる際、裏の塗膜に触れないよう治具を製作して圧着した。そのほか、塗膜接着には竹ひごを用いて圧着固定した。

⑩刻苧充填

棚囲いの接合部隙間、地袋内の正面左側の亀裂箇所などに刻苧を充填した。

⑪漆下地付け

⑫漆固め・仕上げ

⑬二次クリーニング

⑭外箱の修繕

外箱の背面と扉裏で、木地が収縮し隙間が生じている部分に紙が貼られていた。箱背面の紙は破れているため木地の隙間を埋めることとしたが、扉は紙が健常であり構造も安定しているため現状のままとした。

隅金具と鉄釘は後補のもので、四箇所が釘が外箱の内側に貫通していた。三箇所は釘先を切り落とし、一箇所は釘先を横から叩いて折り曲げ、引つかからないように処置した。

⑮作業監督・点検・検討会

⑯修理後写真撮影・記録

⑰報告書作成

修理による所見

X線CT・透過X線調査では、木地構造内部の損傷については表面に見れている亀裂等の損傷と一致し、特に内部構造で甚大な損傷が生じていないことがわかった。三基の書棚のうち、胡蝶書棚が最も損傷が激しかった。経年の乾燥などによる木地収縮によって亀裂や塗膜剥離が多数生じており、特に棚板や地袋において顕著であった。過去にも亀裂や塗膜剥離に対し修理が行われたと考えられ、上段の棚板や地袋内における修理箇所

は、漆の色味の違いが目立っていたが、過去の修理箇所を除去することも困難なため、除去は行わず、現状のままとした。

初音書棚A・Bに比べ、木地や見えないところでの下地・漆塗りに差が見られた。X線CT調査では、柱構造に心材を通した二重構造であることが確認されたが、胡蝶書棚は支柱の構造に隙間が生じていることがわかり、初音書棚A・Bよりも加工精度に粗さが見られた(詳細は七章で後述する)。

六 書棚三基の調整

初音書棚A・B、胡蝶書棚は、九州国立博物館内文化財保存修復施設4へと場所を移し、令和四年四月十五日から同五年三月八日まで最終的な仕上りの調整が行われた。

修理工程

①作業監督と打ち合わせ

②事前調査・作業準備

書棚三基を収蔵庫と文化財保存修復施設6から、文化財保存修復施設4へ移動した。事前に修復施設4に外光が入らないよう遮光カーテンの設置工事を施工した。

③写真撮影・記録

④クリーニング

書棚三基のクリーニングを実施し、主に古色が施されていた初音書棚Bを処置した。水と綿棒で除去作業を行っていたが、汚れが容易に取れない

箇所は、当たりが軟らかい木材(クロモジ)や象牙のへらで擦って除去作業を行った。

クリーニング作業を実施中、初音書棚Bの天板で、珊瑚一箇所、銀の梅花一箇所が脱落した。どちらともデジタルマイクロスコープで調査を行った後、元の位置で再接着を行った。

⑤漆固め

初音書棚Bと胡蝶書棚の天板において、梨子地漆塗膜に漆固めを再度実施した。最終的に天板の漆固めは、初音書棚Bは四回、胡蝶書棚は三回実施をして艶の回復を行った。

⑥作業監督の確認・全体との調整

修理監督(最終確認)を実施し、仕上げのクリーニングと漆固め後の状況を確認した上で、完了とした。

⑦修理後写真撮影・記録

⑧梱包、輸送返却、点検

梱包作業して作品輸送を行った。令和五年三月十日に徳川美術館に到着後に、徳川美術館の学芸員と愛知県民文化局文化芸術課文化財室の担当官が立会い点検を行った。書棚の扉の開閉、取り外し位置を確認した後、引き渡しを行った。

⑨報告書作成

修理による所見

修理を終えた書棚三基は、ともに汚れを除去したことで、全体的に明るくなり、蒔絵表現が鮮明になった。劣化した漆塗膜に対し漆固めを実施したため、漆工品特有の艶が回復された(図6)。構造的に不安定だった亀裂

箇所は、刻苧などで埋め、また天板と支柱の接合部を麦漆で接着させることで安定させ(図20)、また塗膜が浮いていた箇所を平滑に戻したことによ
り、展示や梱包の際、梱包材や触手等でも引っかかりがないように改善さ
れた(図2・4・8・10・12・14・16・18)。

重量がかかる底裏の構造も安定し、擦り傷や欠損部を補強・復元を行っ
たことにより、展示の際にも目立たないようになった。

七 修理による新知見

六か年度にわたる書棚三基の修理では、その過程でさまざまな知見が得
られた。大西漆芸修復スタジオによる修理報告書および文化財保存修復学
会における大西智洋氏による口頭発表⁽¹⁾に基づき、次に述べていきたい。

書棚三基の仕様の違い

書棚三基は、いずれも上部に天板、棚板三段がつき、下部に引き戸扉が
付いた地袋が設けられ、底部には畳擦が付く形態である。しかし、細部
においては、地袋の扉板の構造に違いがあることが確認された。扉の鴨居と
敷居にかかる彫り込みが、初音書棚Aは扉の裏面側である(挿図14)の
対し、初音書棚B・胡蝶書棚は表面側であった(挿図15・16)。

現状での部材の寸法もほとんど同じだが、天板の厚み、支柱の太さ、棚
囲いの厚みには数耗程度、寸法に差があった(表1)。経年の乾燥などによ
る木地収縮は、初音書棚Aの畳擦正面で一耗弱であるのに対し、初音書棚
Bは地袋底板で一・五耗、胡蝶書棚は右二段・左三段の棚板、地袋底板で
二耗であり、胡蝶書棚がもっとも顕著であった。



挿図14 初音書棚A 扉板の構造
上下の彫込みが他の書棚と逆である。



挿図15 初音書棚B 扉板の構造

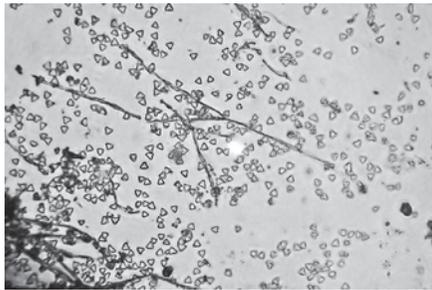


挿図16 胡蝶書棚 扉板の構造

また、普段、見ることでこのできない底裏と畳擦の仕上げには、顕著な差が
確認できた。初音書棚Aは、底裏と畳擦ともに、漆塗りに金粉の地蒔きが
施されて加飾が行われていた(図27)が、畳擦の裏側は、蒔絵や漆塗りが施
されていない木地のままであった。

初音書棚Bの底裏と畳擦は、黒漆塗
りによる仕上げである(図28)。胡蝶
書棚は畳擦が黒漆塗りだが、底裏は
板目材に節の入った木目が見えるこ
とから、下地付けが省略され、木地
に黒漆が塗られただけと考えられる
(図29)。

また胡蝶書棚だけに、底裏に黄色
いカビが生じていた。九州国立博物



挿図17 胡蝶書棚 底裏のカビ(顕微鏡写真)
画像提供：九州国立博物館
木川りか氏

館の木川りか氏の調査報告によれば、カビは三角形の形状であった(挿図17)。文化財に発生するカビの中では珍しく、報告例が少ない *Balanopsis triangularis* の可能性が高い。胡蝶書棚のみ、特異なカビが発生した原因は、その底裏に黒漆が塗られているとはいえず、木目が見えるほど漆塗膜が薄いことにより、木材の吸湿がより大きく生じたためと考えられる。

こうした仕様の違いによるためか、初音書棚A・初音書棚B・胡蝶書棚の順で損傷の数や程度がより大きくなっていった。とくに初音書棚Bと胡蝶書棚は木地の収縮が一・五〜二耗と大きかったため、棚板の割れや亀裂や塗膜剥離が著しく、後補修理の痕跡も確認された。また正面左下に付く隅金具先の浮きが著しかった(図9・17)。

なお、隅金具は、その取り付け位置や数は三基とも共通しているが、初音書棚Aに比べ、初音書棚Bと胡蝶書棚の隅金具は二割程度、長さが短い(挿図18〜20)。

修理前に行ったX線CT・透過X線調査で、違い棚板の支柱の木地構造



挿図18 初音書棚A 隅金具



挿図19 初音書棚B 隅金具



挿図20 胡蝶書棚 隅金具

を確認したところ、いずれも支柱のなかに心棒を通した二重構造であることが確認された(参考図・挿図21〜29)。心棒は違い棚上段から地袋の天板まで通るのに対し、蒔絵が施された外側の柱は棚板間の長さで調整されていた。かつ樹種の違う木材を組み合わせており、木目から心棒は密度の高い広葉樹、外側の柱は針葉樹とみなされる。柱は、心棒が通る穴をコの字型に彫り込み、残る一辺に別材を貼り付けた構造であった(挿図30・31)。こうした木地構造は三基で共通しているが、加工精度に差があり、初音書棚Aは柱と心棒の間に隙間はほとんどない(挿図27)のに対し、初音書棚B(挿図28)と胡蝶書棚(挿図29)は隙間が多く、その間を麦漆とみられる接着剤で充填していた。また使用される木材も、前者は目が詰んでいるのに対し、

後者の二基は年輪幅が広いことが確認された。

以上のように、書棚三基は統一した構造・技法で製作されているが、細部で加工精度の違いがあったことが確認された。すなわち初音書棚Aは木地の加工精度が高く、目の詰んだ木材を使用していることで木地収縮が少なく済み、損傷が軽微であったと考えられ、過去に修理された痕跡もなかった。一方、初音書棚Bと胡蝶書棚は、木地の加工精度がやや粗く、年輪幅の広い木材や板目材を使用していたことから、木地収縮が大きくなったと考えられ、木地構造の損傷が多く確認された。

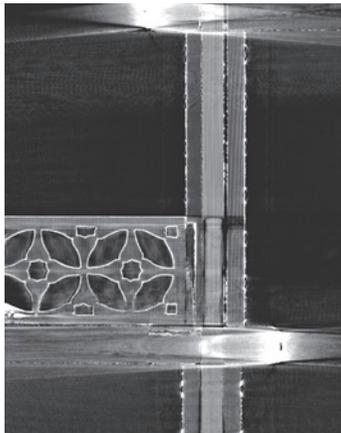
X線CTによる木地構造確認



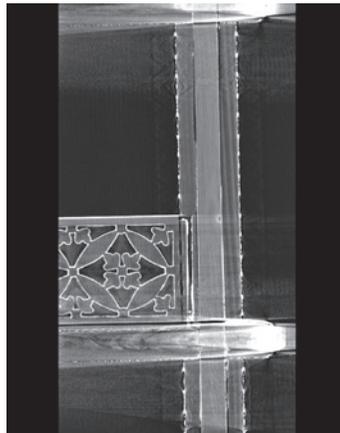
- ① 違い棚板の支柱
- ② 支柱と地袋天板
- ③ 支柱断面(天板より6cm上)

計測箇所 参考図

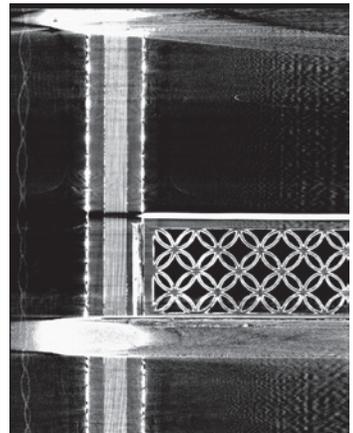
国宝 初音時絵書棚二基・胡蝶時絵書棚一基の修理について



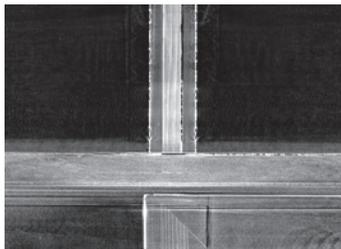
挿図23 胡蝶書棚①



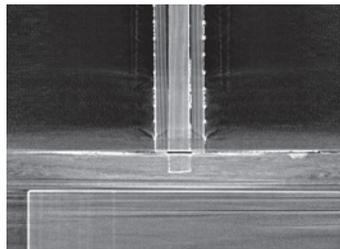
挿図22 初音書棚B①



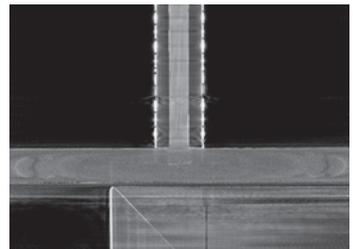
挿図21 初音書棚A①



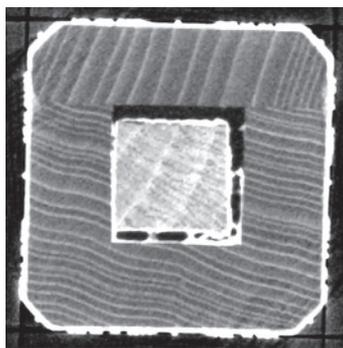
挿図26 胡蝶書棚②



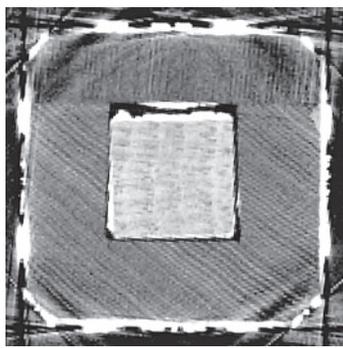
挿図25 初音書棚B②



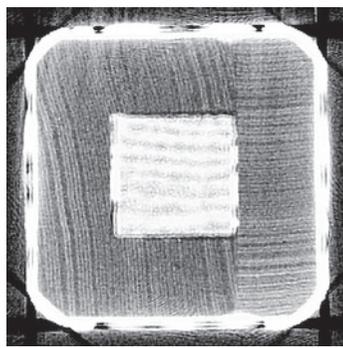
挿図24 初音書棚A②



挿図29 胡蝶書棚③



挿図28 初音書棚B③



挿図27 初音書棚A③



挿図31 支柱模型②



挿図30 支柱模型①

初音書棚Bの特記事項

書棚三基のうち、初音書棚Bのみ、珊瑚の加飾がある。珊瑚の剥落した箇所から、珊瑚は赤色の接着剤で貼り付けてあることが確認された。この接着剤は、水を含ませた綿棒でテストしたところ、溶解は見られなかったことから、水溶性ではなく、麦漆に顔料を混合したもので接着を行ったかとみられる。

また、初音書棚Bのみ、近代以降の古色付けとされる灰色の汚れが付着していたことが特筆される。明治六年（一八七三）に建中寺から尾張徳川家に千代姫の遺品が一括して返還された後、初音蒔絵調度は度々、展覧に供された。早くも同十一年に名古屋門前町の総見寺境内で開催された「愛知県博覧会」に厨子棚・黒棚・書棚の初音蒔絵三棚が出品、同二十三年に東京上野公園内桜ヶ岡美術協会列品館で開催された第十回美術展覧会に「蒔絵初音之棚三箇」が出品された¹³。大正四年（一九一五）には名古屋大曾根邸で園遊会が開かれた際に展覧会が催され、初音調度五十二点のほか、さらに中奥の間には「書棚 源氏初音の巻」が展示された¹⁴。以上が近代以降で確認できた出品履歴だが、初音の調度のなかでも、大きく見栄えのする厨子棚・黒棚・書棚の三棚は、出品の機会が多かったと考えられる。また三棚で出品される際には書棚三基のうち、厨子棚・黒棚ともに珊瑚の加飾があることに合わせ、珊瑚の加飾のある初音書棚Bが出品されていた可能性が高い。こうした出品の過程で、初音書棚Bに古色が付けられたと考えられるが、厨子棚・黒棚には古色付けは確認できず、書棚三基に比べ保存状態もよいため、出品に臨んでの古色付けと結論づけることは難しい。

胡蝶書棚の特記事項

胡蝶書棚では、銀で表現された桜花の加飾が各所に用いられている点が特筆される。この加飾は、初音蒔絵調度用いられる銀の梅花と同様、銀無垢による彫金貼付と考えられてきた。しかし、今回の修理で、天板の中央手前で桜花の銀板が欠損し、接着剤が露わになっている箇所が確認された(図30)。接着剤は花の形を残しており、少し厚みがあつて硬い。したがつて、桜花形に型押しした銀板を何らかの接着剤で、充填接着のようになりに貼り付けたのではないかと推測される。銀無垢にするよりも銀の使用量を少なくするための加工と考えられるが、漆工技法では確認されていない加飾技法であり、金工技法において同様の技法がないか、検討の余地がある。この銀の加飾では、桜花の連なりのなかに同じ型によると考えられる表現が数種類あることが大西漆芸スタジオより指摘された。

また、銀の色味の違いから、過去の修理で復元されたとみられる箇所がある(図31・32)。この復元も表現の違いから二種類に分けられ、それぞれ復元時期が異なると考えられる。

おわりに

修理を終えた書棚三基は令和五年(二〇二三)三月十日に返納された後、それぞれ外箱に収め、徳川美術館の収蔵庫に格納された。同年三月二十八日から五月二十三日まで、修理の完了を記念して同館名品コレクション第五展示室で書棚三基を、修理工程を示した写真パネルとともに特別公開した。今後も名品コレクション展示室で、順次、大名家の奥道具を代表する作品として展示していく予定である。すでに開館九十周年にあたる令和七

年には、初音の調度の全点を特別公開する展覧会を企画している。また、そのほかの特別展・企画展での展示や他館の展覧会への貸出等に活用していく予定である。

最後に、長期間に及ぶ修理施工にご尽力いただいた大西漆芸修復スタジオの大西智洋氏・後藤里架氏をはじめ、目白漆芸文化財研究所の室瀬和美氏・室瀬智弥氏・鷲野谷一平氏、漆芸家の松本達弥氏、修理方針を決定する上でご助言・ご指導いただいた北村工房・北村繁氏、作品保管や修復施設の環境整備、科学的調査にご配慮・ご協力いただいた九州国立博物館の川畑憲子氏・志賀智史氏・木川りか氏・渡辺祐基氏ほかの方々、国庫補助事業を円滑に進めるにあたり、ご指導いただいた文化庁の伊東哲夫氏・多比羅菜美子氏や愛知県・名古屋市の関係各所の方々、さらには助成をいただいた住友財団に対し、この場を借りて感謝申し上げます次第である。

註

- (1) 吉川美穂「(修理報告) 国宝 初音蒔絵見台二基・旅香具箱一式の修理について」(『金襴叢書』四八、徳川黎明会、二〇二一年)。
- (2) 初音蒔絵調度が幸阿弥家十代長重によって製作されたことは、『幸阿弥家傳書』(『幸阿弥家傳書 幸阿弥家傳卷』『美術研究』九八、美術研究所、一九四〇年)、『幸阿弥家記』(鈴木規夫「幸阿弥家記 幸阿弥家蒔絵品目」『漆工史』五、漆工史学会、一九八二年)の幸阿弥家側の記録で確認される。
- (3) 「東照宮御譲之御武器并御由緒有之御武器其他御道具類」(什器古帳第五十七号、徳川美術館蔵)によれば、延宝七年(一六七九)十一月二十五日に初音の輿・挟箱・文箱・硯箱などが尾張徳川家の分家・高須松平家に分譲されていたことが記される。
- (4) 元禄十一年(一六九八)十二月二十九日に五代將軍綱吉に「古今集」「千載集」、御台所の信子に「墨絵源氏」や琴などが(泰心院様公辺御日記)・「事蹟録」と

もに徳川林政史研究所蔵)、また翌十二年正月二十七日に夫・光友に掛物や書棚、屏風などの遺品が贈られた(「事蹟録」)。

- (5) 千代姫は、長らく江戸の上屋敷である市谷邸を住まいとしていたが、逝去した当時は戸山邸に在任していた。江戸での初音の調度の保管場所は判明しないものの、「事蹟録」元禄十二年五月十七日条に左記の記事がある。

尾州

一 靈仙院様御道具十釣到着、右御道具建中寺ニ

御宝蔵出来納置候様ニト被 仰付(御右筆部屋留)

- (6) 『新版 徳川美術館蔵品抄』⑤ 初音の調度(徳川美術館、二〇〇五年)一三九頁一四四頁に「初音の調度関係資料」として翻刻がある。ただし、「初音時絵書棚」二基と「胡蝶蒔絵書棚」一基の三基を一件とするなど、現状とは数え方に異なる。

- (7) 九州国立博物館の文化財用X線CTスキャナ(YCT Modular、エクスロン・

インターナショナル株式会社)を使用した。

- (8) 精製水で水練りした小麦粉に、生正味漆を練り合わせてつくる接着剤。

- (9) 麦漆に麻の繊維および木粉を混ぜて合わせる。

- (10) 精製水を含ませた地の粉に生正味漆を混ぜ合わせる。

- (11) 大西智洋 口頭発表「国宝「初音の調度」のうち、初音時絵書棚と胡蝶蒔絵書棚にみる木地構造・加工精度と損傷の関係」(文化財保存修復学会 第四十五回大会 於大阪、国立民族学博物館、二〇一三年)。

- (12) 「御道具出入帳 御書物共(什器古帳第三十六号)、徳川美術館蔵。

- (13) 香山里絵「尾張徳川家における世襲財産附属物」(『金鯨叢書』四五、徳川黎明会、二〇一八年)。

- (14) 香山里絵「明倫博物館から徳川美術館へ―美術館設立発表と設立準備」(『金鯨叢書』四二、徳川黎明会、二〇一五年)。

(徳川美術館学芸部部長代理)

lacquer surfaces of two *Hatsune*-motif shelves and one *Kochō*-motif shelf were stained and deteriorating due to age, and shrinkage of the wood had resulted in loosened joints as well as cracking and flaking of the lacquer coating. For these reasons, repairs were carried out at the Onishi Lacquer Restoration Studio of the Kyushu National Museum from November 2017 to March 2022 under the guidance of the Agency for Cultural Affairs. Under the guiding principle of conserving the pieces in their present state, the work focused on cleaning and stabilizing the surface layer and securing the cracked and delaminating areas.

Drawing from the full project documentation issued by the studio, this paper reports on the condition of the pieces before, during, and after repair, as well as summarizing new findings that were obtained by preliminary X-ray CT and transmission X-ray microscopy before the repairs or otherwise during the conservation process, such as the nature of the construction of the legs of the shelves and the details of the shell-shaped metal ornaments on the *Kochō*-motif shelf.

In addition to subsidies from the Japanese government and Aichi Prefecture, this project was also supported by the Sumitomo Foundation's "Grants for the Protection, Preservation & Restoration of Cultural Properties" program.

Prefectures” consists of responses from only seven prefectures: Iino and Tsurumaki (now Chiba Prefecture), Shikama (now Hyogo Prefecture), Fukuoka, Nagoya (now Aichi Prefecture), Sakai (now Osaka Prefecture), and Ashigara (now Kanagawa Prefecture). It would seem that the response to the proclamation did not yield sufficient results. However, it is believed that the manager of the Nagoya domainial collection did examine the Tokugawa family’s collection and prepared its own *Catalogue of Famed Objects and Old Artifacts* (The Tokugawa Art Museum collection) in response to the proclamation.

The proclamation of the *Plan for the Preservation of Old Artifacts* was an attempt by the Meiji government to create a comprehensive inventory of valuable pre-Edo period artifacts that were in danger of being lost during the early Meiji period. The fact that the proclamation did not fully serve its intended purpose due to the timing of the abolition of the feudal domain system may have been one of the reasons why the Meiji government itself conducted numerous surveys of the country’s treasures in the ensuing five years.

Introduction of Historical Material

Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 2)

NAMIKI Masashi

The *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) is a collection of 612 written communications, both public and private, that were received by the First Lord of Owari, Tokugawa Yoshinao (1600–1650), during his lifetime and have been handed down in the Owari Tokugawa family. The whole collection was stored in a single lidded wooden box, presumably made in the Taishō era (1912–1926). The title of the collection is taken from an inscription on the lid of this box. We plan to present an overview of the full collection in several parts over the course of the next few issues.

As we mentioned in the last issue, it is projected that some of the yet unexamined documents may contain a great deal of new information and it is possible that these historical materials may further corroborate historical facts that were previously known only through books compiled in later periods. As such, the value of presenting this collection in its entirety is believed to be significant. This second installment of the series presents reprints of 100 of the letters.

Restoration Report

On the Restoration of the National Treasures: Two Tiered Shelves with *Hatsune* Motif in *Maki-e* Sprinkled Gold and One Tiered Shelf with *Kochō* Motif in *Maki-e* Sprinkled Gold

YOSHIKAWA Miho

The “Wedding Furnishings (of Princess Chiyo, wife of Tokugawa Mitsutomo)” in the collection of the Tokugawa Art Museum constitute the marriage trousseau of Princess Chiyo (1637–98), the eldest daughter of the third shogun, Tokugawa Iemitsu, on the occasion of her marriage to the Second Lord of Owari, Tokugawa Mitsutomo, in 1639. Popularly known as the “Hatsune Furnishings,” the trousseau consists of 47 items decorated in motifs from the Hatsune chapter of *The Tale of Genji* in sprinkled gold, 10 items decorated in motifs from the *Kochō* chapter in sprinkled gold, and 13 pieces with other sprinkled gold motifs, for a total of 70 pieces, which have been designated collectively as a National Treasure.

The *maki-e* gold sprinkled lacquer furnishings are generally in good condition, but the

based sword polisher during his stay in Owari. It is possible that the account of the provenance of the “Nansen Ichimonji” that Munekatsu ordered purposely added details tracing its transmission to the Ashikaga shogunal family Collection. Compared to the certificate of provenance of the “Monoyoshi Sadamune,” which affirms the legitimacy of the Tokugawa as a family, this supports their legitimacy as rulers. From this, it can be concluded that Munekatsu used “Nansen Ichimonji” to link himself with the Ashikaga shogunate and with Ieyasu, thereby trying to increase his own authority and centralize his power through the authority of the famous sword.

Folding Screen with Scenes from *The Tale of Genji* in the Tokugawa Art Museum Collection

HASEGAWA Madoka

The folding screen with scenes from *The Tale of Genji* in the Tokugawa Art Museum Collection (hereafter “Tokugawa screen”) is one only a few extant early modern folding screens depicting *The Tale of Genji* with pasted paintings and has been attributed to a painter of the Iwasa school of painting. However, a detailed study of the paintings in the Tokugawa screen from an art-historical approach has not yet been attempted. This paper first presents an overview of the Tokugawa screen and considers their relationship to the Iwasa school through analysis of specific illustrative styles utilized in the screen’s paintings. While noting differences between the illustrative style of the Iwasa school and the characteristics of the Tokugawa screen, this paper also demonstrates that there are significant similarities in the screen paintings to the styles of Kanō Sanraku (1559–1635) and the succeeding generations of Kanō painters in Kyoto.

This paper further argues that some images in the Tokugawa screen appear to have used Sanraku’s illustrations as references. There are also several scenes in the Tokugawa screen that may be based on images in early illustrated prints of *The Tale of Genji*, in particular images from the *Jūjō Genji*, edited by Nonoguchi Ryūho (1595–1669). Moreover, this paper argues that the Tokugawa screen is a valuable example of early modern *Genji* pictures and demonstrates the expanding popularity of *The Tale of Genji* in the early 17th century among all levels of society,

The Nagoya Domain and the “Preservation Methods for Ancient Artifacts”

KŌYAMA-HAYASHI Rie

In response to the Plan for *the Preservation of Old Artifacts* (Decree of the Great Council of State Proclamation No. 251) issued by the Meiji government on May 23, 1871, the Nagoya domain had planned to compile a register of the names and other details of all owners of “artifacts and old objects” by the end of July of the same year (*Onfukoku goyōdome 2*, The Tokugawa Institute for the History of Forestry). However, in July of that year, the administrative system of feudal domains was abolished and Tokugawa Yoshikatsu, the second governor of the Nagoya domain, was relieved of his duties, so it was not possible for the Nagoya domain to reply to the proclamation in writing. Drawing upon documents from the Nagoya Domain Office of Shrines and Temples, the records of fourteen shrines and forty temples within the former Nagoya domain were compiled into a *Catalogue of Artifacts and Old Objects* (part of the “Survey Documents on Treasures in Prefectures” collection, Tokyo National Museum) between June and August of 1871 and submitted to the federal Ministry of Culture by Nagoya Prefecture in January 1872. The “Survey Documents on Treasures in

Second, the diary reveals that until the middle of the fifth month (June-July) of 1863, Yoshikatsu would visit the residences of leading court nobles for consultations after meeting with the shogun and senior councilors at Nijō Castle. But his visits to Nijō Castle and the residences of court nobles ceased after he fell ill around the end of the fifth month, when it was decided that the shogun would return to Edo. Once Yoshikatsu's visits to Nijō Castle ceased, shogunate officials who had business with him would proceed to the Kawara Mansion, the secondary residence of the Konoe family where he was lodging. Important matters relating to the court and shogunate were referred to Yoshikatsu at the Kawara Mansion, and key decisions were made there.

Introduction of Historical Material

Records of daimyo residences in the territory of Owari domain

HARA Fumihiko

This paper catalogs historical sources on the fifteen daimyo residences established by Owari domain in its territory.

Virtually no contemporary records exist on these residences; most sources are of later date. This paper therefore cannot claim to be an adequate source of information on the residences' actual character. Nonetheless, it offers clues, albeit fragmentary, to their history and layout.

Sources are divided into those recording datable facts and those (such as topographies) recording facts of uncertain date.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Articles

The Status of the "Nansen Ichimonji" Long Sword in the Mid-Edo Period

ANDŌ Kaori

The long sword known as the "Nansen Ichimonji" (Important Cultural Property, The Tokugawa Art Museum) was one of two swords specifically designated as family treasures in the mid-Edo period by Tokugawa Munekatsu, the Eighth Lord of Owari. The second was the Owari family's most treasured sword, the short sword known as the "Monoyoshi Sadamune." This paper examines the details of the transmission of the "Nansen Ichimonji" and its position within the Owari family collection through related historical documents and considers Munekatsu's intentions behind recommending it for designation as a family treasure.

The "Nansen Ichimonji" was gifted to Tokugawa Ieyasu by Toyotomi Hideyori and after Ieyasu's death, it was kept at Sumpu Castle along with other top-grade swords. It can be presumed that these swords were distributed among the Owari, Sumpu, and Mito domains over the next several months. It has been confirmed that the "Nansen Ichimonji" was received by the First Lord of Owari, Tokugawa Yoshinao, as part of Ieyasu's legacy.

Also, regarding the position of the "Nansen Ichimonji" in Munekatsu's time, an examination of collection records from the same period indicates that it was his favored sword or his backup weapon and as such was overseen by the daimyo's chamberlain. It was brought to Nagoya in 1745 upon Munekatsu's return to the domain and was taken care of by a Nagoya-

the *goshuden* residence on the day of the visit. These facts suggest that *otachiyori* visits to a *goshuden* residence proceeded under the shogunate's direction.

When, however, Ienari made an *otachiyori* visit to the Owari domain compound in the time of the eleventh daimyo, Tokugawa Nariharu, Owari domain made the meal and other arrangements. This difference must have arisen because preparations for an *otachiyori* visit were the responsibility of the party managing the location being visited by the shogun. It is conjectured that *otachiyori* visits to a *goshuden* residence were directed by the shogunate because such residences were managed by a shogunate junior councilor.

With what daimyo and *hatamoto* clans was the Naruse family of Owari intimate during the later Edo period? The case of Naruse Masanaga

KAYATA Hiroya

The Naruse family served as hereditary “attached elders” (*tsukegarō*) of Owari domain. This paper seeks to identify the nature of the military clans that had social ties with the family during the later Edo period. It takes the example of Naruse Masanaga, head of the family during the first half of the nineteenth century.

Chapter 1 briefly describes Masanaga's career and his final illness, death, and funeral.

Chapter 2 examines visitors who came to pay their respects to Masanaga, focusing on members of daimyo and *hatamoto* (bannermen) clans with which the Naruse family had a relationship of “mutual respect” (*ryōkei*) or “unilateral respect” (*katakei*). It analyzes the frequency of their visits from several viewpoints: (1) whether they were in a relationship of mutual or unilateral respect with the Naruse family; (2) ties of marriage or kinship; (3) family status; and (4) official position. Based on how often they visited, it identifies what types of clans were on intimate terms with Masanaga. Zeroing in on (3) family status and (4) official position, he had close relations, whether of mutual or unilateral respect, with *fudai* (hereditary) daimyo clans that typically occupied top shogunate posts—such as senior or junior councilor—and with clans that enjoyed access to the inner quarters of Edo Castle.

These networks, it is pointed out, may have allowed Masanaga to obtain a wealth of information on shogunal politics and the shogun's doings. They may also have benefited his campaign to enhance the status of attached elders.

Research Note

Tokugawa Yoshikatsu's political activities as advisor to the shogun: An introduction to his diary *Kōhen goyōdome-ki*

FUJITA Hideaki

This paper examines the political activities of Tokugawa Yoshikatsu, the fourteenth daimyo of Owari domain, while analyzing his *Kōhen goyōdome-ki*, the diary he kept as advisor to the fourteenth shogun Tokugawa Iemochi. It reaches the following conclusions.

First, Yoshikatsu, believing that the shogun needed to assert control over the imperial court, opposed his return to Edo. Keenly aware of the gap in military power between Japan and the West, he regarded the idea of “expelling the barbarians” as completely impractical. He feared that the shogun's prestige would be irreparably damaged if he returned to Edo only to fail in the attempt. Nonetheless, he recognized the need for the shogun, as “barbarian-subduing generalissimo,” to articulate an expulsionist policy. As a compromise, he proposed that the shogun enter Osaka Castle and guard Osaka Bay.

For Owari domain, Otakahama was, in the last years of the Edo period, more than simply a hawking ground. It was the source of proprietary rights transcending hawking rights. Some neighboring villages regarded Otakahama as Owari's territory. It is observed that, in view of these developments, Owari domain had the potential to become the feudal ruler of the hawking ground.

Yamamura Takayoshi and his tenure as intendant of Kiso: A study based on his diary

KAYABA Masahito

This paper focuses on Yamamura Takayoshi, ninth head of the Yamamura family, the hereditary intendants of Kiso who ruled the Kiso region during the Edo period. Based on his diary, *Takayoshi-kō nikki*, it examines his character and approach to regional administration in the mid-Edo period. The study reveals the following.

First, Yamamura Takayoshi's diary, written in his own hand, is extant for the years between 1763, before he became intendant, and 1788, when he retired. He intentionally maintained separate diaries when in Kiso Fukushima and when visiting Nagoya. The diary that he kept during his stays in Nagoya is characterized by drawings showing the course and order of seating of ceremonies that he attended. It evinces his scrupulous commitment to leaving a detailed record of the rituals of the military houses.

Second, with the cooperation of resident officials, Yamamura Takayoshi served as keeper of the local barrier station at the shogunate's behest and governed the villages of the region. Moreover, timber merchants would often visit Takayoshi before cutting timber in the Kiso mountains. This indicates that even after the Kiso timber office of Owari domain assumed oversight of lumbering, the Yamamura family did not completely cease to be involved in administering the region's forests.

Third, as related in later accounts of his life, Yamamura Takayoshi did indeed do much to relieve the suffering of the people of the Kiso Valley during the Great Tenmei Famine. Studies of his tenure as Kiso intendant have to date largely drawn on accounts compiled to celebrate his achievements. The entries in his diary not only corroborate these later accounts but also provide concrete details of his deeds, revealing that during the famine he prayed at a shrine and distributed medicines and amulets.

The distinctive character of *goshuden* residences: A study based on visits to such a residence by the shogun Tokugawa Ienari

YOSHINARI Kasumi

In the Edo period, a shogun's daughter would, upon marriage, live in a residence built specially for her called a *goshuden*. This paper examines the distinctive character of *goshuden* in light of a type of shogunal visit called *otachiyori* made by the eleventh shogun Tokugawa Ienari to one such residence, that of his eldest daughter Hide-hime, who wedded the tenth daimyo of Owari domain, Tokugawa Naritomo. Hide-hime's residence was located on the premises of the Owari domain compound in Edo.

During preparations for the visit, the responsible inspector appointed by the shogunate junior councilor who managed the *goshuden* residence made security and reporting arrangements for the day of the visit, while the chamberlain of the residence arranged the cuisine. Owari domain, on the other hand, tidied up the garden of the domain compound after inspection by the shogunate and arranged the interior. It also lent the entire garden to

Summaries

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Articles

An analysis of political space in the Owari Tokugawa house based on seating plans (*sekizu*)

FUKAI Masaumi

Sekizu or “seating plans” are diagrams showing the arrangement of people during ceremonies. These diagrams indicate in what hall political ceremonies took place and how they were conducted.

Using such diagrams, this study describes various ceremonies held in two of the Owari Tokugawa house’s political centers—the Ninomaru Palace of Nagoya Castle and the Ichigaya residential compound in Edo—and compares and contrasts them.

It is found that Nagoya Castle, in the clan’s home territory, had separate ritual and political spaces, whereas the two were integrated at its residential compound in Edo. This integration of ritual and political space was like that of the Honmaru Palace of Edo Castle, the Tokugawa shogunate’s ritual and political center, and was likely influenced by it.

How did Owari domain regard hawking grounds outside its territory? The case of Otakahama, Tōtōmi Province

YAMAZAKI Hisato

This paper examines how Owari domain regarded hawking grounds belonging to it outside its territory. Hawking grounds within its territory are unproblematic, because there fief rights and hawking rights coincided. In hawking grounds outside its territory, however, fief rights were held by a different ruler. This raises the question of how Owari domain regarded hawking grounds where it held hawking rights alone. This paper analyzes the case of Otakahama (which spans the present-day cities of Hamamatsu and Iwata, Shizuoka Prefecture) in Tōtōmi Province.

The Otakahama estate, which served as a place for capturing birds of prey for hawking, was originally granted by Tokugawa Ieyasu to Tokugawa Yoshinao. Its origins are, however, obscure. From the Kyōhō era (1716-1736) it ceased to be used for capturing of birds of prey except during the Bunka and Bunsei periods (1804-1830) and did not function as a regular hawking ground. Otakahama was managed by officials called *Otakahama-mori* or custodians of Otakahama.

Otakahama becomes a focus of particular interest in the last years of the Edo period. Neighboring villages developed it into farmland, whose agricultural output was then counted as part of the putative yield (*kokudaka*) of the territory of other feudal rulers. Owari domain could not stand idly by. In 1860, its chief falconer was sent around the villages of Otakahama to investigate. Meanwhile calls arose, chiefly among the domain’s finance officials, for Owari to safeguard its economic interests in Otakahama. As a result, plans were discussed to place stakes around the hawking ground’s perimeter or revive a facility called the falconry office.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

Articles

- The Status of the “Nansen Ichimonji” Long Sword in the Mid-Edo Period
..... ANDŌ Kaori (1)
- Folding Screen with Scenes from *The Tale of Genji* in the Tokugawa Art Museum Collection
..... HASEGAWA Madoka (15)
- The Nagoya Domain and the “Preservation Methods for Ancient Artifacts”
..... KŌYAMA-HAYASHI Rie (33)

Introduction of Historical Material

- Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 2)
..... NAMIKI Masashi (55)

Restoration Report

- On the Restoration of the National Treasures: Two Tiered Shelves with *Hatsune* Motif in
Maki-e Sprinkled Gold and One Tiered Shelf with *Kochō* Motif in *Maki-e* Sprinkled Gold
..... YOSHIKAWA Miho (85)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.
(phone) (03)-3950-0117

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO
BULLETIN
OF
THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

NO. 51

March 2024

THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY
(*Tokugawa Rinseishi Kenkyūjo Kenkyū Kiyō* Vol. 58)

Contents

Articles

- An analysis of political space in the Owari Tokugawa house based on seating plans (*sekizu*)
..... FUKAI Masaumi (1)
- How did Owari domain regard hawking grounds outside its territory? The case of
Otakahama, Tōtōmi Province YAMAZAKI Hisato (35)
- Yamamura Takayoshi and his tenure as intendant of Kiso: A study based on his diary
..... KAYABA Masahito (55)
- The distinctive character of *goshuden* residences: A study based on visits to such a
residence by the shogun Tokugawa Ienari YOSHINARI Kasumi (71)
- With what daimyo and *hatamoto* clans was the Naruse family of Owari intimate during the
later Edo period? The case of Naruse Masanaga KAYATA Hiroya (85)

Research Note

- Tokugawa Yoshikatsu's political activities as advisor to the shogun: An introduction to his diary
Kōhen goyōdome-ki FUJITA Hideaki (103)

Introduction of Historical Material

- Records of daimyo residences in the territory of Owari domain
..... HARA Fumihiko (125)

〔Activities〕

- Research and Dissemination Activities in fiscal year 2023 (185)

Appendixes

- A catalog of historical materials concerning the Ishiko family who was a retainer of the
Owari Clan-Part Sixteen (1)

金 鯨 叢 書 第五十一輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和六年三月三十日 編集
令和六年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

徳川 林政史研究所

〒461-0023 名古屋市中区徳川町一〇一七

徳川 美術館

〒605-0089 京都市東山区元町三五五

株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番(代)

印刷所

